

申請枠区分

通常枠

申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2024 年	2	回

1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

規程類の後日提出について確認しました

(5)役員名簿に記載されている全員から第三者提供に関する同意について

同意を得ました

(6)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

株式会社雨風太陽

団体代表者 役職・氏名

代表取締役 高橋博之

分類

法人番号	団体コード
7400001010018	

申請団体の住所
〒025-0092 岩手県花巻市大通一丁目1番43-2 花巻駅構内

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合
〒151-0051東京都渋谷区千駄ヶ谷3-26-5 金子ビル3F

■ 申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

1.助成申請情報欄の内容につき、誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

--

担当者 メールアドレス

--

担当者 電話番号

--

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなつても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（1）～（4）の事項等

--

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

4.事業情報の登録・事業関連書類の提出

事業名

南海トラフ地震に備えた事前復興計画

事業の種類_第一階層

--

事業の種類_第二階層

--

事業の種類_第三階層

--

支援の分野_文字列表示

--

支援分野_活動支援団体

--

休眠預金活用事業 事業計画書 【2024年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

基本情報

申請団体		資金分配団体		
資金分配団体	事業名（主）	株式会社雨風太陽	コンソーシアムの有無	なし
	事業名（副）			
	団体名	株式会社雨風太陽		
事業の種類1	④災害支援事業			
事業の種類2	防災・減災支援			
事業の種類3	災害復旧・生活再建支援			
事業の種類4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
<input checked="" type="checkbox"/>	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
	⑨ その他
<input checked="" type="checkbox"/>	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	④ 働くことが困難な人への支援
	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	⑥ 女性の経済的自立への支援
	⑨ その他
<input type="checkbox"/>	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
<input type="checkbox"/>	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	⑨ その他
その他の解決すべき社会の課題	

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
11.住み続けられるまちづくりを	11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。	南海トラフによる津波被害が想定される地域のうち、自身で移動手段を持たない移動弱者を含む地域住民が、発災時に迅速かつ的確な支援を受けられる仕組みを構築し、創造的復興のための事前復興への取り組みを実施する。
11.住み続けられるまちづくりを	11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。	住民共助型の困りごと解決をマッチングするサービスである地域内共助アプリを利用するこにより、移動弱者をはじめとする地域住民の困りごとを解決し、課題を集約、可視化することで根本的な課題の解決に取り組む。
11.住み続けられるまちづくりを	11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	発災後、迅速な地域復興を行うために、事前復興のマニュアルを作成し、地域間で内容を共有。加えて、被害が想定されている地域の団体間でそのナレッジを共有することで、包括的な準備体制を構築する。
13.気候変動に具体的な対策を	13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。	主に南海トラフ地震とその津波被害に対する事前復興の取り組みを実施。発災時に共助方の創造的復興を自走できる仕組みを構築する。
11.住み続けられるまちづくりを	11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。	南海トラフ地震とその津波被害が想定される地域において、地域内共助アプリを利用することにより平時の課題を可視化することで、災害時のリスクをより正確に把握可能。これにより、当該地域で不足しているリソースや体制が明確になり、必要な支援内容が具体化されるため、復興フェーズにおける効果的な支援が実現しやすくなる。加えて、平時からの準備が進むことで、発災時の対応力が向上し、迅速で的確な復興活動に貢献できる体制が整えられる。

Ⅰ.団体の社会的役割

(1)団体の目的	200/200字
当社の目的は「都市と地方をかきまぜる」ことである。当社は、東日本大震災の被災地で代表高橋が岩手県議会議員として被災地で復旧・復興に関わる中で、生産者と消費者が直接交わることで双方にポジティブな影響を体感したことから、"都市と地方の分断"や"地方の衰退"という課題に対して、産直EC「ポケットマルシェ」や「おやこ地方留学」といった事業を通じて関係人口を創出することで、多様な地方の課題解決を図っている。	
(2)団体の概要・活動・業務	199/200字
代表高橋は、東日本大震災発災時、岩手県・宮城県・福島県の沿岸部36市町村を徒步で行脚し、現状を伝えた。能登半島地震では発災直後より現地に入り、"関係人口の創出"が復興に重要であると唱え続け、能登半島地震復旧・復興アドバイザリーボード委員に就任し、創造的復興プランの作成に対して、助言を行ってきた。これまで、日本全国を10周しており、日本中の農家・漁師の現場で行った車座の回数は1,270回を超える。	

II.事業概要

II.事業概要					国外活動の有無	-	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2025/4/1	(終了)	2028/3/1	対象地域	神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、高知県、宮崎県（南海トラフで10m以上の津波が想定される地域）	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	下記の条件に当てはまる市町村の在住者 ・南海トラフ地震による津波被害が想定される ・加えて、能登半島地震での被害を受けた地域 ・当該地域で地域課題の解決に取り組む団体がいる ・地域の課題に取り組む関係性があるなど、当該地域にソーシャルキャピタルといえる資本がある	(人数)	約14.4万人 想定される実行団体の活動地域の市町村の人口を合算。一例として下記市町村を対象とした。 和歌山県すさみ町：約3,700人 三重県志摩市：約44,000人 高知県須崎市：約19,000人 高知県土佐清水町：約11,000人 宮崎県都農町：約9,400人 宮崎県日向市：約57,000人					
最終受益者	南海トラフ地震による津波被害が想定される地域の在住者 (発災時、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、高知県、宮崎県で1週間以上の避難が想定される人数) https://www.asahi.com/special/nankai_trough/	(人数)	約541万人 神奈川県：約4万人 静岡県：約110万人 愛知県：約190万人 三重県：約69万人 和歌山県：約46万人 徳島県：約37万人 高知県：約50万人 宮崎県：約35万人					
事業概要	南海トラフ地震に備えた、事前復興プランを作成。地域内で共助互助の動きが取れる状態を目指す。その上で、外部支援機関と平時とのつながりをもち、発災時に迅速かつ的確な支援が受けられる状態を目指す。 ①地域内共助アプリの導入 津波被害が想定される地域住民へ、LINEを活用したプラットフォームにより住民共助型の困りごと解決をマッチングするサービスを導入。本サービスを導入して、地域住民と地域内外の人がつながることで、人手不足により公助では難しい、地域課題を解決。また、マッチングの件数を増やし、地域が平時に抱える課題を集約、可視化。 ②復興訓練の実施 発災時、復旧後に必要となる動きをまとめた復興マニュアルを作成。説明会にて読み合わせを実施した後に、実行団体が主体となり、事前復興訓練を行う。生活用水の確保や支援物資の管理、炊き出し当番の取り決めなど、自治体と地域住民が連携の上で実施し、実行団体に災害時支援ができる機能をもたせる。 ③関係人口リストの作成 アプリの導入により、地域が抱える課題を集約することにより、不足するリソースが可視化されるため、その課題の解決が可能な外部の支援先候補のリストを作成。地域内外の支援先との協定を結ぶなど、平時よりつながりを持つことで、発災時に速やかな支援を求める状態をつくる。	558/600字						

III.事業の背景・課題

(1)社会課題

769/1000字

今年元旦に発災した能登半島地震は、これまでの震災の中で最も支援が困難を極めている。理由のひとつは、被災自治体の過疎高齢化が著しく、現地で復旧復興を担う若いプレイヤーが限られていること。もうひとつは、半島という地理的閉鎖性もあって外部からのリソースを集中投下できなかつたことが挙げられる。結果、復旧復興は遅れ、さらなる人口流出が懸念されている。南海トラフ地震では、被害は西日本の太平洋側沿岸部の広範囲に及び、高知県や和歌山県の紀伊半島など、能登半島同様に過疎高齢化が著しく、道路が断絶されて陸の孤島と化し、支援が困難を極める地域が多発することが予想される。

その際、問われることはまず、避難のフェーズにおいては、支援の手が差し伸べられるまで、自分たちの力で生き抜くことと、生き抜くために足りないリソースを持った外部団体と事前につながり、それらを外部から調達することである。次に、復旧復興のフェーズで、外から入ってきたボランティアが、地域の相互扶助では埋められないニーズを迅速に把握し、適切な支援を届ける体制を準備しておくことだ。それには、日頃から地域の相互扶助の力を可視化し、足りない力は外から調達してくる仕組みをつくり、その仕組みが機能するように復興訓練をしておくことが重要になる。

このため、平時から連携体制を整えておくことが必要である。震災で問われるのは日常だ。逆に言えば、災害などの有事に噴出するのは、平時の課題だ。つまり、「過疎とは慢性的な災害」という認識を持ち、平時と有事を地続きにして取り組む必要がある。日常の地域づくり自体が復興訓練になることが肝要だ。それを踏まえ、地方の過疎地の防災力、復興力の低下という社会課題を解決するために、地域の相互扶助の力と外部の力をベストミックスできるプラットフォームを地域に導入したい。

(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況

186/200字

発災時を想定して行政が作成する計画は、避難までを指示するものがほとんどであり、復興フェーズにおける、外部との連携を前提としたプランまでをカバーしているものは少ない。加えて、発災時に行政は人命救助や各復旧に奔走することもあって、有事の際に初動に遅れが出る可能性が高い。また、静岡県や高知県は事前復興計画を作成しているものの、住民の関心は低く、実現可能性が低いのが現状である。

(3)課題に対する申請団体の既存の取組み状況

163/200字

小学生のお子さんと親御さんが生産者のもとで自然に触れて命の大切さを学ぶ、地方留学プログラム「ポケマルおやこ地方留学」の催行にあたり、過疎高齢化が進む交通不便地域にてミーツの活用実績がある。地域在住のパートナーの力を借りることで、公共交通機関による移動手段がないという課題の解決ならびに、地域への経済効果をもたらすこともできる。

(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義

198/200字

現在、事前復興は予算や人手の不足で進んでいない。そのため、事前復興のモデルを示すことが重要である。ミーツを活用して復興モデルを地域コミュニティで実施することに加えて、高橋博之の復興のノウハウを活かし、当社がリードすることで、各地域の課題に適した支援が提供可能である。本モデルを成功させて全国への水平展開を図り、行政と連携を深めるほか、普及が進むことで、将来的な法整備にも寄与することが期待される。

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム

南海トラフ地震の発災時、津波被害を受ける地域において、被災想定地域住民の方が、迅速に的確な支援が受けられる状態

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配00字	モニタリング	指標 100字	初期値/初期状態 100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
災害時対応における地域課題の可視化		<ul style="list-style-type: none"> ・生活の困りごと発生時に他者を頼って解決した経験回数1,200件 ・関係人口リストの完成 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題が潜在化したまま 		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題とその優先度が見える化されている ・課題解決を支援する団体が見える化されている
災害発生時への備えの視点で必要な課題が解決されている		<ul style="list-style-type: none"> ・生活の困りごと発生時に他者を頼って解決した経験回数1,200件 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題が潜在化したまま ・災害発生時の課題がわからない 		<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の困りごとが解決されている ・災害発生時の地域の課題が見える化されている
地域で復興の動きのイメージが共有されている		<ul style="list-style-type: none"> ・復興マニュアル地域配布率40% ・復興訓練実施回数3回 	<ul style="list-style-type: none"> ・発災時の地域における復興の動きがわからない 		<ul style="list-style-type: none"> ・復興に関する計画があり、発災時に自発的に復興の動きがとれる

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金00字	モニタリング	指標 100字	初期値/初期状態 100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
地方創生に取り組む実行団体が災害復興対応も可能になる		<ul style="list-style-type: none"> ・関係人口リスト完成 ・復興訓練実施回数3回 ・実行団体と支援機関間で締結した協定数3件 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実行団体が復興に関してのノウハウをもっていない 		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実行団体が発災時の復興の動きを自走できる
実行団体を含む地域在住者と地域外の支援者とのつながりがある		<ul style="list-style-type: none"> ・WG参加者数100名 ・実行団体と支援機関間で締結した協定数3件 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実行団体や、地域コミュニティと外部団体のつながりがない 		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実行団体や地域コミュニティが、支援を求められる外部団体と平時からのつながりがある

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
【地域内共助アプリ導入・稼働費用】	2025年4月～2028年3月	156/200字
【復興マニュアル作成】	2025年4月～2028年3月	116/200字
【復興マニュアル活用】	2025年4月～2028年3月	116/200字
【コンソーシアム活動】	2025年4月～2028年3月	78/200字
【一般管理費】	2025年4月～2028年3月	88/200字
【評価関連経費】	2025年4月～2028年3月	108/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援		時期	
【コミュニティ活動運営支援】 地域内共助アプリによりマッチングしたパートナーとユーザーを起点としたコミュニティを地域のコミュニティに組み込み、地域住民の意見交換会の機会を定期的に開くなど、平時からのつながりを確保。さらに、事前復興マニュアルに基づいた復興訓練等を行い、地域全体のレジリエンスを強化する。		2025年4月～2028年3月	151/200字
【連携団体のコンソーシアム化、行政との引き合わせ】 他地域の実行団体とのコンソーシアムを組成し、課題やベストプラクティスを共有。また、地域内共助アプリによって見える化した課題を解決するための取り組み内容を行政とも連携し、平時より地域住民と行政が連携した動きをとれるよう伴走する。		2026年4月～2028年3月	139/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・ポケットマルシェ登録の生産者を起点として、地域内共助アプリの登録を促進 ・地域住民向けにアプリの説明会を開催し、登録を促進 ・復興マニュアル作成の上、地域住民向けに復興訓練イベントを開催し、当事者意識を高める ・コンソーシアム組成による他地域の情報を住民説明会、復興訓練にてフィードバックし、当事者意識を高める ・定期的な情報発信で関心を維持し、住民が情報にアクセスしやすい環境を整備する 	195/200字
連携・対話戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・年に一回の総会の開催や、視察を通して、成功事例や課題を互いに報告し、ベストプラクティスを模索する ・平時からも各地域の団体と定期的な連絡会議を開催し、進捗状況を共有する ・行政や支援機関との連携を主導し、平時からのつながりを創出、協定締結に向けて伴走する 	128/200字

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	平時からのコミュニティ形成の重要性を明確にし、全国規模での取り組みを防災庁の管轄で展開できるよう、働きかけを行う。具体的には、地域住民同士が災害リスクを共有し、連携体制を整える場を定期的に設けることにより、災害発生時にも迅速に協力できる基盤を築いていく。この取り組みを全国の自治体や地域団体と連携して行い、各地域の特性に応じた防災計画や支援体制を標準化して導入することで、地域住民の自律的な能力を向上させ、発災時にも対応しうる強靭な地域コミュニティの構築を目指す。	232/400字
実行団体	地域コミュニティや関係者が主体的に運営を担える体制を構築する。施策の初期段階で導入支援を行い、その後は受益者負担によって維持管理が可能となる自立的な運営モデルを推進する。これにより、地域住民が自らの防災・復興活動の重要性を実感し、自主的な参加と負担によって持続可能な運営が実現することを目指す。その活動実績をもとに近隣の市町への導入を検討し、モデルの横展開を目指すと同時に関係人口構築を推進。加えて、実行団体に災害時の復興支援ができる機能をもたせる。	227/400字

VII. 関連する主な実績

(1) 助成事業の実績と成果

797/800字

2013年7月にNPO法人東北開墾が創刊した「食のつくり手を特集した情報誌と、彼らが収穫した食べものがセットで定期的に届く"食べもの付き情報誌"」において、①全国で100の「食べる通信」の創刊に向けた新規通信社の発掘と育成。（2014年度：4通信社→2017年度：100通信社）②「食べる通信」のブランドの確立や事業の標準化、記事や付録である生産物の品質管理、生産者と消費者の交流支援。③運営効率化に向けた共通基盤の開発整備を目標として、一般財団法人社会変革推進財団より、89,760,000円の助成を受けた。

◆ うまく機能した点

- ・食べる通信による生産者と消費者の交流が、災害などの非常時において生産者支援へと展開した14ケースみられ、食べる通信で取り上げられた生産者を地元や全国区のマスメディアが取材し、知名度が向上するなどの効果がみられた。
- ・一次産業の振興をはじめとした地域課題の解決に取り組む55名の起業家を全国各地で創出することに成功。
- ・食べる通信をきっかけに展開された都市（消費者）と地方（生産者）の関係は、定住から情報交流まで多様な結びつきがあり、それらの結びつきを深めていくことが地域の活性化につながるという「関係人口」という概念が生み出されるきっかけを提供した。

◆ うまく機能しなかった点

- ・収益により持続的な経営を成り立てるビジネスモデルとしては課題が残り、特に購読者を確保するための宣伝やイベントなどのマーケティングの取り組みが功を奏さず、各通信の部数を伸ばすまでは至らなかった。
- ・リーグ発足当初の急激な創刊事業の成長に加え、海外での創刊対応や、大手企業との連携など業務が急激に増加したことにより人材等の経営資源が拡散した。
- ・生産者と都市住民との交流を希望する通信社は多いものの、交流事業への参加を希望する購読者やプロポノと通信社のマッチングが不調だった。

(2) 申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等

764/800字

【自然災害への高橋・雨風太陽支援実績】

- ・発災後、岩手県大槌町沿岸部にて支援活動を開始。被災漁師の支援を実施する中、生産者が直面する課題を知る
- ・復興の最前線に立つため岩手県知事選に出馬するも次点で落選、政界引退。2013年NPO法人東北開墾を立ち上げ、地方の生産者と都市の消費者をつなぐ、世界初の食べものの付き情報誌「東北食べる通信」を創刊。食べる通信が全国に展開。国内では最大55地域で発刊され、台湾、韓国でも創刊。2016年に産直アプリ「ポケットマルシェ」を開始
- ・その後、高橋は10年間で日本全国を8周し、農家・漁師の現場を回る。岩手県・宮城県・福島県の沿岸部36市町村に至っては徒歩で行脚、現状を伝えた
- ・車座と称した座談会の開催回数は1,270回以上を超える
- ・毎年3.11には応援商品の販売や生産者支援の取り組みを実施

【能登半島地震後の石川県との取り組み内容】

[発災直後]ポケットマルシェ生産者の食材提供のもと「ポケマル炊き出し支援プロジェクト」を実施

- ・最終実績

炊き出しの回数：42回

炊き出し実施団体：17団体

ご協力いただいた生産者さん：125名

ご提供いただいた品目数：71品目

提供食材の総重量：3,901kg

炊き出しを提供した人数：9,280名

[2024年3月]石川県令和6年能登半島地震復旧・復興アドバイザリーボード委員に就任

[2024年5月]当社と石川県で関係人口創出に関する包括連携協定を締結

[2024年7月]大学生限定の地方留学プログラム「のと未来留学」では、12箇所の受け入れ先に、35大学100名以上の大学生が能登地方に5泊6日以上の日程で滞在

[2024年11月]被災した6つの飲食事業者と一般社団法人を設立のと里山空港第一駐車場内に仮設飲食店街「NOTOMORI」を開業

VIII. 実行団体の募集

(1) 採択予定実行団体数	6	157/200字
(2) 実行団体のイメージ	採択予定実行団体数：6団体程度 団体活動地域：神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、高知県、宮崎県の沿岸部市町村（南海トラフで10m以上の津波が想定される地域） 及び、能登半島地震における被災地域 活動内容：地域創生、産業振興、地域人材開発、就業支援、人材マッチング支援など、地域課題の解決などを想定	193/200字
(3) 実行団体当り助成金額	3,500万円/団体 ・地域内共助アプリ稼働費用（導入初期費用、初期トレーニング、パートナー会員活動費、システム利用料、保険料、高齢者向け電話対応、会員獲得・説明会開催費用等） ・復興マニュアル作成（ヒアリング会開催費用、マニュアル整備、デザイン費用、印刷費用等） ・復興マニュアル活用（説明会開催費用、復興訓練開催） ・コンソーシアム活動（総会参加旅費、他地域視察旅費） ・一般管理費	190/200字
(4) 案件発掘の工夫	代表高橋はこれまで、1,270回を超える車座を開催し、ポケットマルシェには8400名超の生産者登録があるほか、食べる通信リーグでは全国50箇所以上の観光実績や、80以上の自治体との協業実績がある。これらは生産者や地域の事業者、自治体とのつながりを示し、協力体制の基盤である。さらに、高橋の無限のパッションがこれらのネットワークやアセットを強固なものにし、協業の原動力となっている。	190/200字

IX. 事業実施体制

(1) 事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割	高橋博之（雨風太陽代表取締役、石川県令和6年能登半島地震復旧・復興アドバイザリーボード委員）：PO、実行団体伴走支援、ロビイング 大塚泰造（雨風太陽取締役、日本評価学会認定評価士）：PO [REDACTED]（雨風太陽PR部長）：PO [REDACTED]（トーケンエクスプレス株式会社）：伴走支援					138/200字
(2) 本事業のプログラム・オフィサーの配置予定 ※資金分配団体用	人数	内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載	
	4	新規採用人数 (予定も含む)	1 名	予定あり(詳細は右記のとおり)	[REDACTED]は、自社業務との兼務想定。本事業50%、自社業務50%想定。	
		既存PO人数 名	3 名	予定あり(詳細は右記のとおり)	雨風太陽所属のメンバーは、雨風太陽事業との兼務想定。高橋博之は30%、大塚泰造は20%、[REDACTED]は40%想定。	
(3) ガバナンス・コンプライアンス体制	東証グロース市場に上場し、会社法に基づく機関として取締役会及び監査役会を設置している。取締役会は社外取締役を含んで構成されており、監査役会は社外監査役で構成されている。業界に対する知見、経営全般に対する高い見識を持つ社外取締役が取締役の職務執行の監督を行い、法務、会計に関する専門知識を持つ社外監査役が公正かつ独立の立場から監査を行うことが、経営の効率性と健全性の確保に有効であると判断している。					198/200字
(4) コンソーシアム利用有無	なし					

資金計画書

バージョン

1

(契約締結・更新回数)

申請団体	資金分配団体	
事業期間	2025/04/01	~ 2028/03/31
資金分配団体	事業名	南海トラフ地震に備えた事前復興計画
	団体名	株式会社雨風太陽

	助成金
事業費	245,660,880
実行団体への助成	210,000,000
管理的経費	35,660,880
プログラムオフィサー関連経費	23,695,200
評価関連経費	21,120,000
資金分配団体用	12,120,000
実行団体用	9,000,000
合計	290,476,080

1. 事業費

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	[円] 合計
事業費 (A)	0	89,886,960	107,886,960	47,886,960	245,660,880
実行団体への助成		78,000,000	96,000,000	36,000,000	210,000,000
－					
管理的経費	0	11,886,960	11,886,960	11,886,960	35,660,880

2. プログラム・オフィサー関連経費

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	[円] 合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	0	7,898,400	7,898,400	7,898,400	23,695,200
プログラム・オフィサー人件費等	0	3,638,400	3,638,400	3,638,400	10,915,200
その他経費	0	4,260,000	4,260,000	4,260,000	12,780,000

3. 評価関連経費

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	[円] 合計
評価関連経費 (C)	0	6,890,000	6,890,000	7,340,000	21,120,000
資金分配団体用	0	3,890,000	3,890,000	4,340,000	12,120,000
実行団体用		3,000,000	3,000,000	3,000,000	9,000,000

4. 合計

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	[円] 合計
助成金計(A+B+C)	0	104,675,360	122,675,360	63,125,360	290,476,080

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1) 事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	27,000,000	90.1%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	株式会社（有限会社を含む）	資金分配団体/活動支援団体		
団体名	株式会社雨風太陽				
郵便番号	〒025-0092				
都道府県	岩手県				
市区町村	花巻市				
番地等	大通一丁目1番43-2 花巻駅構内				
電話番号	03-6278-7890				
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://ame-kaze-taiyo.jp/			
	その他のWEBサイト(SNS等)	https://x.com/pocket_marche https://www.instagram.com/pocket.marche/ https://www.facebook.com/pocketmarchejp/?locale=ja_JP			
設立年月日	2015/02/10				
法人格取得年月日	2015/10/05				

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	タカハシヒロユキ
	氏名	高橋博之
	役職	代表取締役
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	11
理事・取締役数 [人]	8
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	3
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	70
常勤職員・従業員数 [人]	40
有給 [人]	40
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	30
有給 [人]	30
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	外部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けてますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	0
申請前年度の助成総額 [円]	0
	0
助成した事業の実績内容	

(11) 助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
	対象団体名：一般社団法人 日本食べる通信リーグ 対象事業名：「食べる通信」加盟団体の育成強化およびプラットフォームの構築 対象年度：2015年～2017年度 助成実績：89,760,000円 評価者名：公共価値創造研究所 一般財団法人社会変革推進財団より、89,760,000円の助成を受けた。 https://www.nippon-foundation.or.jp/wp-content/uploads/2021/08/who_dis_eva_34.pdf
助成を受けた事業の実績内容	

(12) 休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

役員名簿

【各欄の入力方法と注意点】

- ・記載例（番号1～3）は削除のうえ番号1より入力してください。
 - ・名簿には登記簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。
 - ・氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。
 - ・備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載し、兼職有無の申告欄には、過去6ヶ月の兼職状況を記載してください。
 - ・提出の際はPDF等に変換せずExcel形式のまま提出してください。要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合があります。
 - ・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
 - ・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
 - ・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。
 - ・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。
 - ・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
 - ・生年月日欄は、大正はT、昭和はS、平成はHを半角で入力し、年欄は数字2桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。
 - ・性別欄には「半角」で男性はM、女性はFで入力してください。

〔役員情報の第三者提供について〕

- ・役員名簿に記載いただいた情報は、申請資格要件（休眠預金等活用法の第17条第3項4号及び5号に定める活動を行う団体であること）を確認するために、JANPIAを経由して警察庁へ提出します。
　詳細は、助成申請書または資金提供契約書でご確認ください。
 - ・役員名簿をJANPIAに提出するにあたり、上記を役員本人に説明し、役員本人が第三者提供（上記）に関して同意したかを必ず確認してください。
 - ・役員名簿記載の提供者全員から同意を得たら、以下にチェックして提出ください

任意入力セル

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	南海トラフ地震に備えた事前復興計画
団体名:	株式会社雨風太陽
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に關係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
 ①規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。<https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html>
 ②申請時までに整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいている限り、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ③過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ④以下の必須項目は、株式会社を想定したものです。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック	※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。
記入完了	記入完了
	記入完了

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所※兼項目
●株主総会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第11条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第13条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款及び01-06_職務権限規程_権限一覧表 _241001改定	法令及び職務権限規程_権限一覧表
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	該当記載はない 法令に従う
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款及び01-06_職務権限規程_権限一覧表 _241001改定	その他法令に従う
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第15条 法令に従う
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	該当記載はない 法令に従う
●取締役の構成に関する規程 ※取締役会を設置していない場合は不要です。				
(1)取締役の構成 「各取締役について、当該取締役及びその配偶者又は3親等内の親族等である取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款及び01-06_職務権限規程_権限一覧表 _241001改定	該当記載はない 法令に従う
(2)取締役の構成 「他の同一の団体の取締役である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款及び01-06_職務権限規程_権限一覧表 _241001改定	該当記載はない 法令に従う
●取締役会の運営に関する規程 ※取締役会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	01-02_取締役会規程	第3条
(2)招集権者		公募申請時に提出	01-02_取締役会規程	第4条
(3)招集理由		公募申請時に提出	01-06_職務権限規程_権限一覧表_241001 改定	法令及び職務権限規程_ 権限一覧表
(4)招集手続		公募申請時に提出	01-02_取締役会規程	第4条、第5条、第6条
(5)決議事項		公募申請時に提出	01-02_取締役会規程及び01-06_職務権限 規程_権限一覧表_241001改定	第10条及び01-06_職務 権限規程_権限一覧表 _241001改定
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	01-02_取締役会規程	第8条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	01-02_取締役会規程	第14条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「取締役会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する取締役を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	01-02_取締役会規程	第8条
●取締役の職務権限に関する規程				
【参考】JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	01-06_職務権限規程 01-06_職務権限規程[別表]権限一覧表	[別表]権限一覧表
●監査役の監査に関する規程				
監査役の職務及び権限を規定し、その具体的な内容を定めていること ※監査役を設置していない場合は、株主総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	01-03_監査役会規程	第3条
●役員の報酬等に関する規程				
(1)役員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬 等並びに費用に関する 規程	公募申請時に提出	01-05_役員報酬規程	第4条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	01-05_役員報酬規程	第9条

●倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	05-05_コンプライアンスマニュアル	第1章 1.役職員の行為規範
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	05-07_反社会的勢力対応規程	第3条
(3)私的利害追求の禁止		公募申請時に提出	02-01_正社員就業規則	第12条
(4)利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	05-05_コンプライアンスマニュアル	第1章 1.役職員の行為規範
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	05-05_コンプライアンスマニュアル	第2章 2.公私の区分等
(6)ハラスメントの防止		公募申請時に提出	02-04_ハラスメント防止規程	第3条
(6)情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	05-15_情報開示規程	第2条
(7)個人情報の保護		公募申請時に提出	04-06_個人情報保護規程	第4条
●利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	05-05_コンプライアンスマニュアル	第2章 16.利益相反行為の禁止
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、役職員、その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	05-05_コンプライアンスマニュアル	第2章 16.利益相反行為の禁止
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	05-15_情報開示規程	第3条
●コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	05-04_コンプライアンス規程	第6条
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	01-07_リスクマネジメント規程	第12条
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	05-04_コンプライアンス規程	第6条
●内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルpline)規程	公募申請時に提出	05-12_内部通報者保護規程	第4条
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	05-12_内部通報者保護規程	第12条
●組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	01-10_業務分掌規程	第2条
(2)職制		公募申請時に提出	02-02_給与・報酬規程	第3条
(3)職責		公募申請時に提出	01-10_業務分掌規程	別表
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	01-06_職務権限規程_権限一覧表	N/A
●職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	02-02_給与・報酬規程	第4条
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	02-02_給与・報酬規程	第4条、第7条
●文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	05-01_文書管理規程	第10条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	05-01_文書管理規程	第15条
(3)保存期間		公募申請時に提出	05-01_文書管理規程	第16条
●情報公開に関する規程				
以下の1.～3.の書類が情報公開の対象に定められていること 1.定款 2.事業報告、貸借対照表及び損益計算書、キャッシュフロー計算書 3.取締役会、株主総会の議事録(休眠預金活用事業に係る部分)	情報公開規程	公募申請時に提出	05-15_情報開示規程	第3条
●リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	01-07_リスクマネジメント規程	第6条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	01-07_リスクマネジメント規程	第11条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	99-08_BCPマニュアル(基本BCP_地震BCP)	2
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	99-08_BCPマニュアル(基本BCP_地震BCP)	4
●経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	03-01_経理規程	第4条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	03-01_経理規程	第3条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	03-01_経理規程	第6条、第18条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	03-01_経理規程	第10条
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	03-01_経理規程	第22条、第19条
(6)収支予算		公募申請時に提出	03-04_予算管理規程	第5条
(7)決算		公募申請時に提出	03-01_経理規程	第46条

定 款

株式会社雨風太陽

定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社雨風太陽と称し、英文では、Ame Kaze Taiyo, Inc.と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) ポータルサイトの企画及び運営業務
- (2) インターネットなどの電気通信情報網、カタログを利用した通信販売業務
- (3) インターネットビジネスに関するコンサルティング業務、広告業務及び広告代理店業務
- (4) インターネット、映像、出版、印刷物等の各種メディアの企画・制作・編集・発行及び販売業務
- (5) 企業・地方公共団体等へのコンサルティング業務並びにシステム開発・運用・保守、各種セミナー、研修の企画及び実施業務
- (6) 農業関連資材の販売及び農業コンサルティング業務
- (7) 食品の加工、製造販売及び輸出入業務
- (8) 飲食店、ホテル等宿泊施設、文化施設、スポーツ施設、農業体験施設の経営業務
- (9) 電力の販売、管理等に関する業務
- (10) 発電システムの販売及び代理販売に関する業務
- (11) 旅行業
- (12) 農畜作物の生産、加工、販売
- (13) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を岩手県花巻市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、7,627,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当を受けける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第17条 当会社の取締役は、15名以内とする。

(選任方法)

第18条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、代表取締役がこれを

招集し、議長となる。

2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第28条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第34条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計算

(選任方法)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第40条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第41条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

2 基準日は、毎年6月30日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

平成27年2月10日会社設立

平成28年3月31日改訂

平成30年12月12日改訂

平成31年3月13日改訂

令和2年3月30日改訂

令和3年12月27日改訂

令和4年3月31日改訂

令和4年4月25日改訂

令和5年3月30日改訂

令和5年8月30日改訂

令和5年9月2日改訂

令和5年12月6日改訂

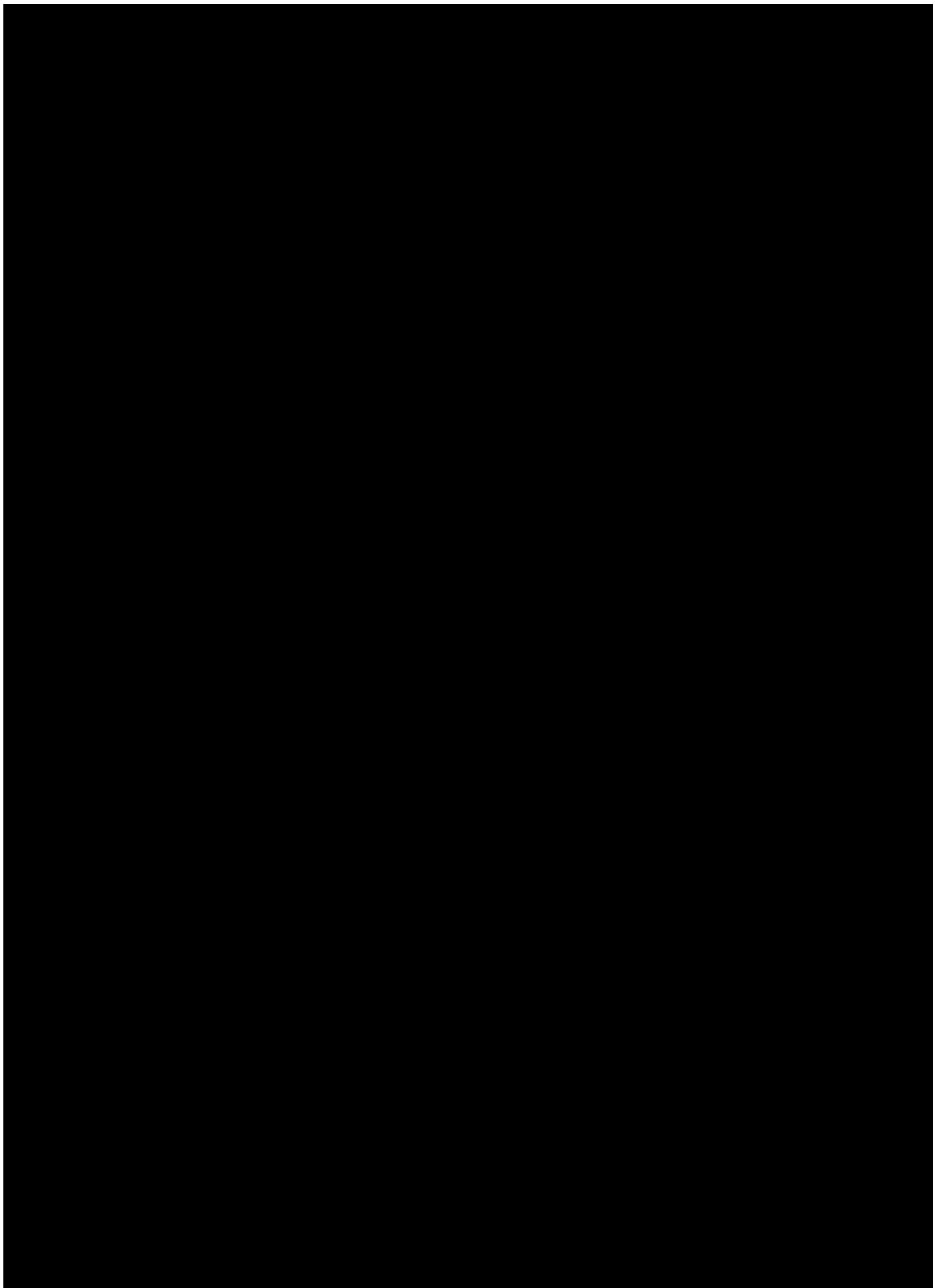
取締役会規程

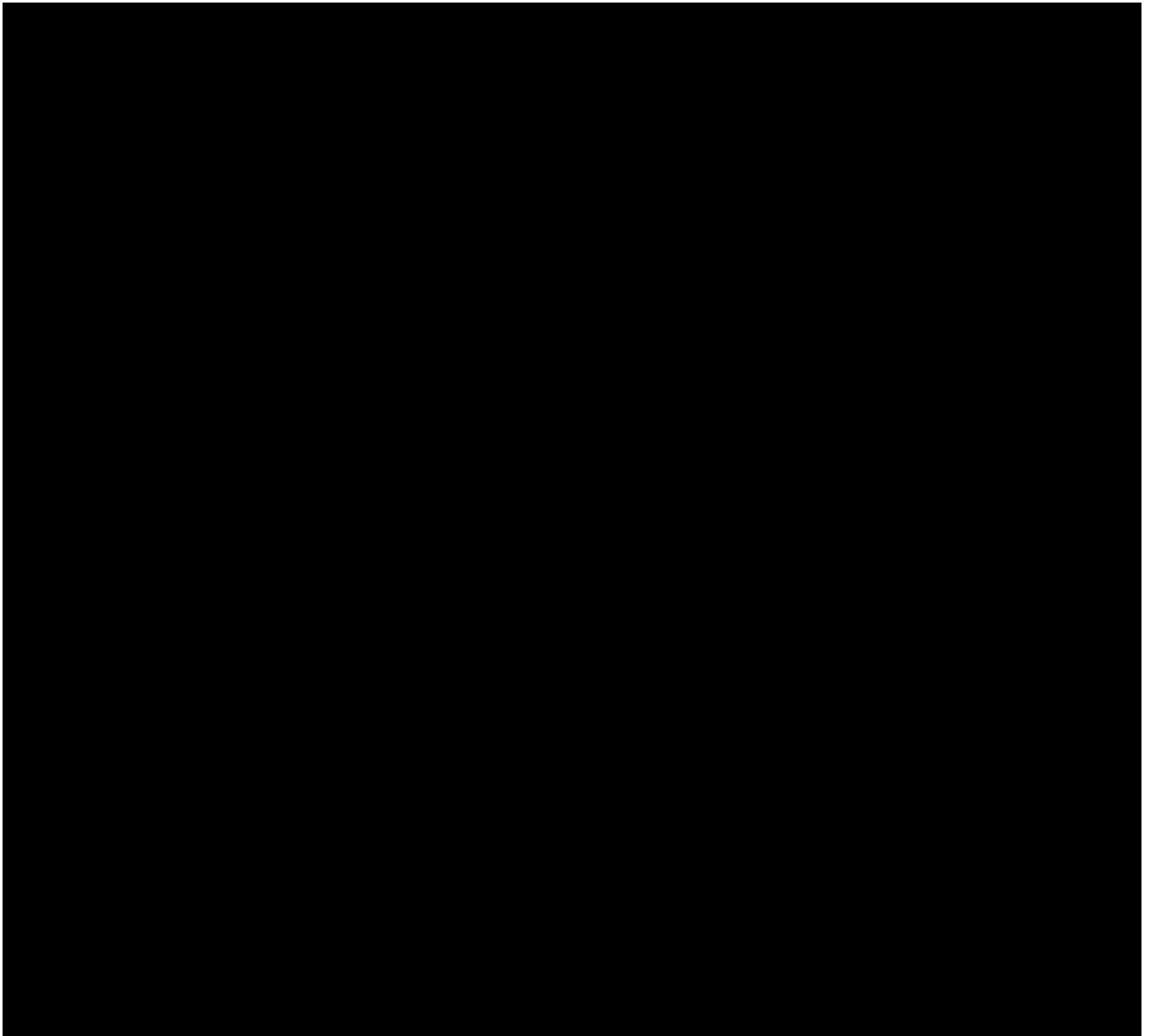
株式会社太陽風雨

団体からの要請により
「第1条」のみを公開とした。
(JANPIA)

第1条 (目的)

1. この規程は、株式会社雨風太陽（以下「当社」とする。）の取締役会に関する事項を定め、その内容は法令及び定款に定めのあるもののほか、本規程の定めるところによる。
2. 本規程の適用に関し疑義を生じた場合は、取締役会の決議による。





監査役会規程

株式会社雨風太陽

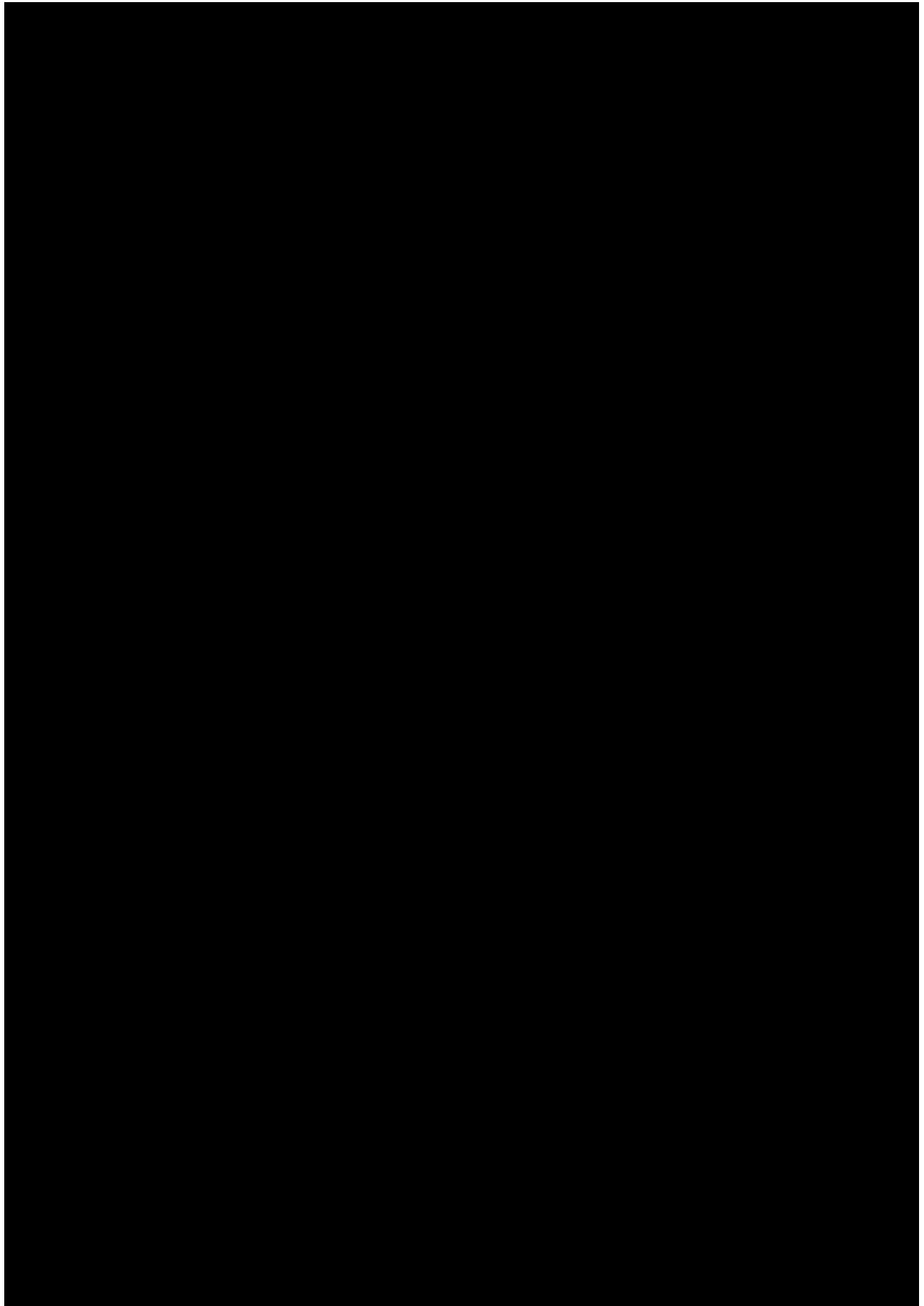
令和4年1月31日 制定

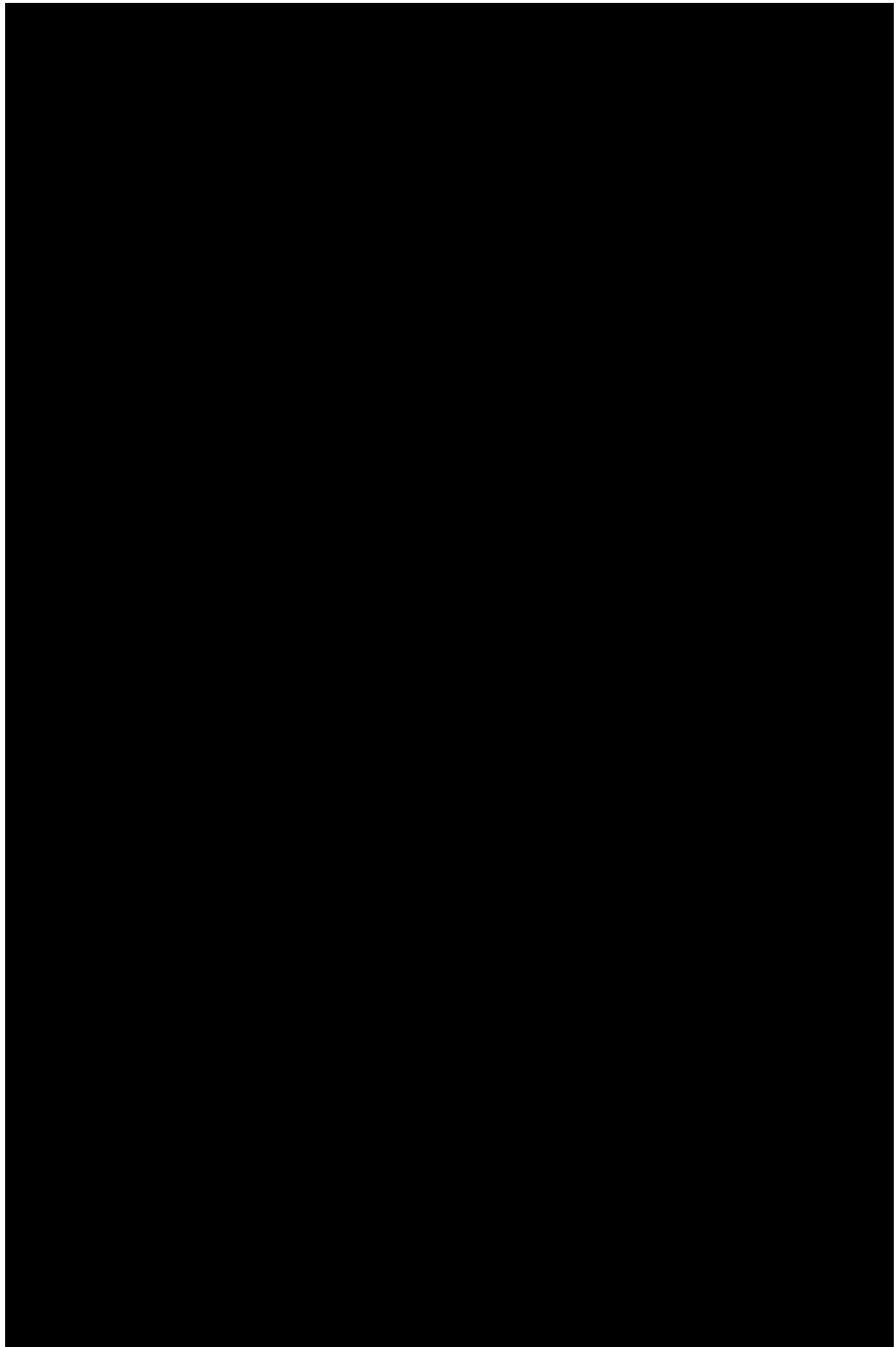
団体からの要請により
「第1条」のみを公開とした。
(JANPIA)

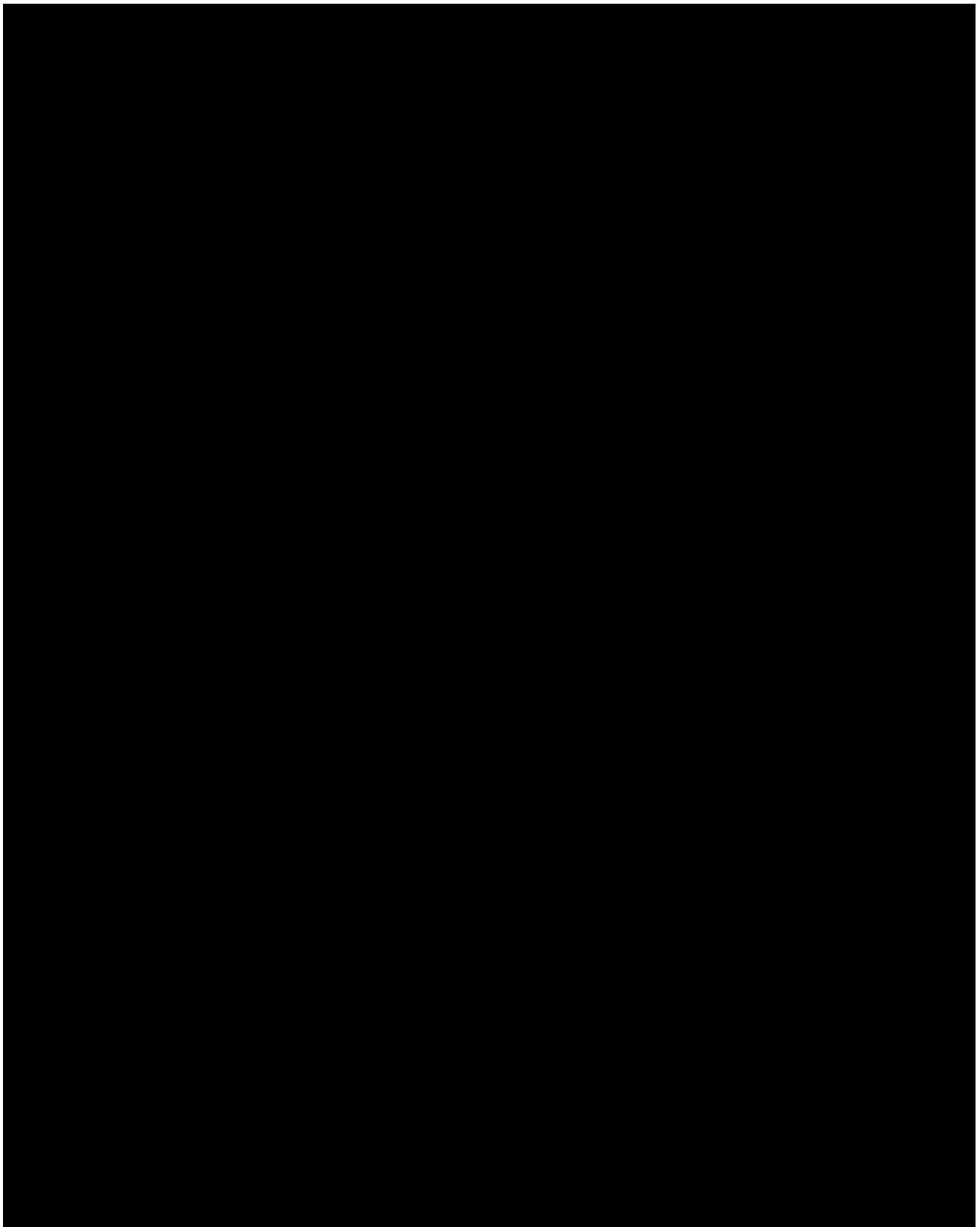
(目的)

第1条

本規程は、法令及び定款に基づき、株式会社ポケットマルシェ（以下、「会社」という）の監査役会に関する事項を定める。







監査役監査基準

株式会社太陽風雨

令和4年1月31日 改定

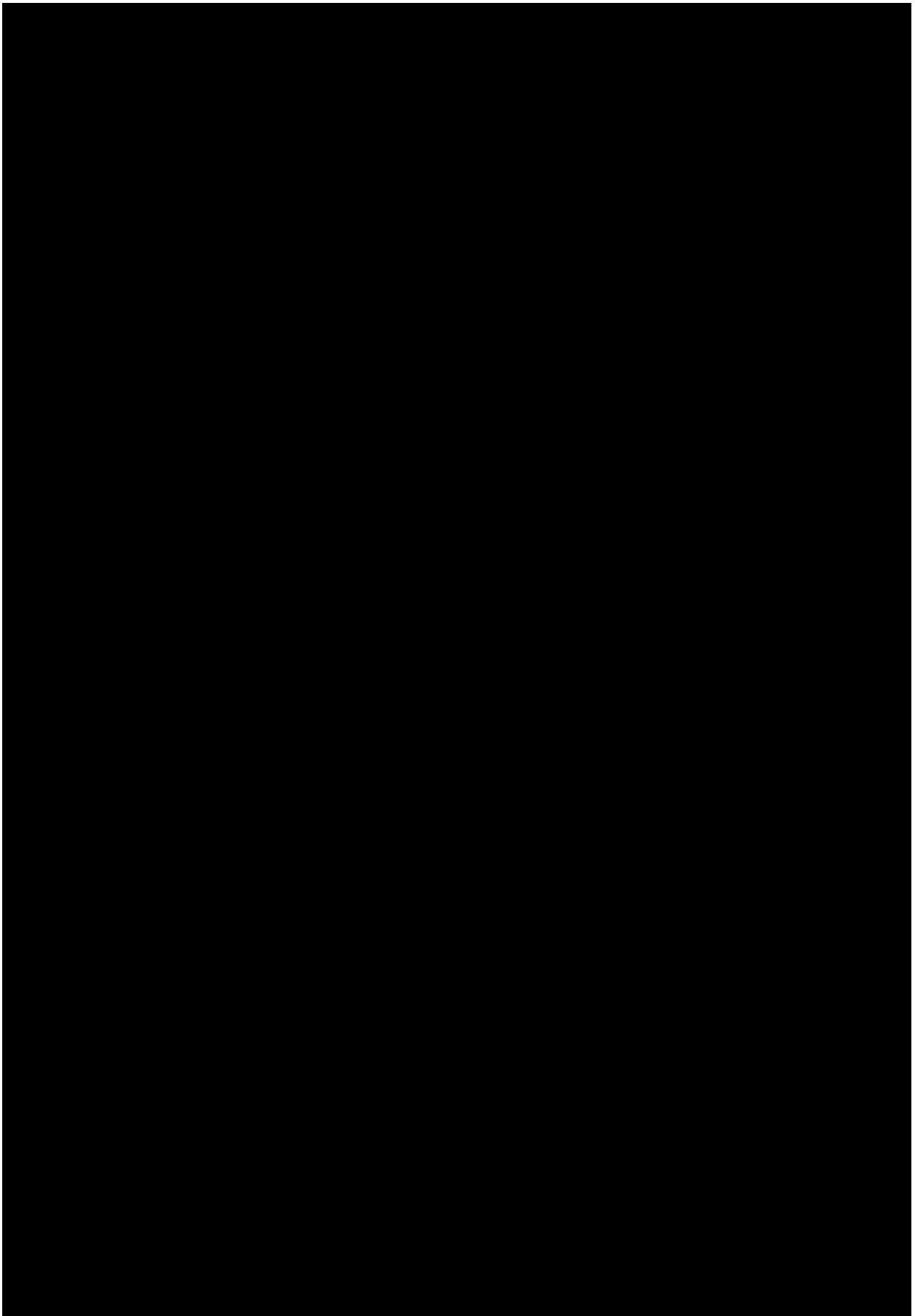
団体からの要請により
「第1章」の「第1条」のみを
公開とした。 (JANPIA)

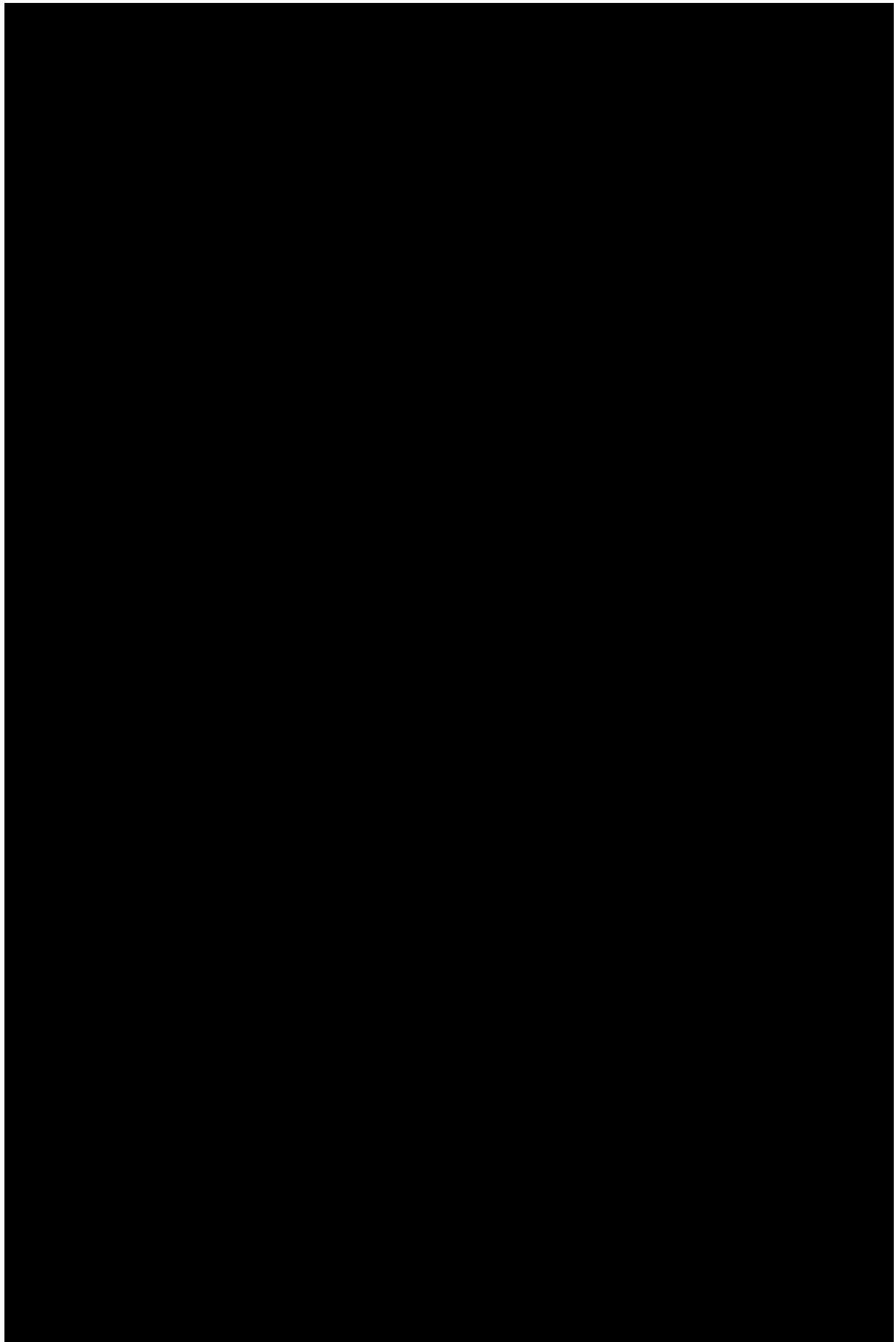
第1章 本基準の目的

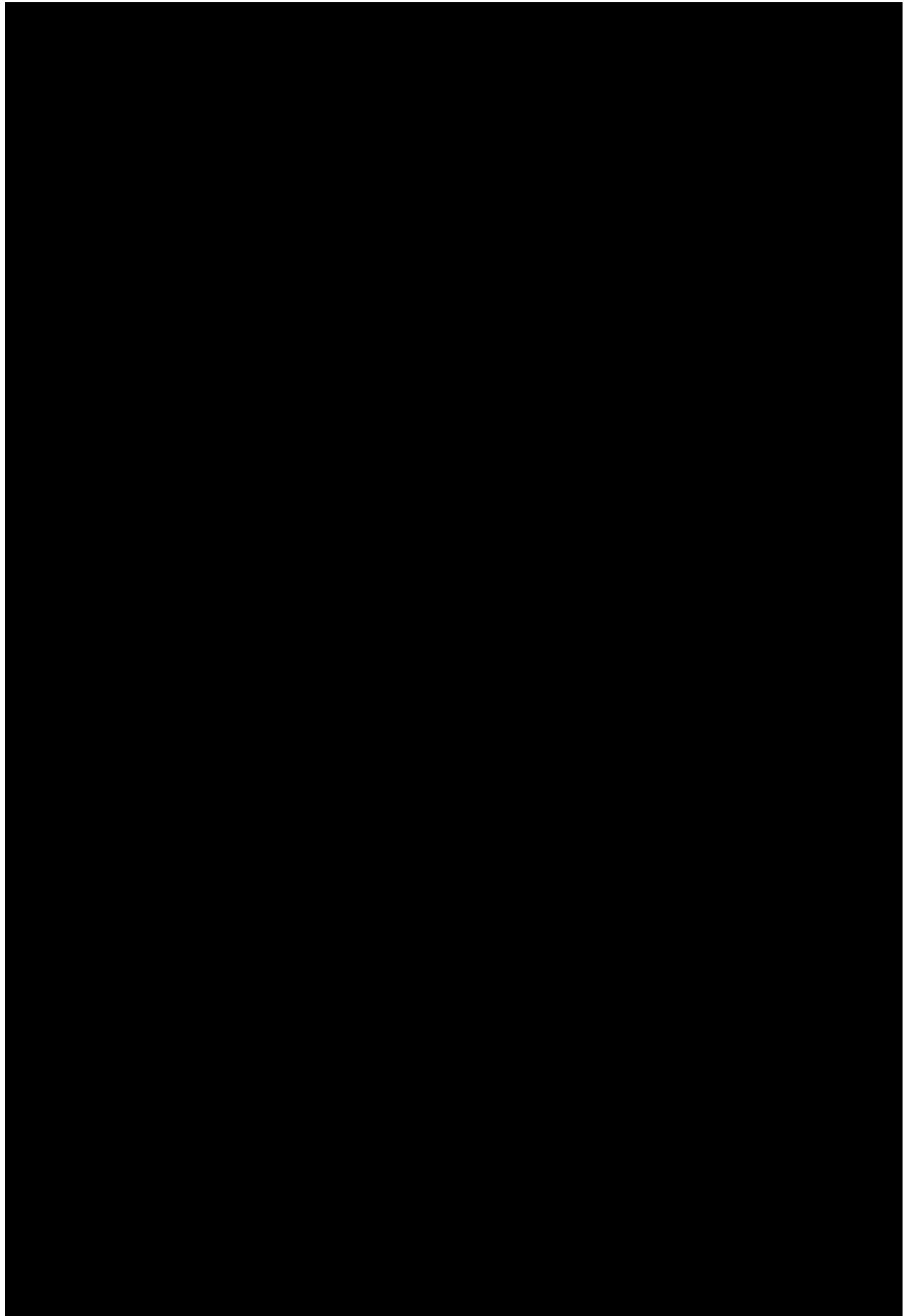
(目的)

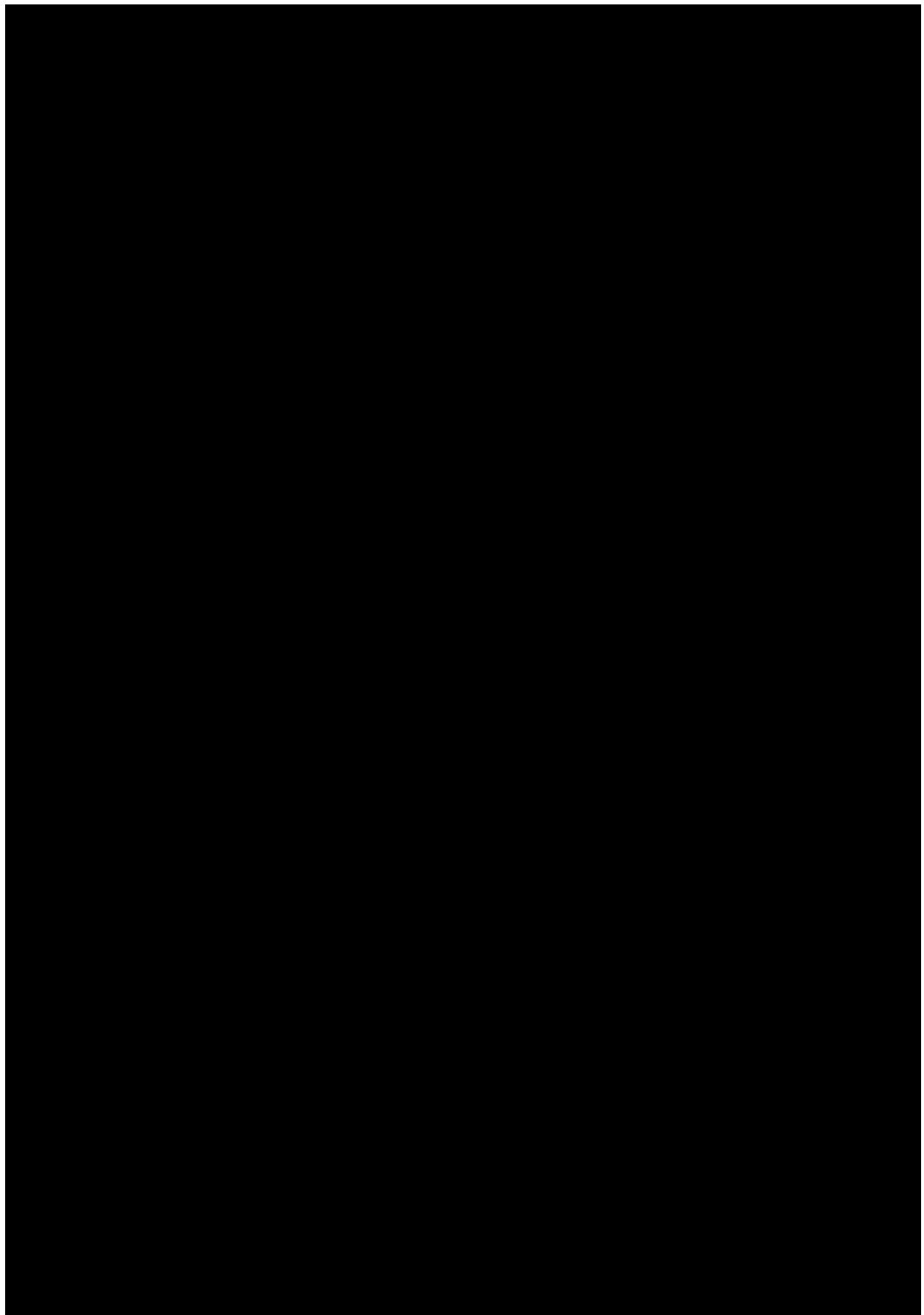
第1条

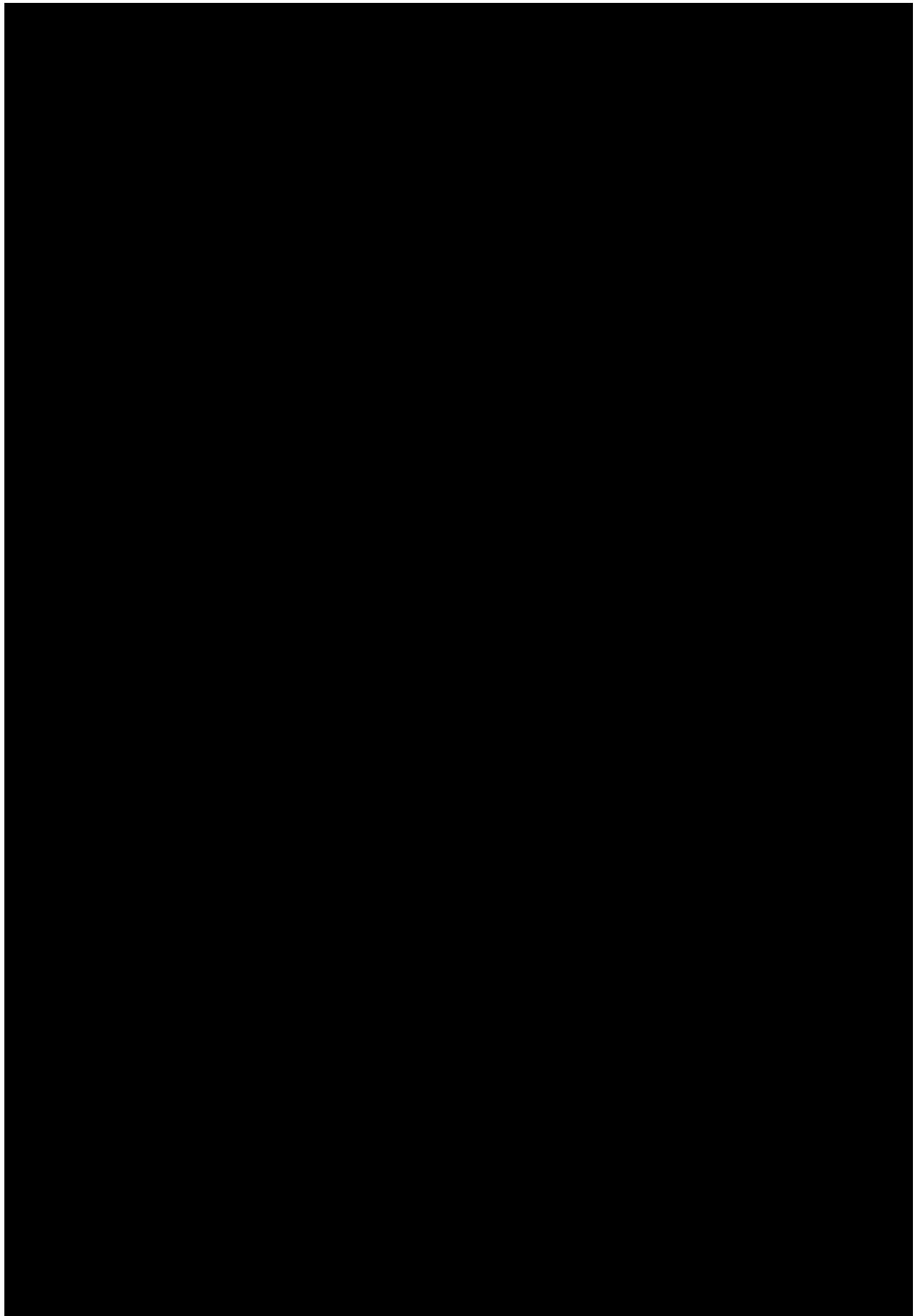
1. 本基準は、監査役の職責とそれを果たすうえでの心構えを明らかにし、併せて、その職責を遂行するための監査体制のあり方と、監査に当たっての基準及び行動の指針を定めるものである。
2. 監査役は、企業規模、業種、経営上のリスクその他会社固有の監査環境にも配慮して本基準に則して行動するものとし、監査の実効性の確保に努める。

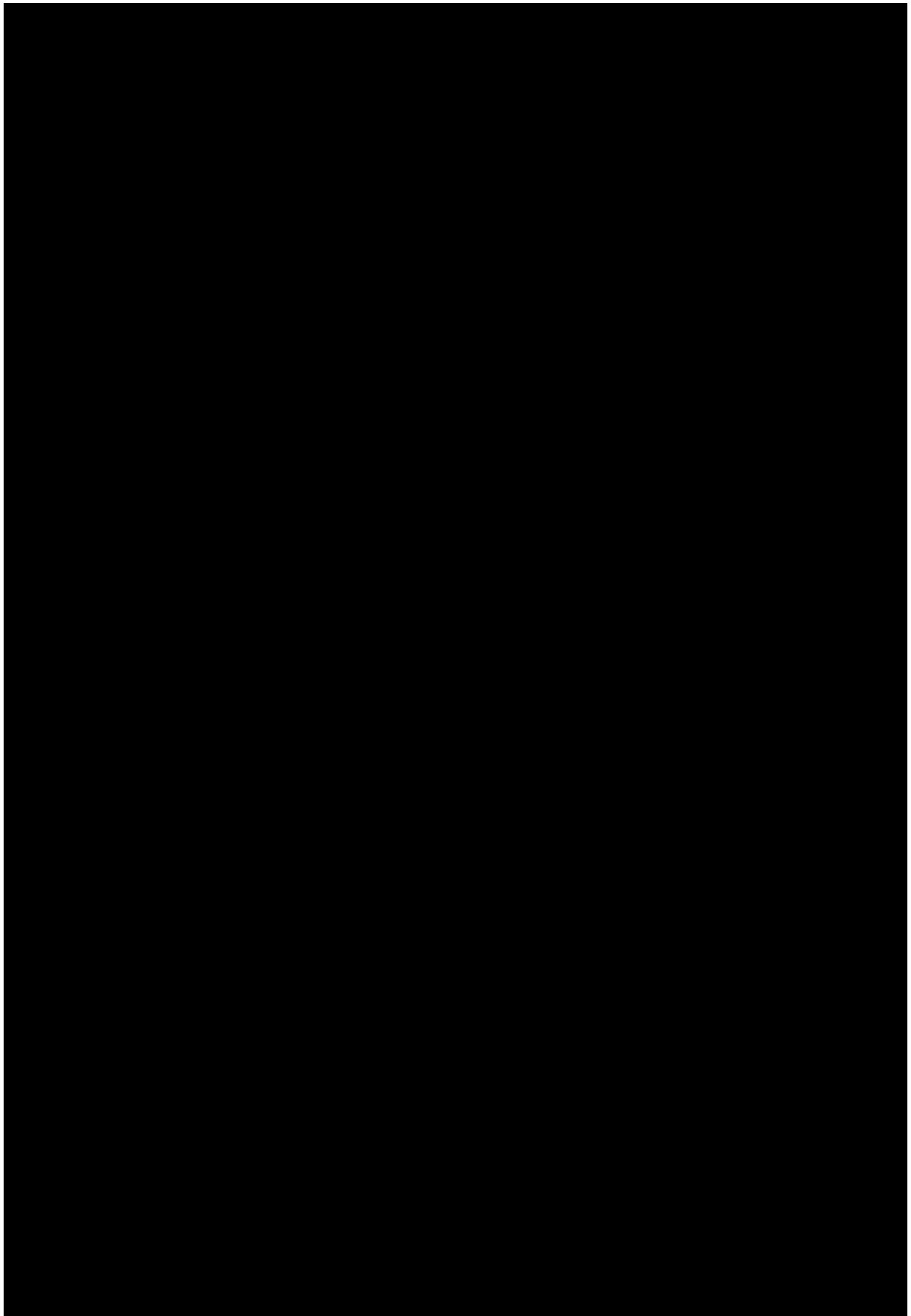


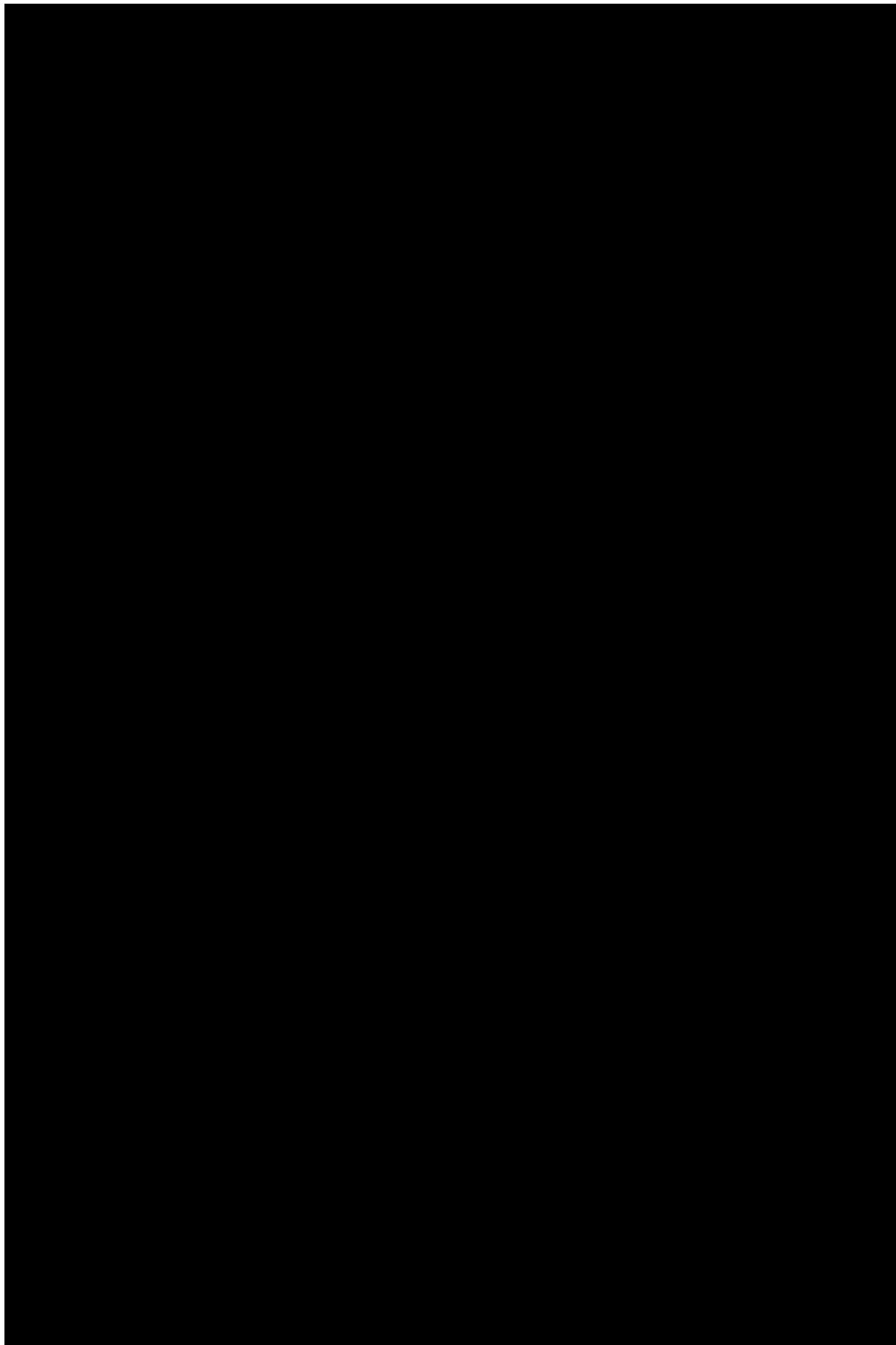


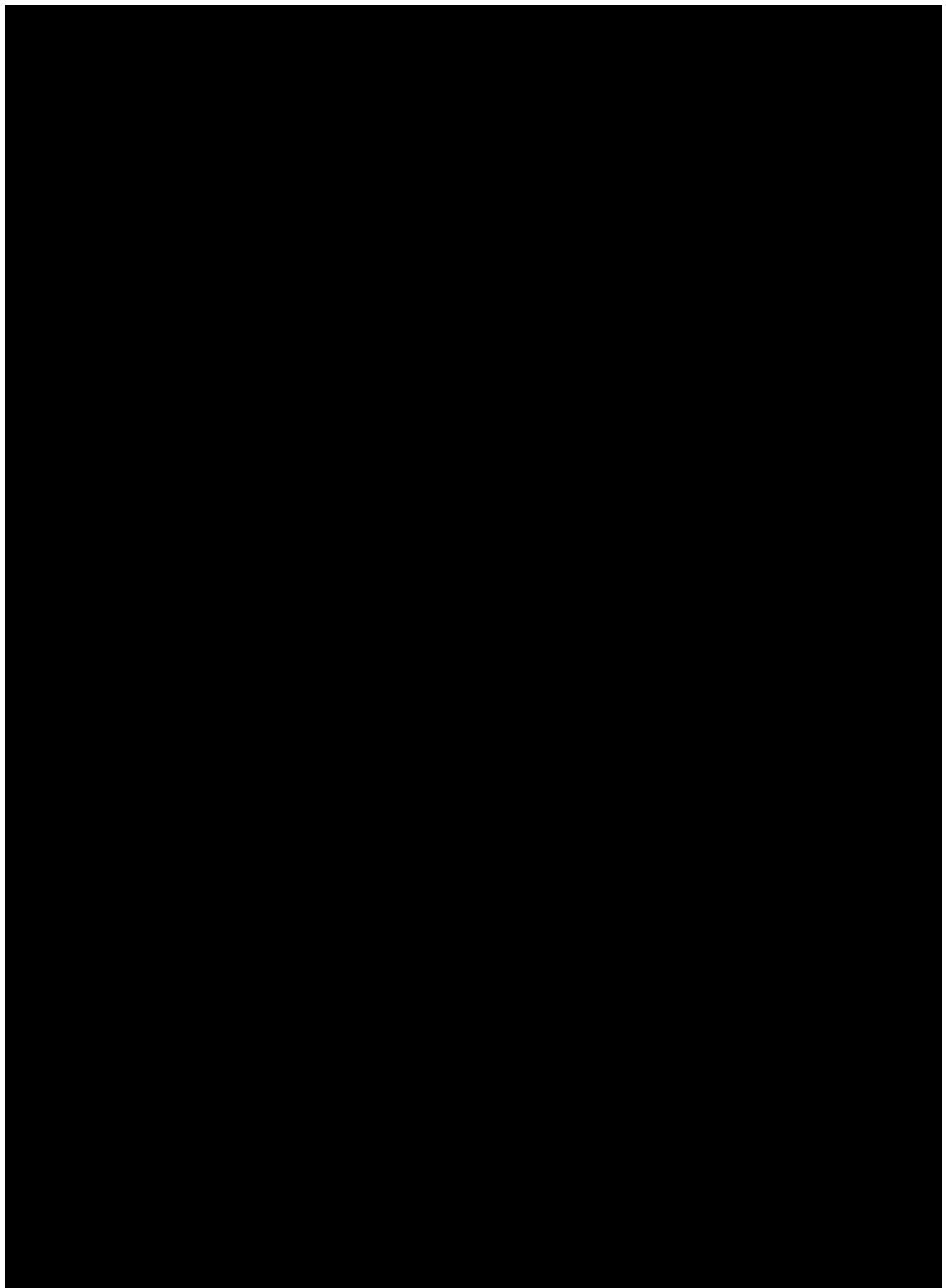


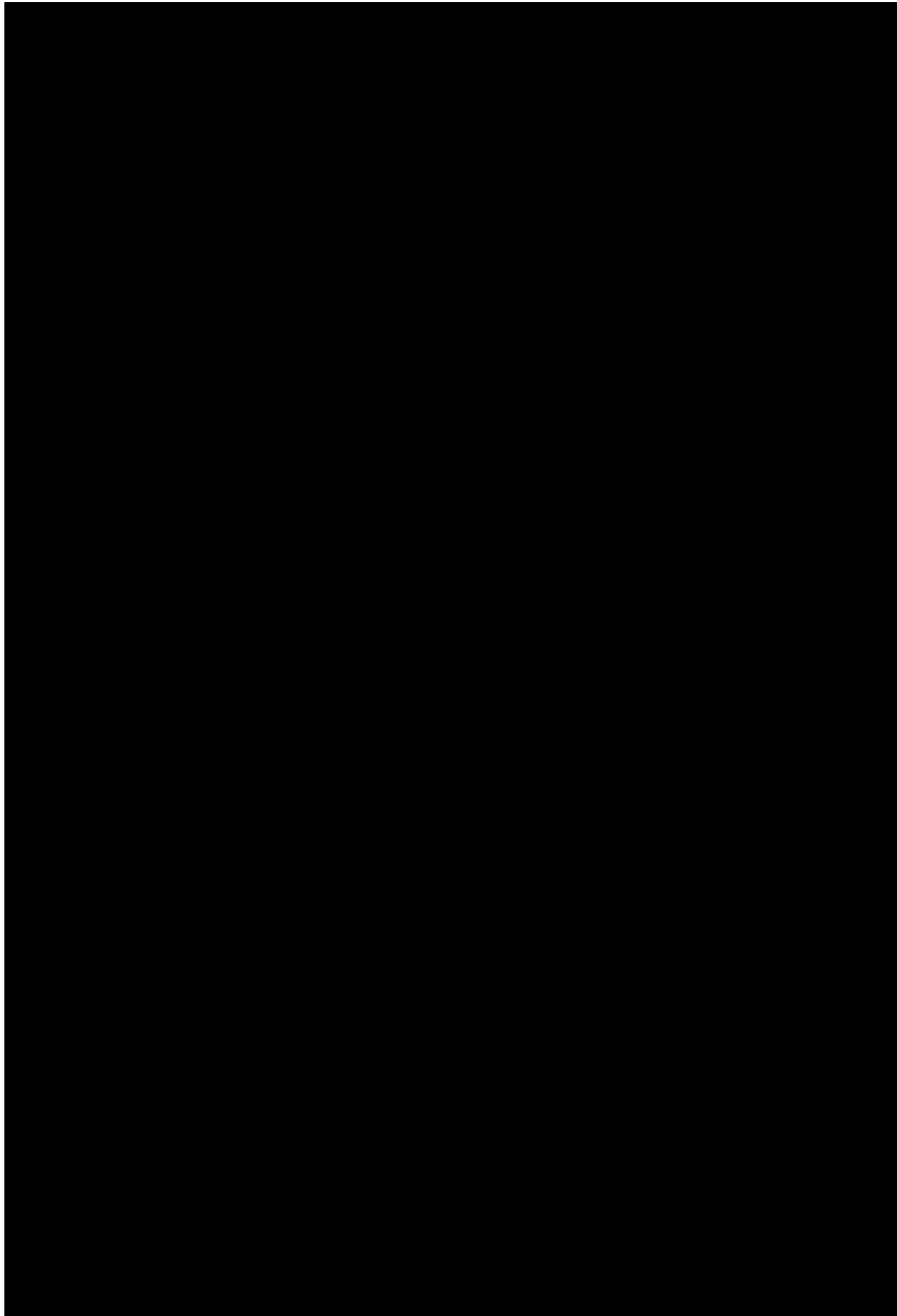


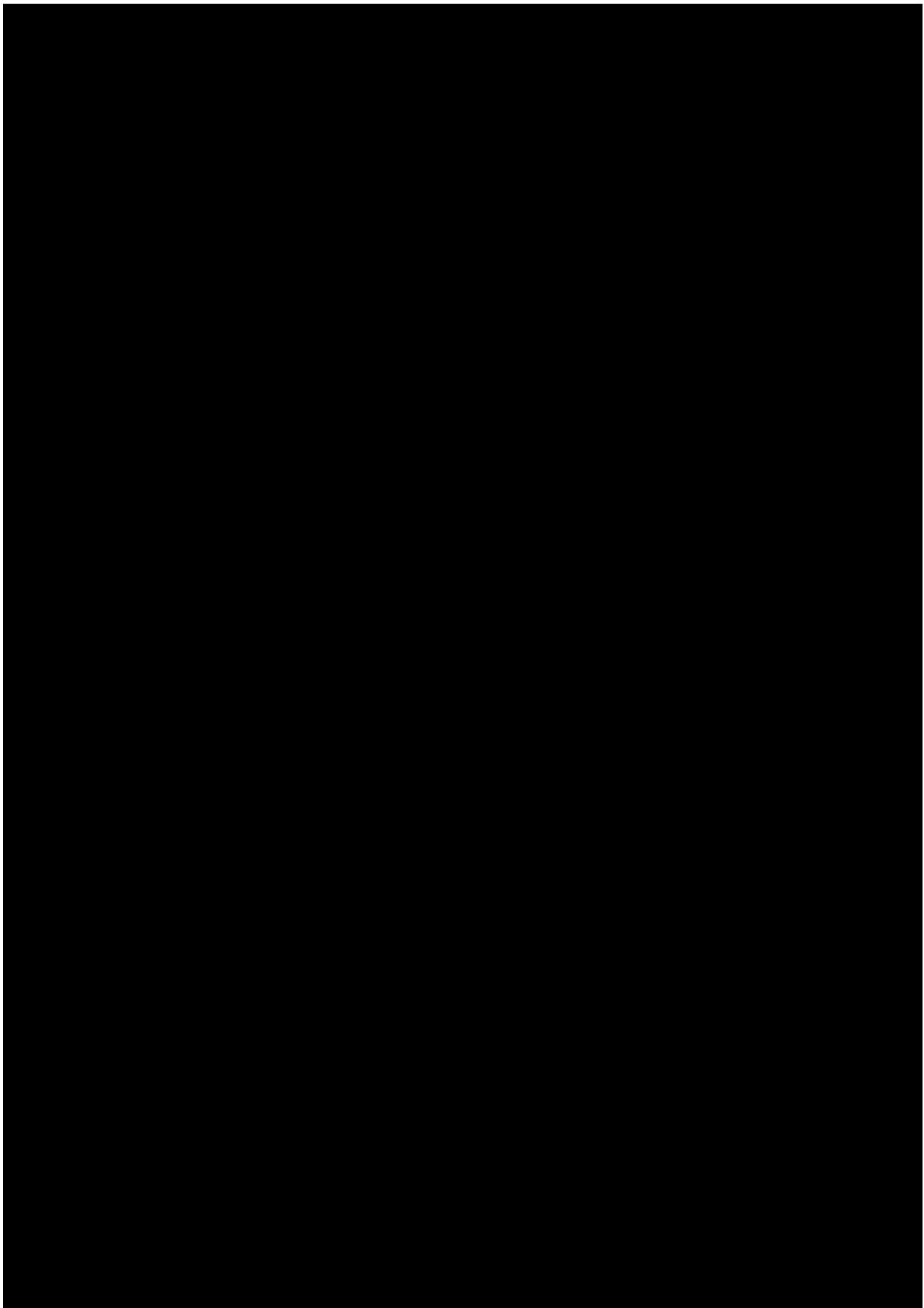


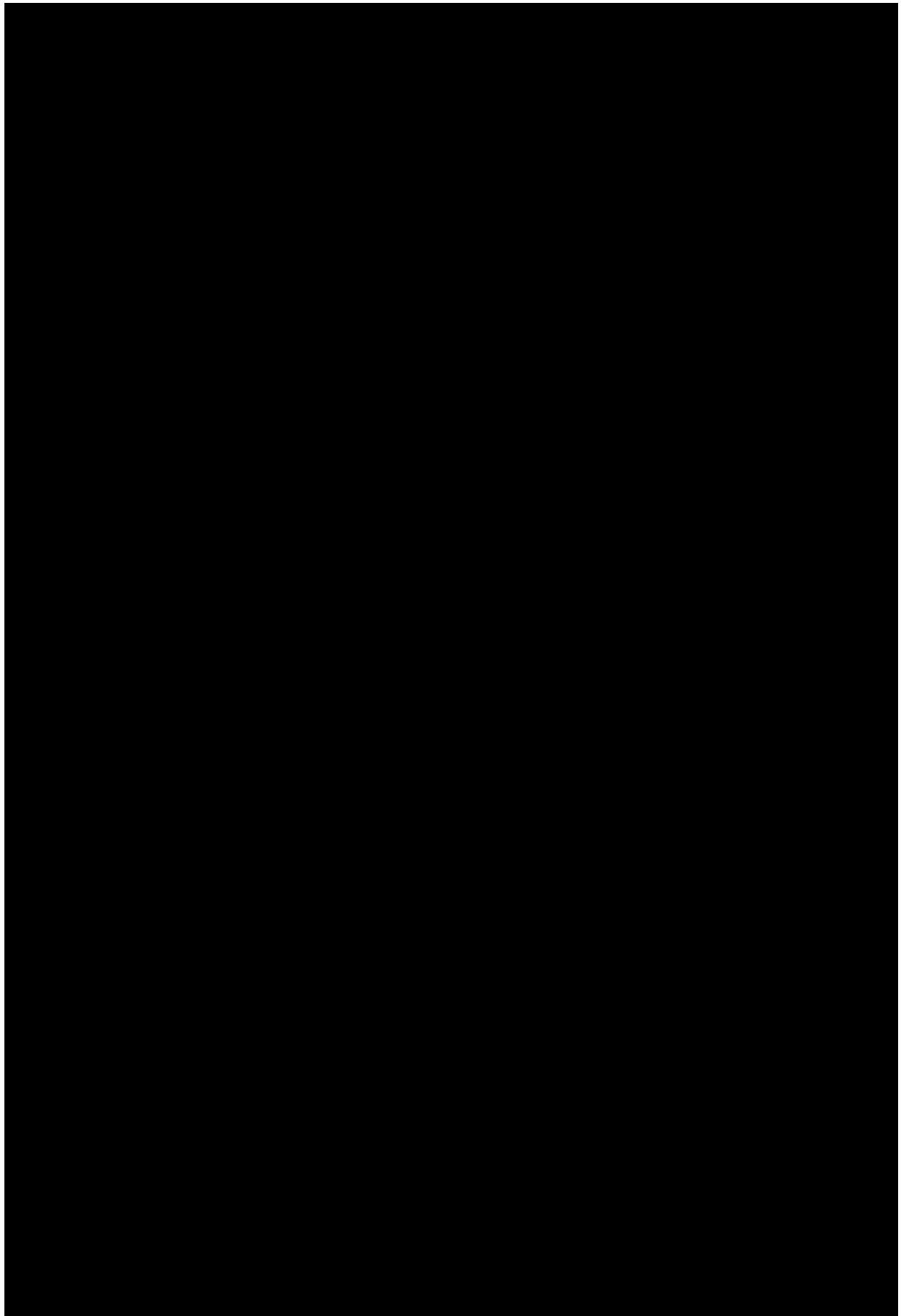


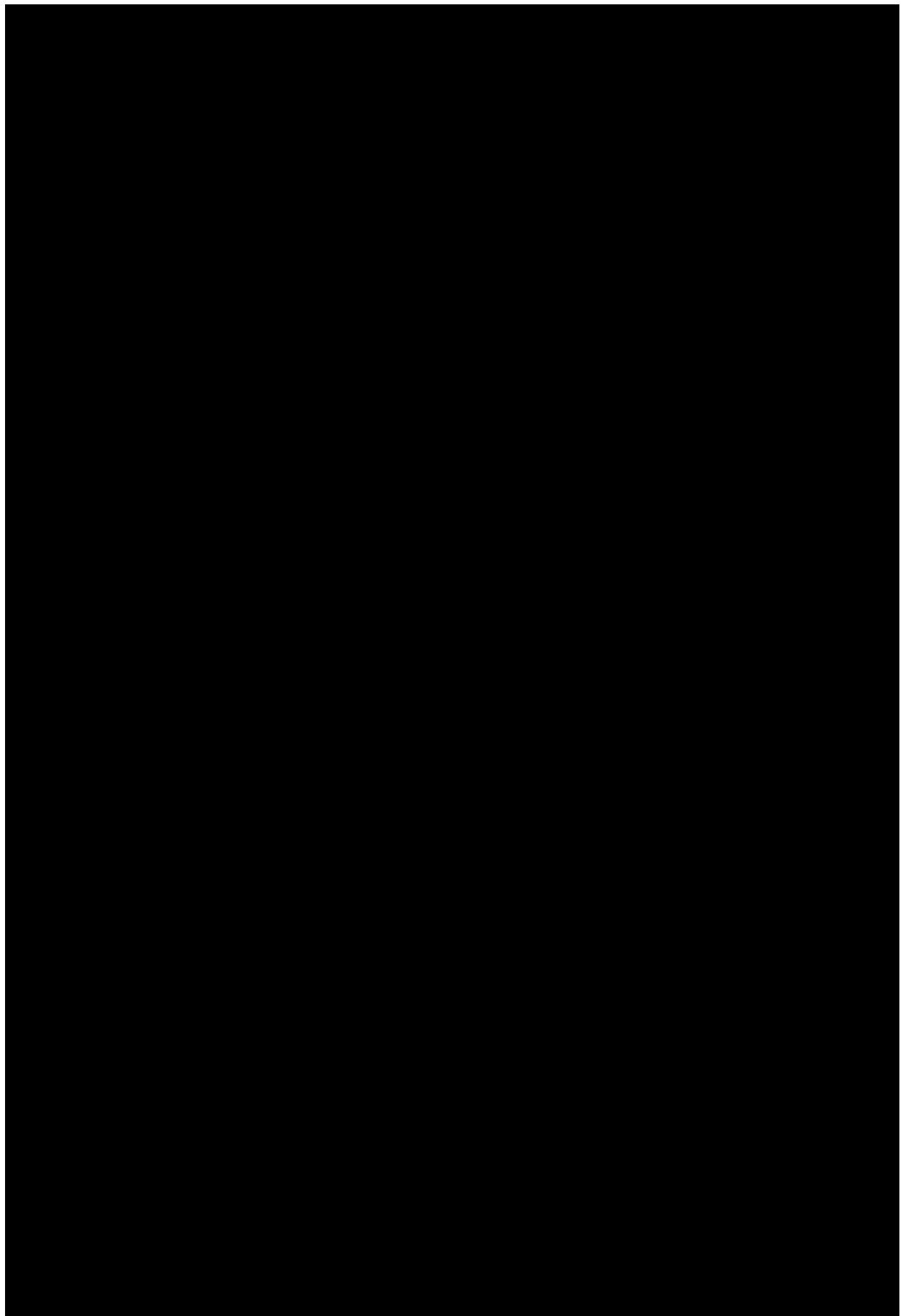


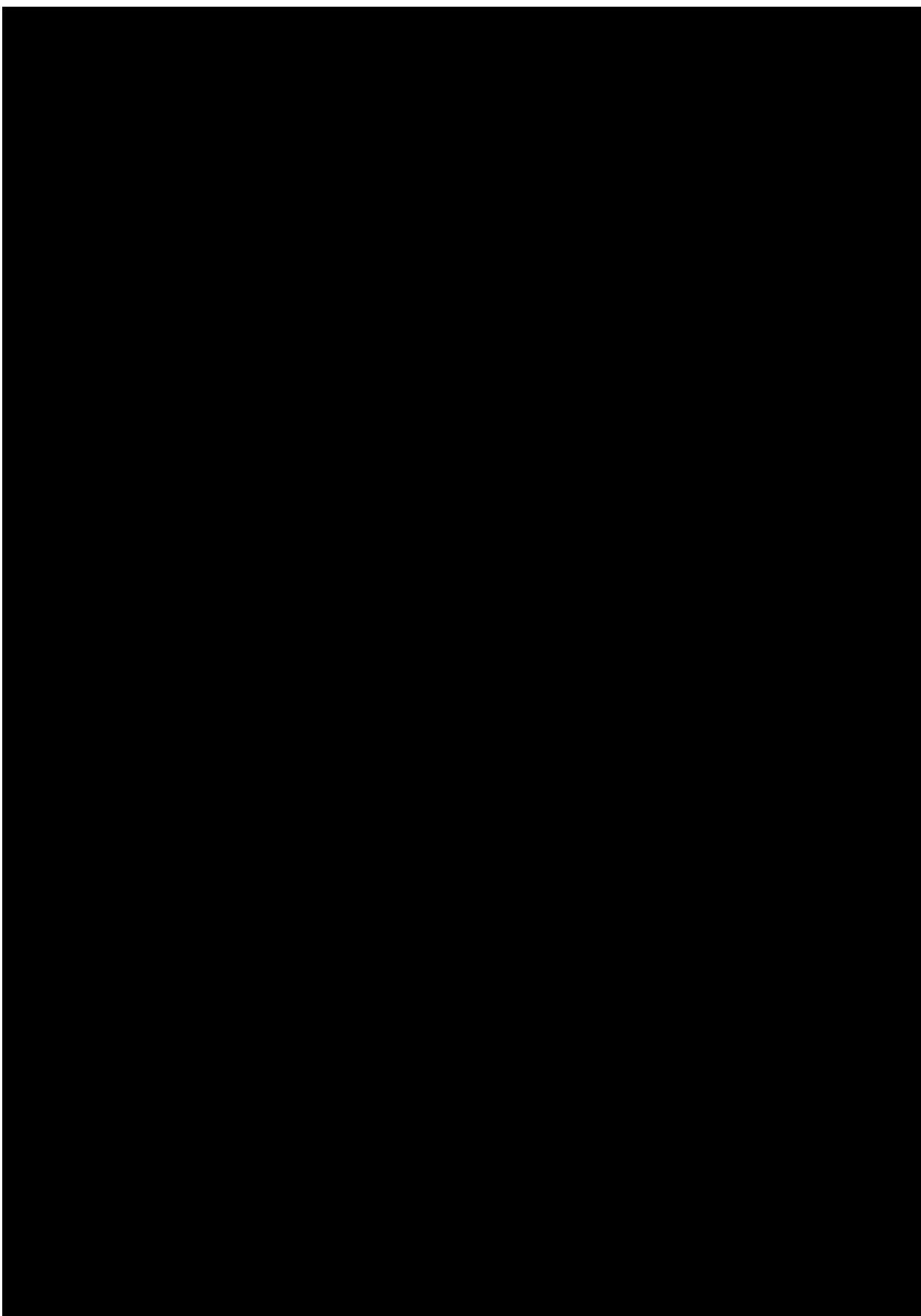


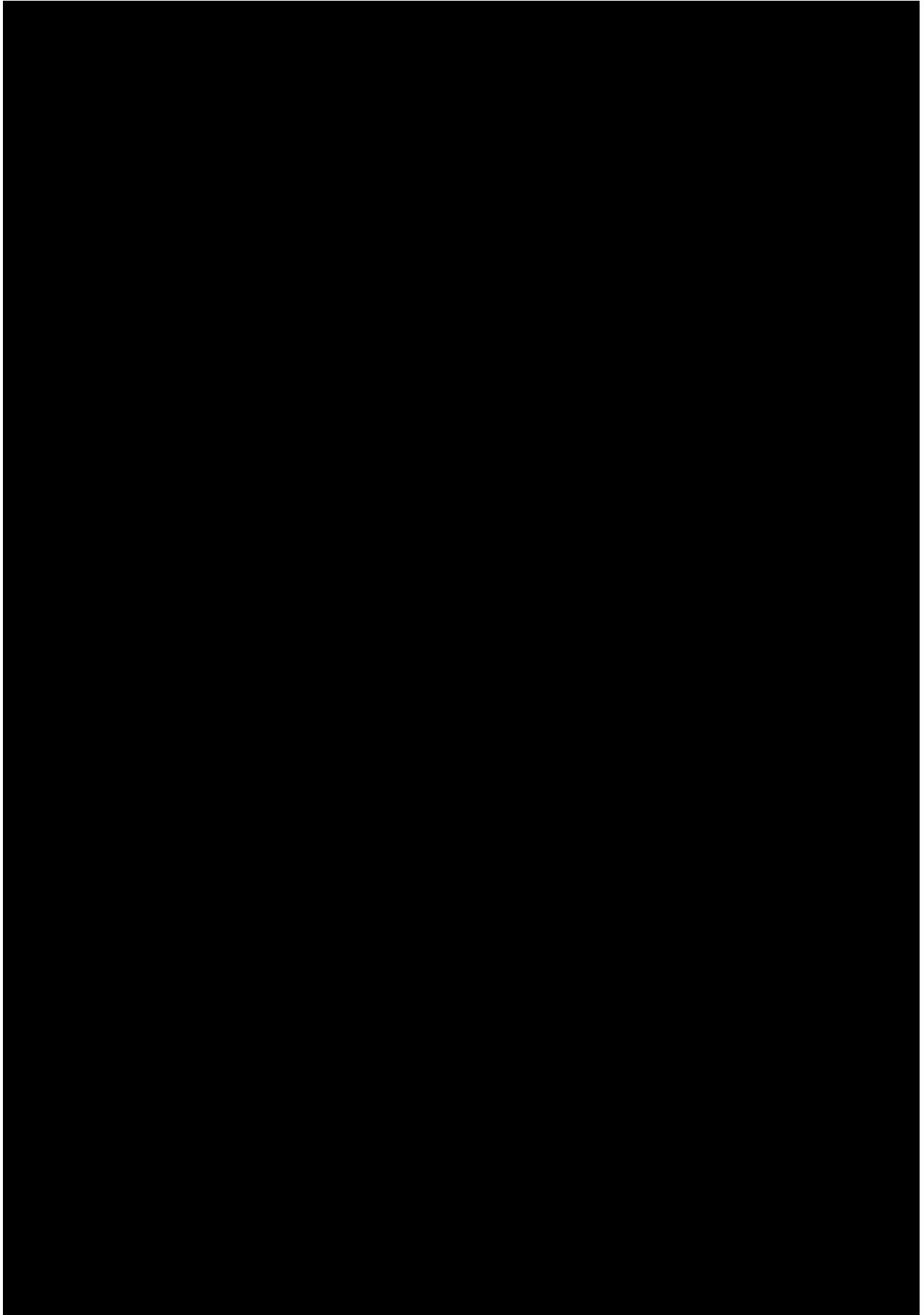


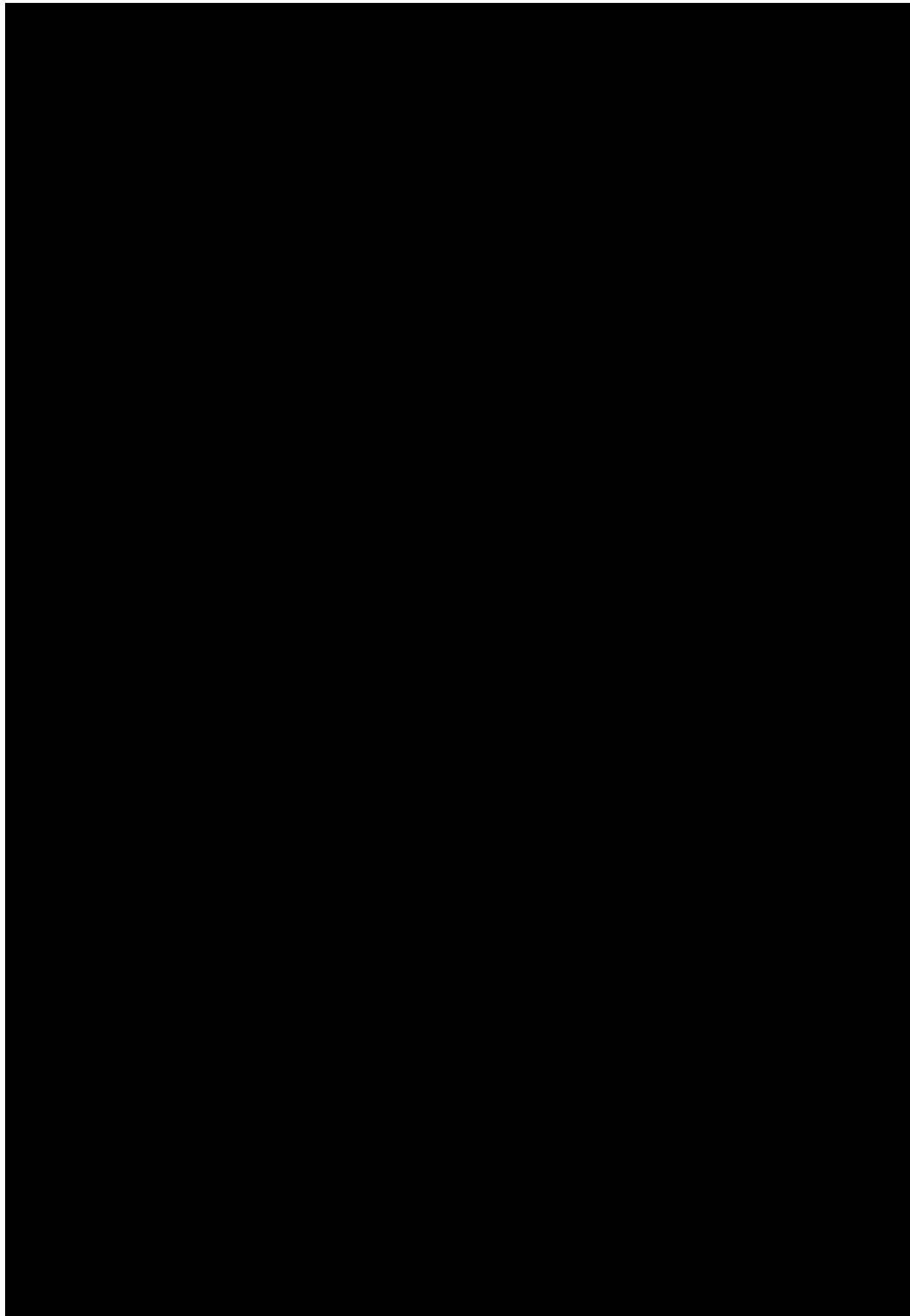


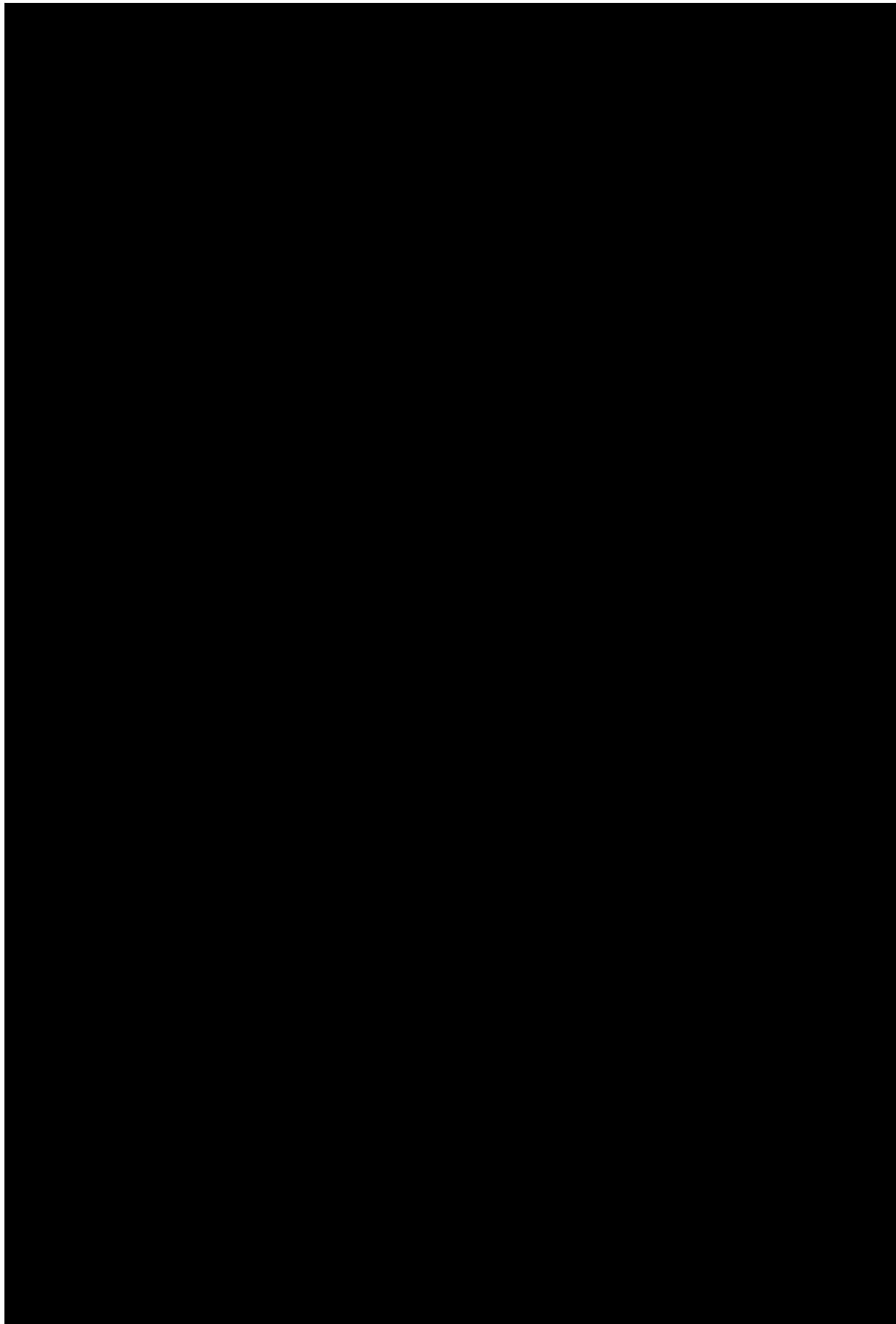


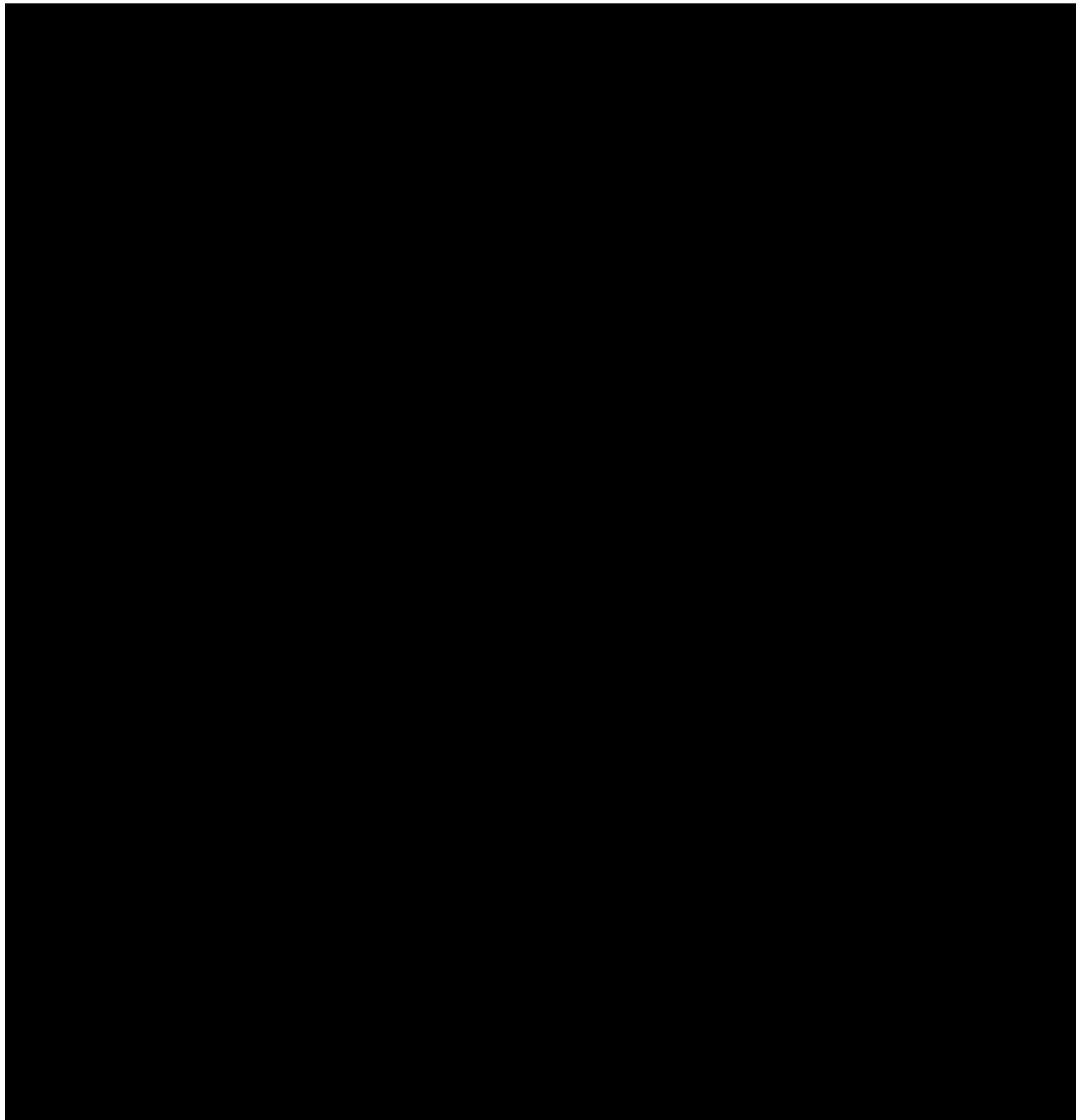












役員報酬規程

株式会社雨風太陽

団体からの要請により
「第1条」のみを公開とした。
(JANPIA)

第1章 総則

第1条 (目的)

この規程は、当社の役員報酬に関する事項を定めたものである。



リスクマネジメント規程

株式会社雨風太陽

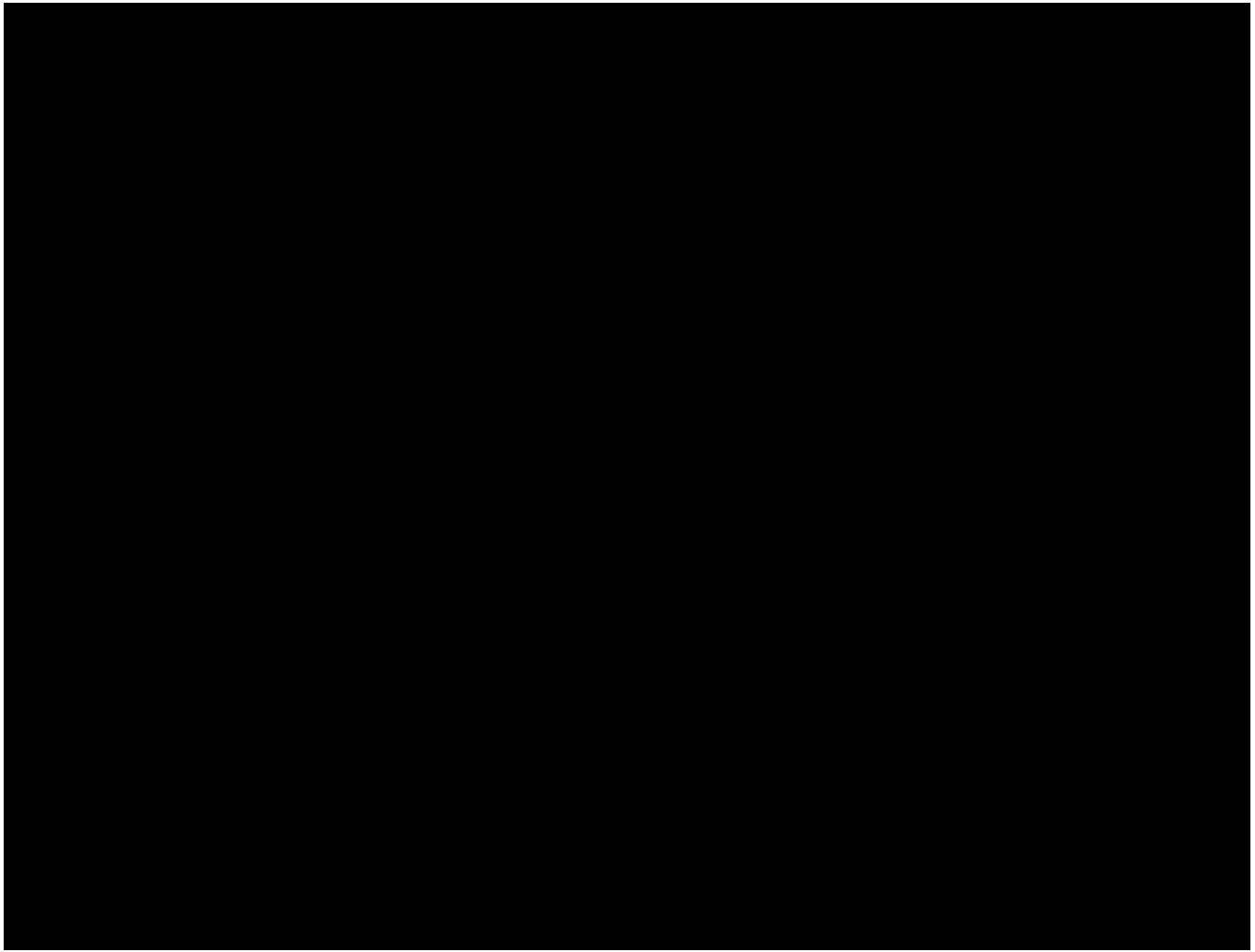
団体からの要請により
「第1条」のみを公開とした。
(JANPIA)

リスクマネジメント規程

第1章 総則

第1条 (目的)

本規程は、株式会社雨風太陽(以下「会社」という。)におけるリスク管理に関して必要な事項を定め、もってリスクの防止および会社損失の最小化を図ることを目的とする。



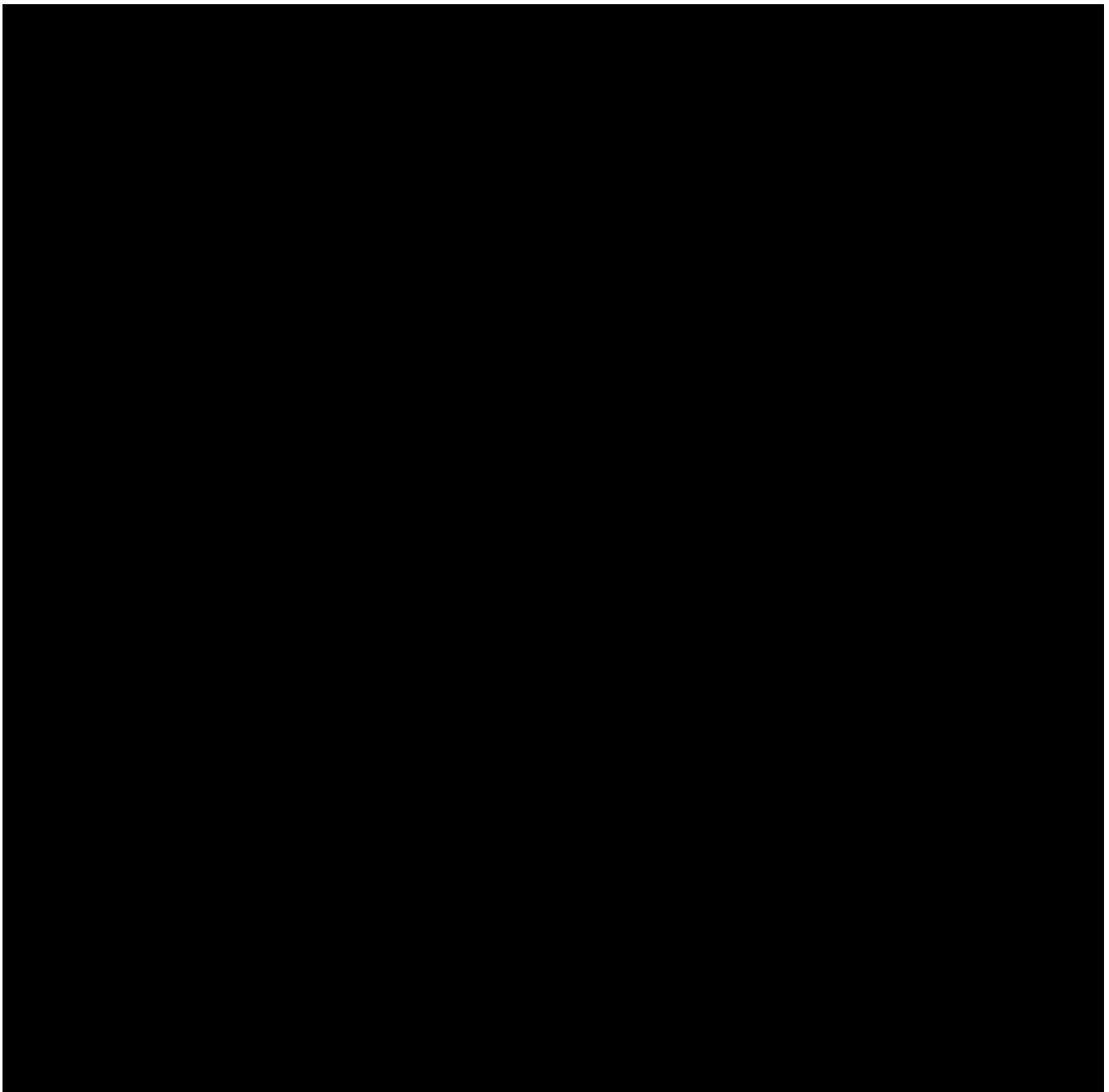
組織規程

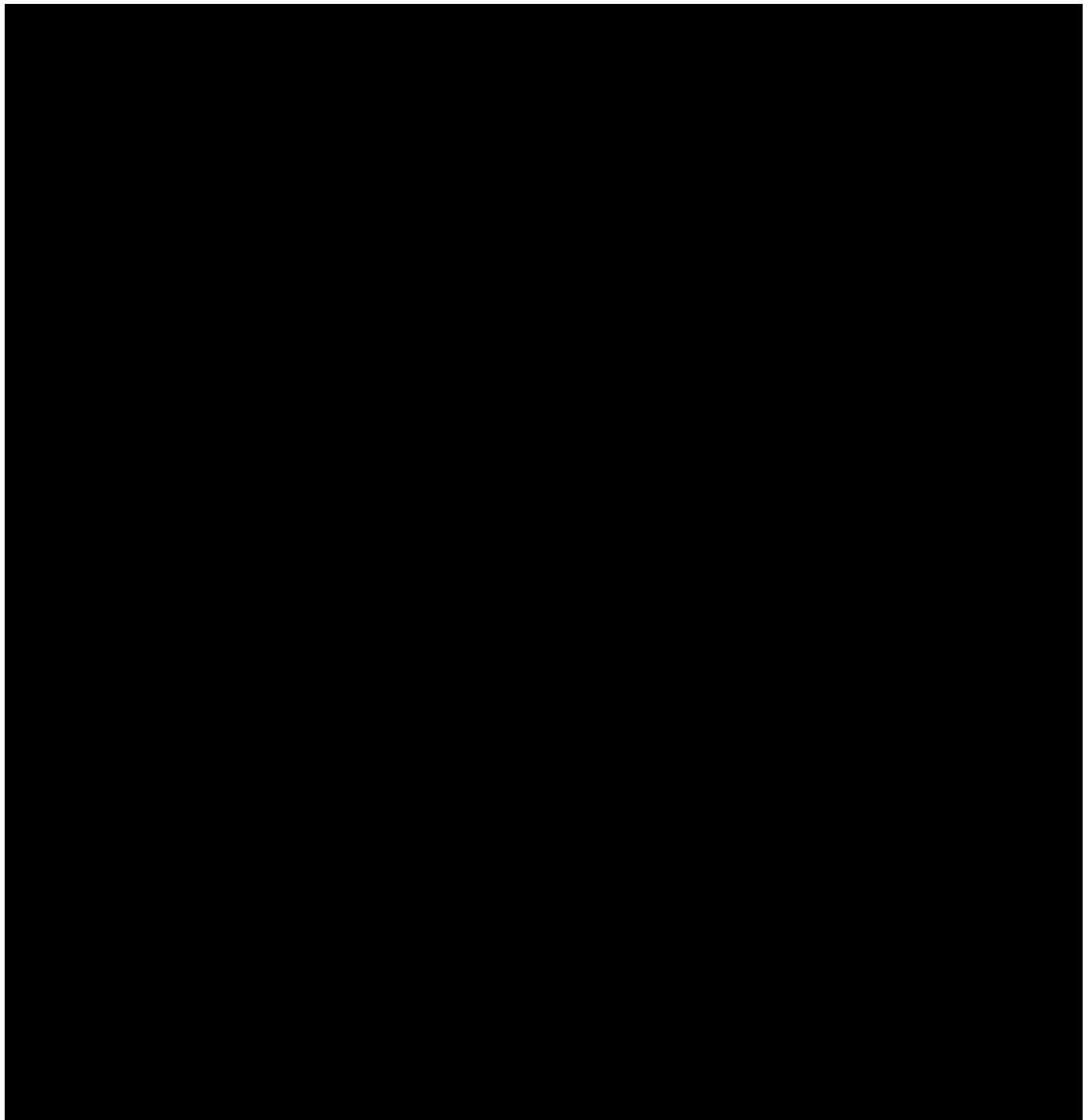
株式会社太陽風雨

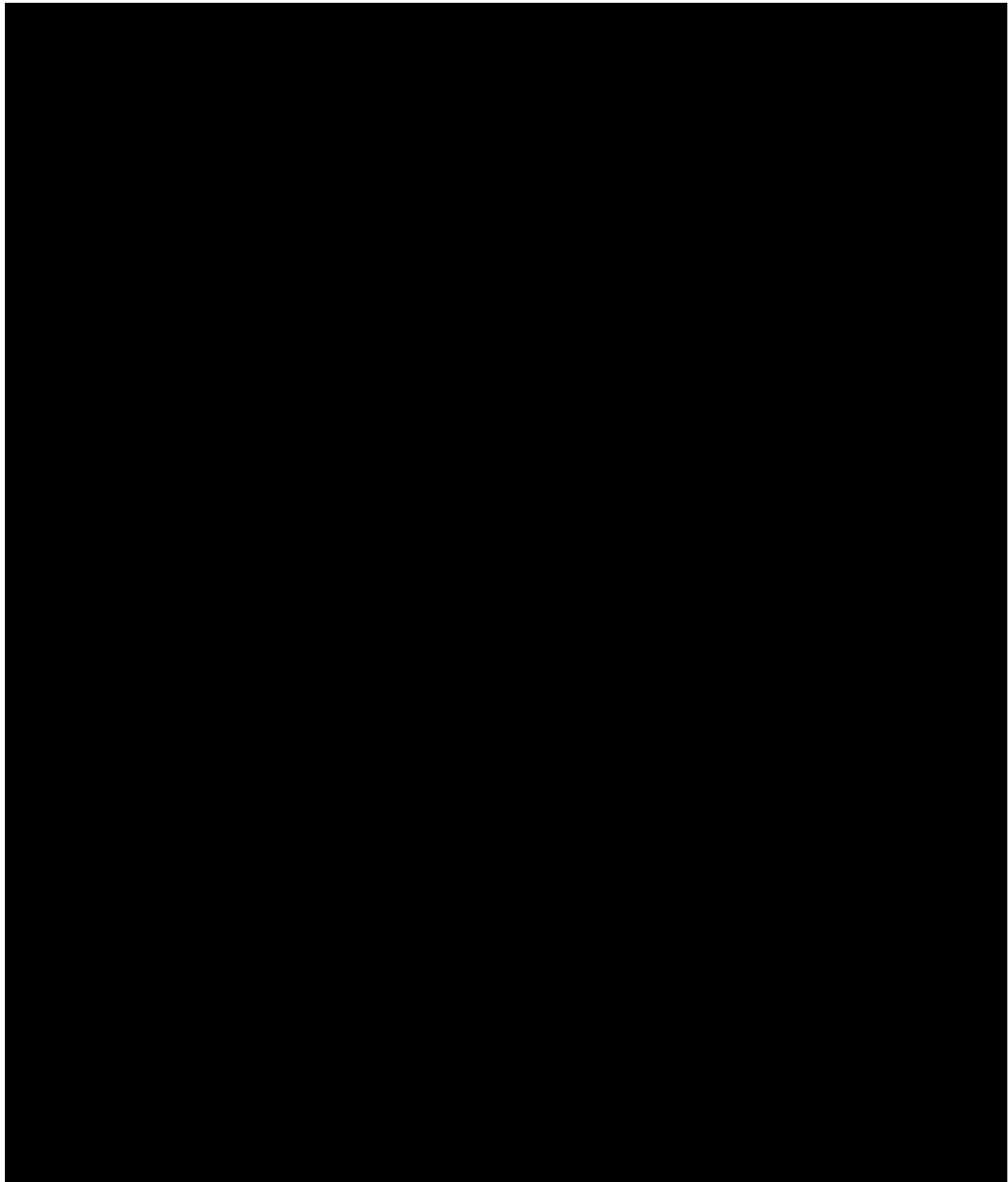
第1章 総則

第1条 (目的)

この規程は、当社の経営方針を実施するための基本となる経営組織に関する基準を定め、当会社業務の組織的かつ効率的な運営を図ることを目的とする。







業務分掌規程

株式会社雨風太陽

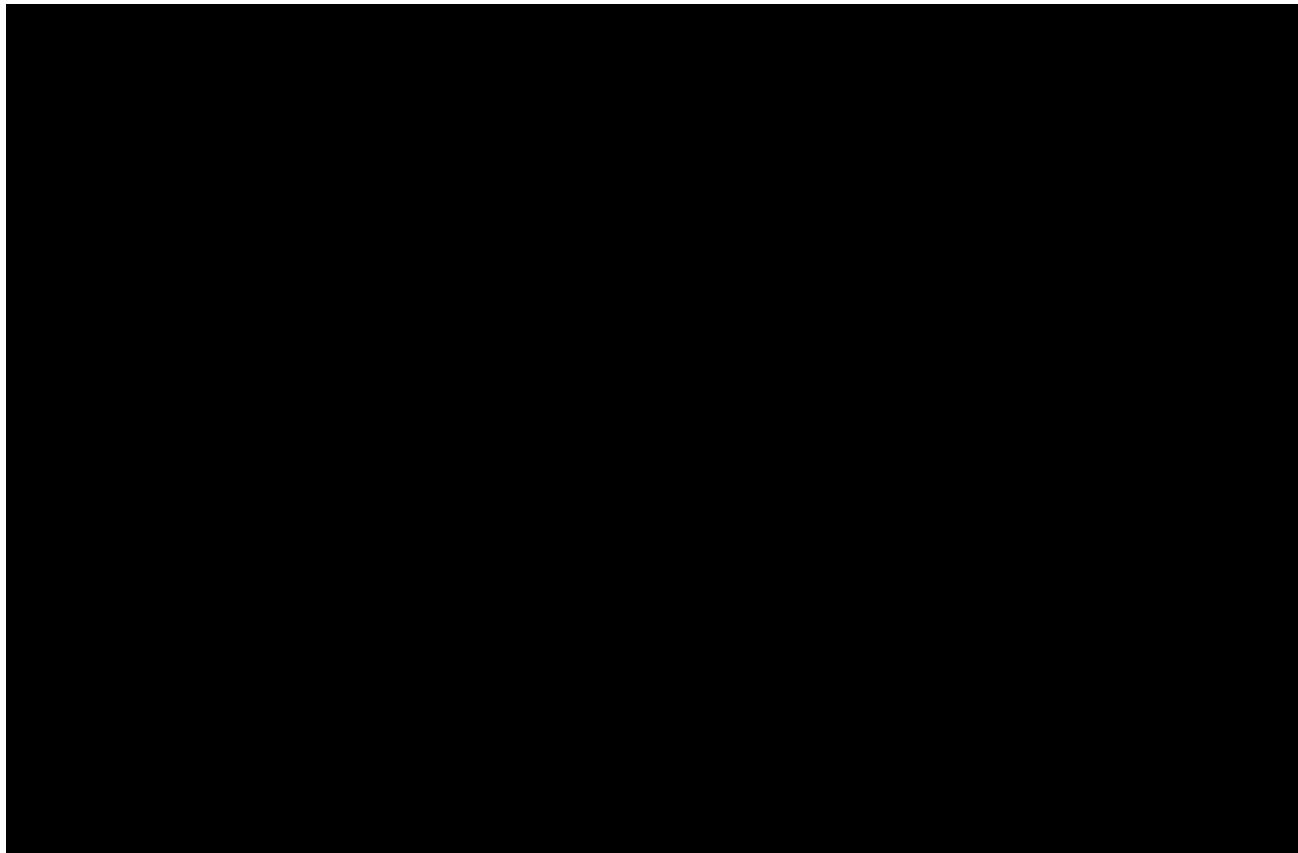
団体からの要請により
「第1章」の「第1条」のみを
公開とした。 (JANPIA)

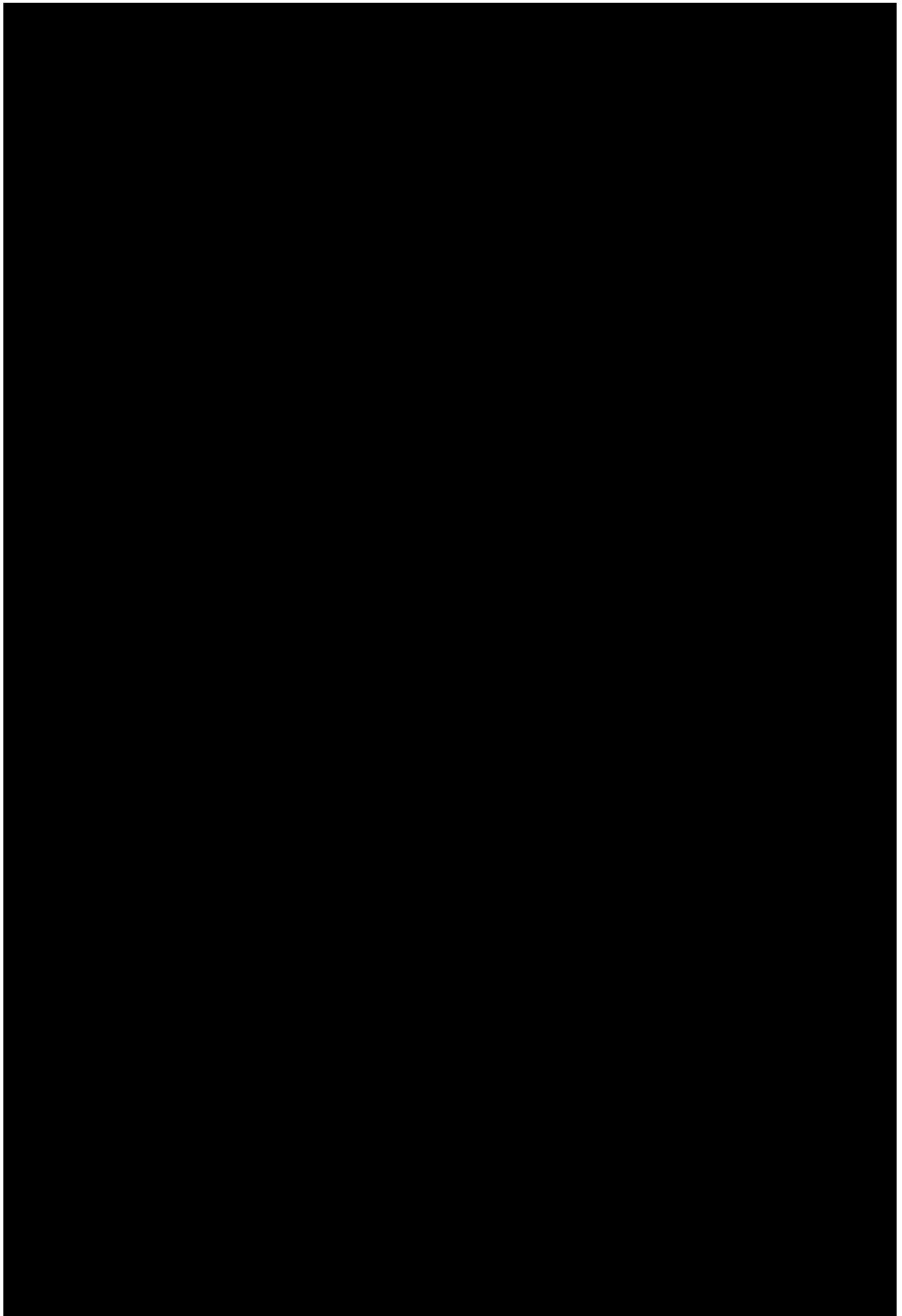
業務分掌規程

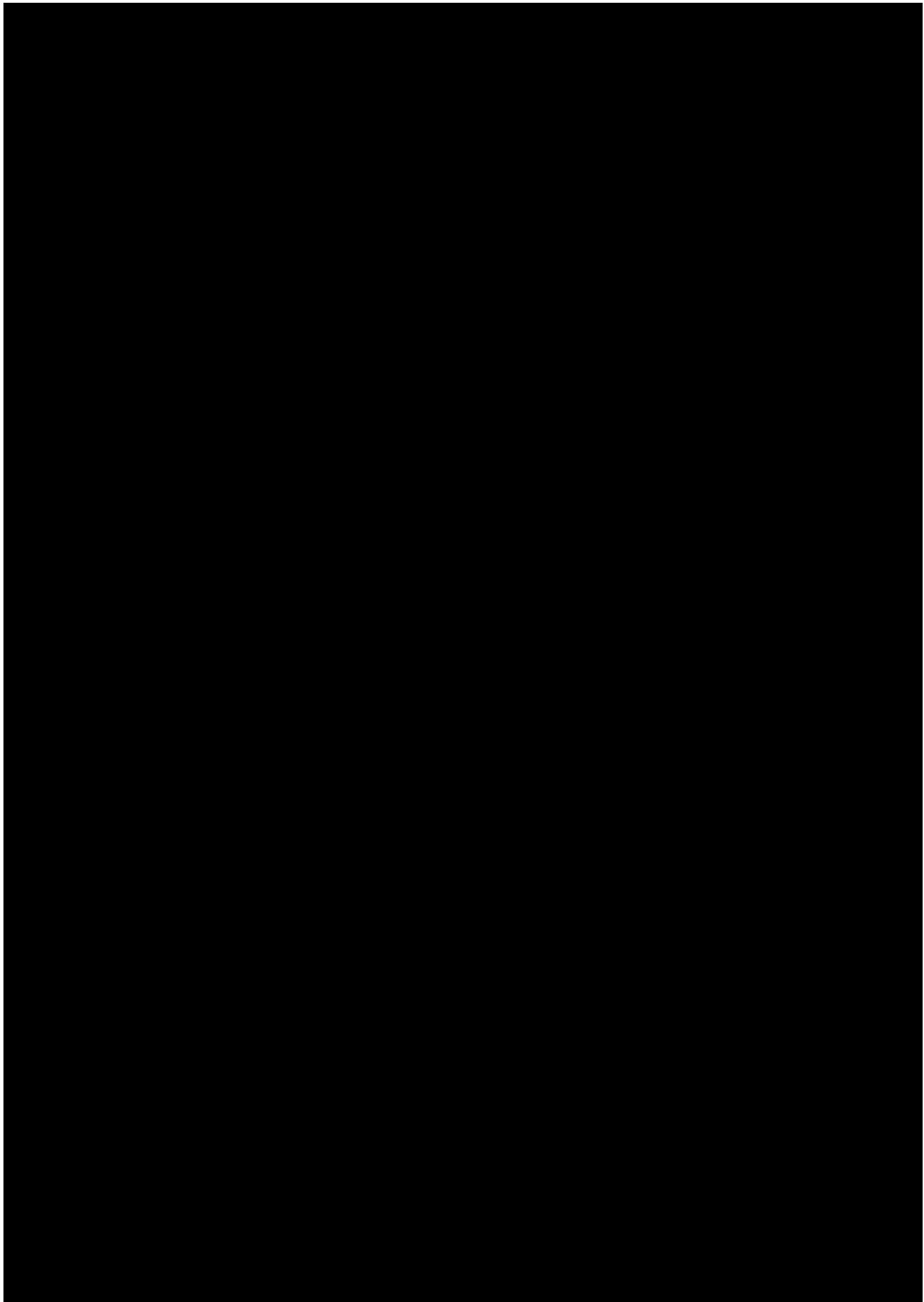
第1章 総則

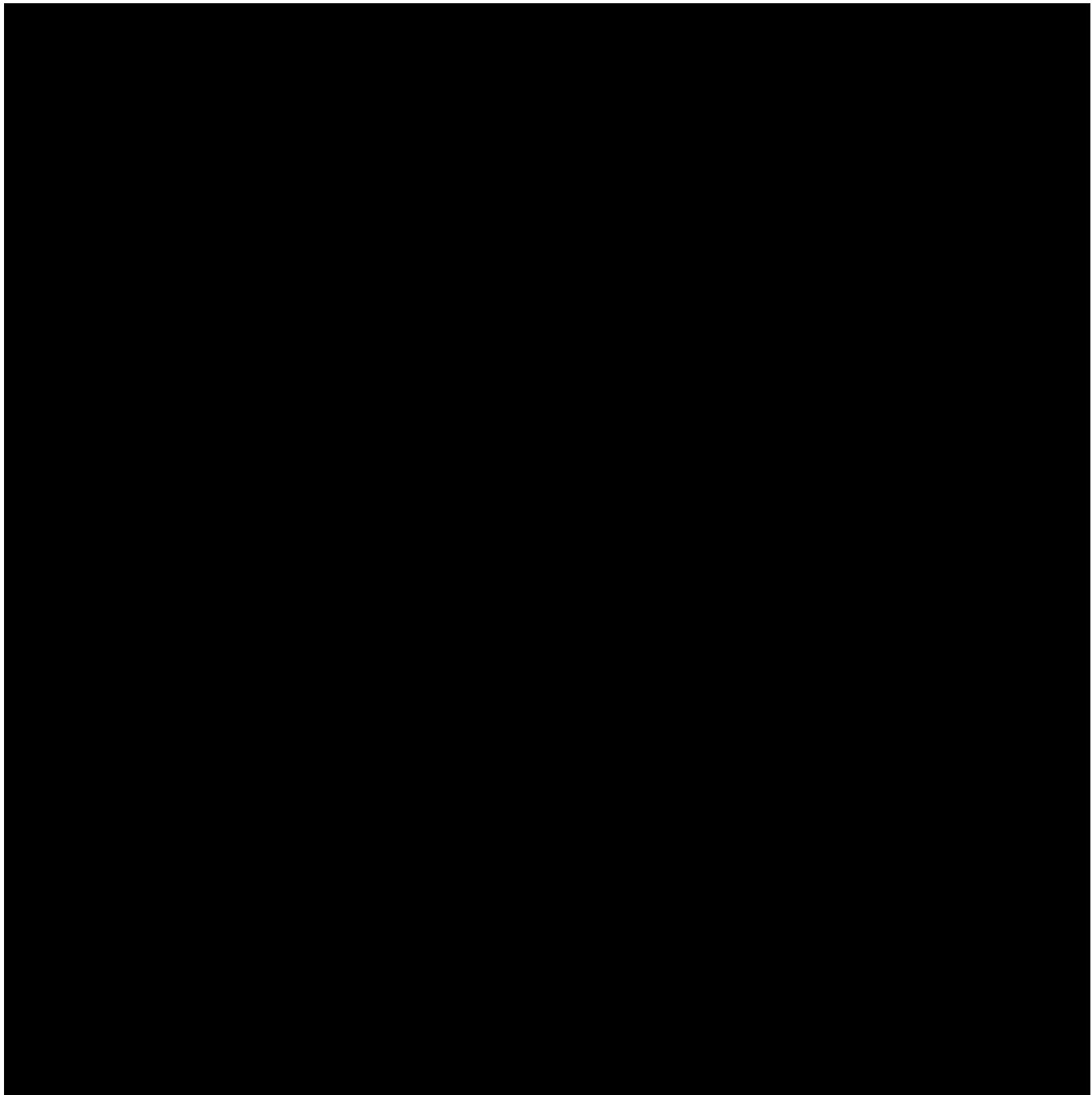
第1条 (目的)

この規程は、「組織規程」にもとづく各組織単位の業務分掌を明確にし、業務の円滑な運営を図ることを目的とする。









経 営 会 議 規 程

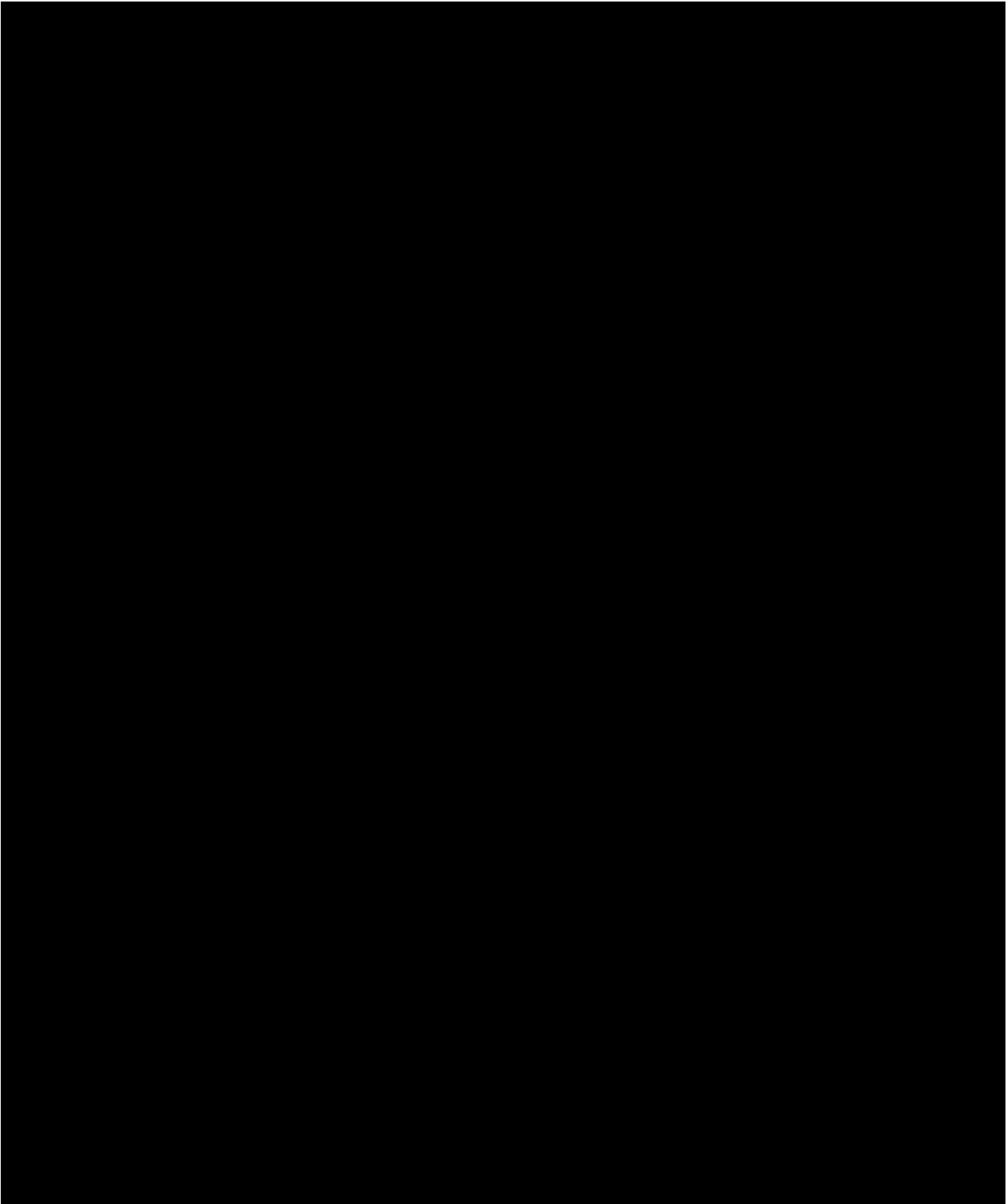
株式会社ポケットマルシェ

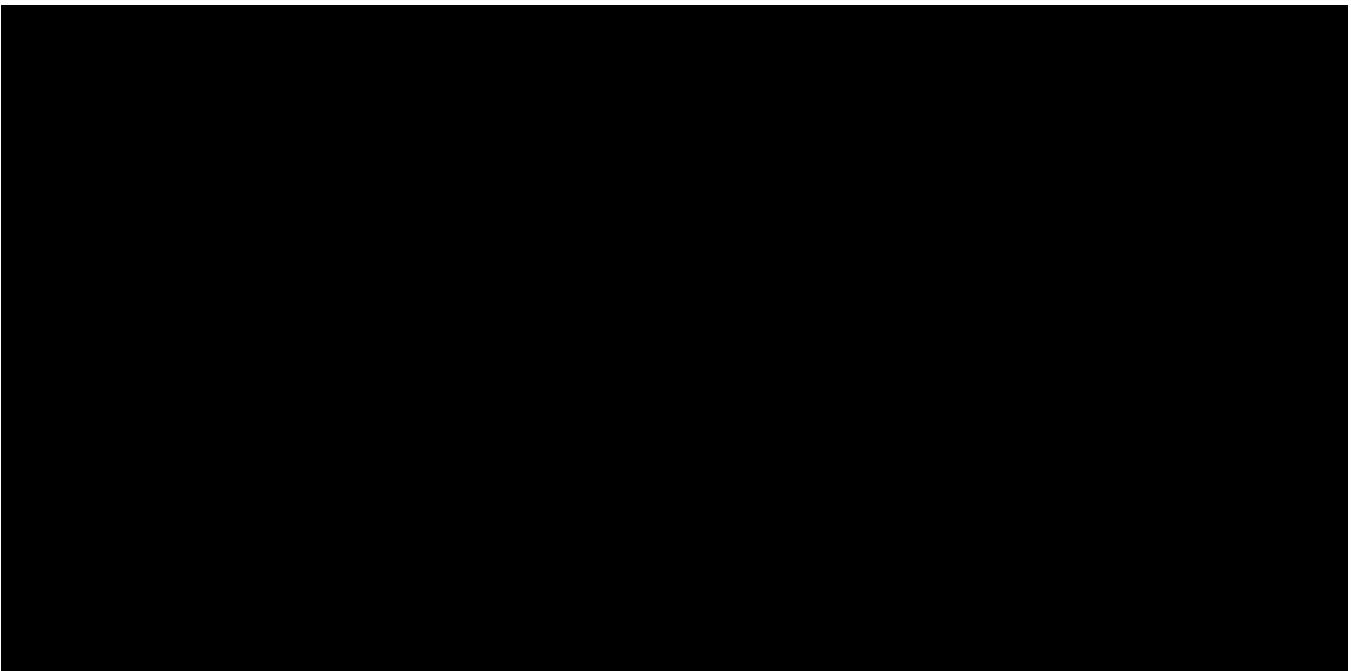
団体からの要請により
「第1条」のみを公開とした。
(JANPIA)

経営会議規程

第1条 (目的)

経営会議に関する事項は、この規程に定めるところによる。





正社員就業規則

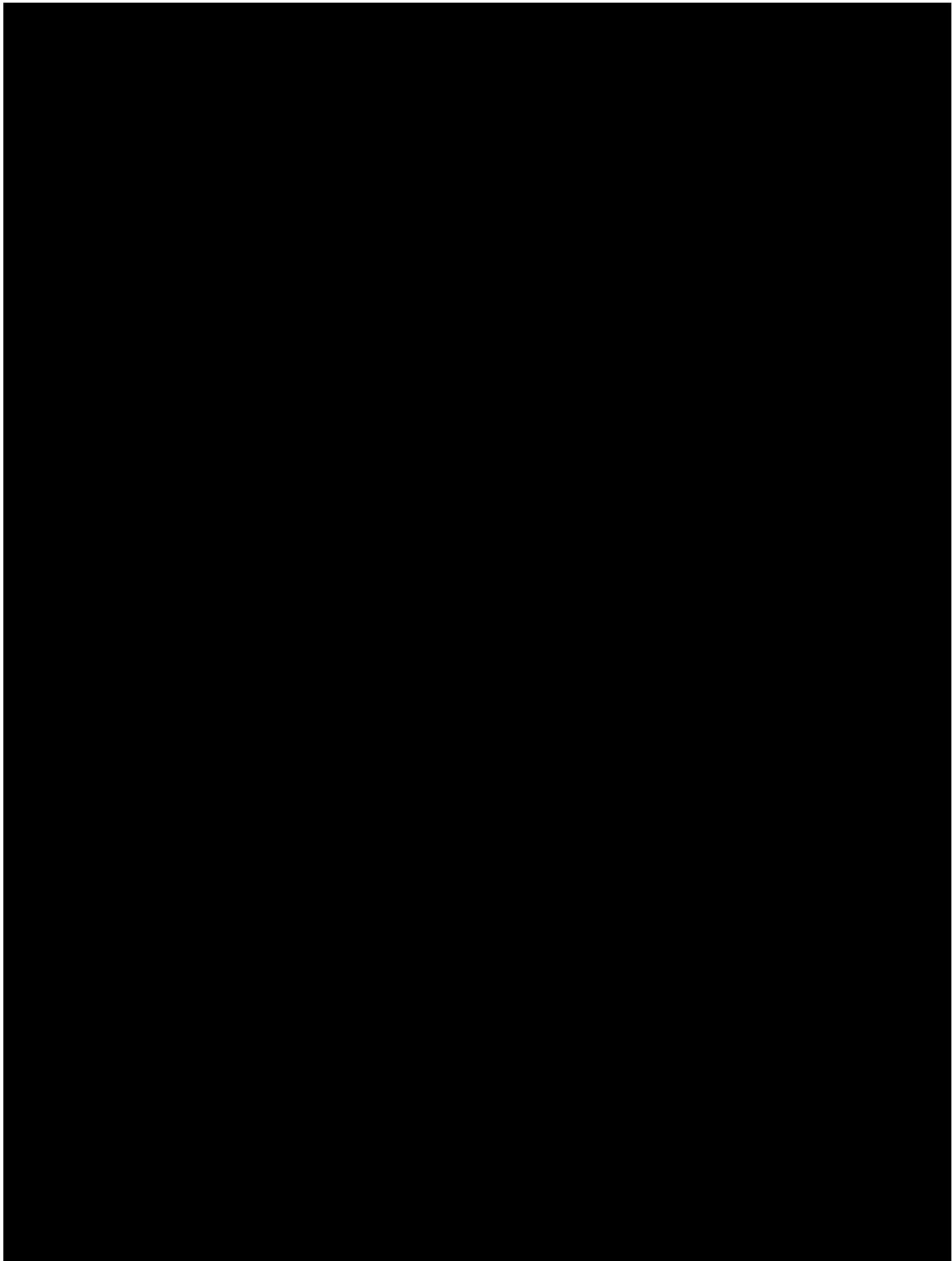
株式会社太陽風雨

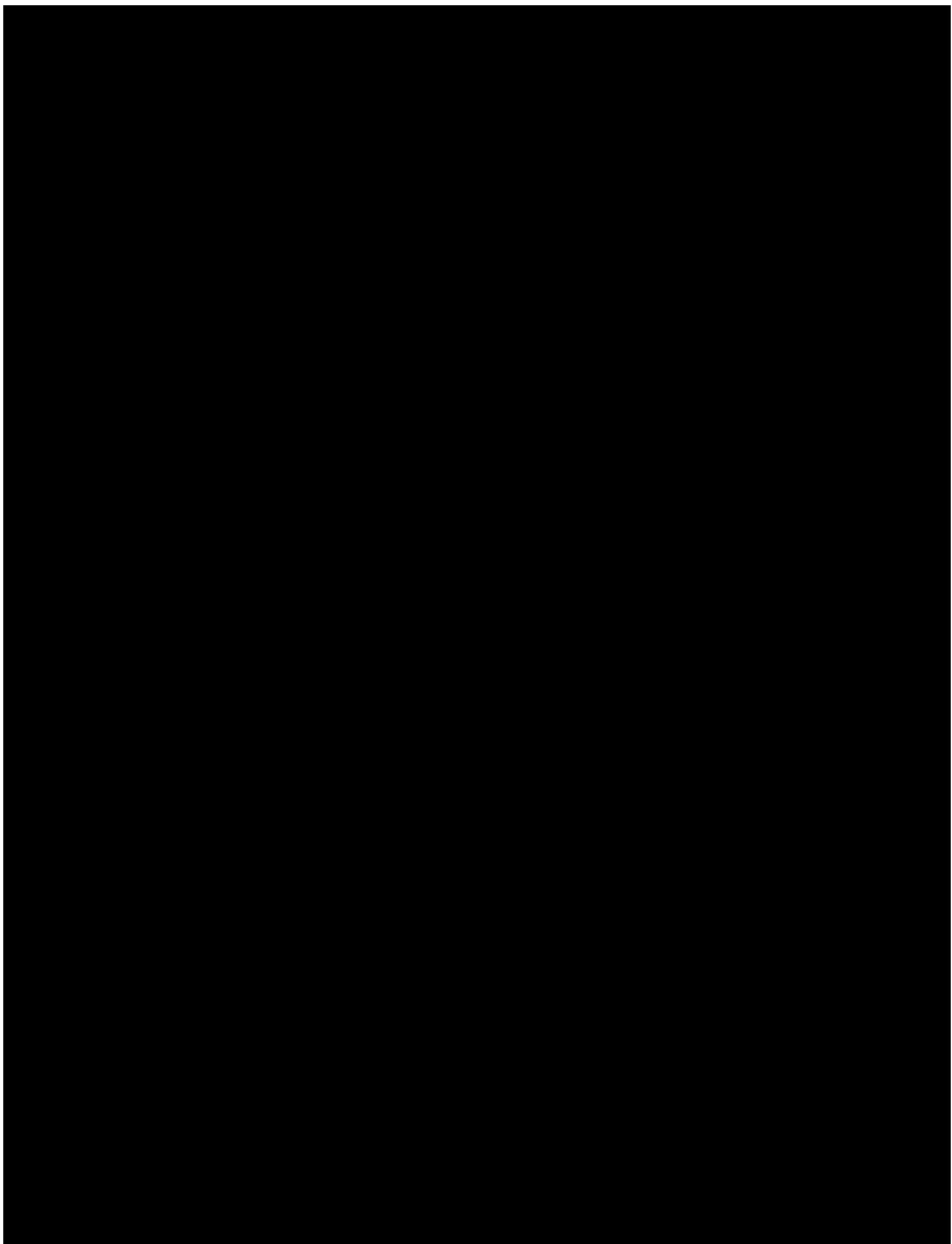
団体からの要請により
「第1章」の「第1条」のみを
公開とした。(JANPIA)

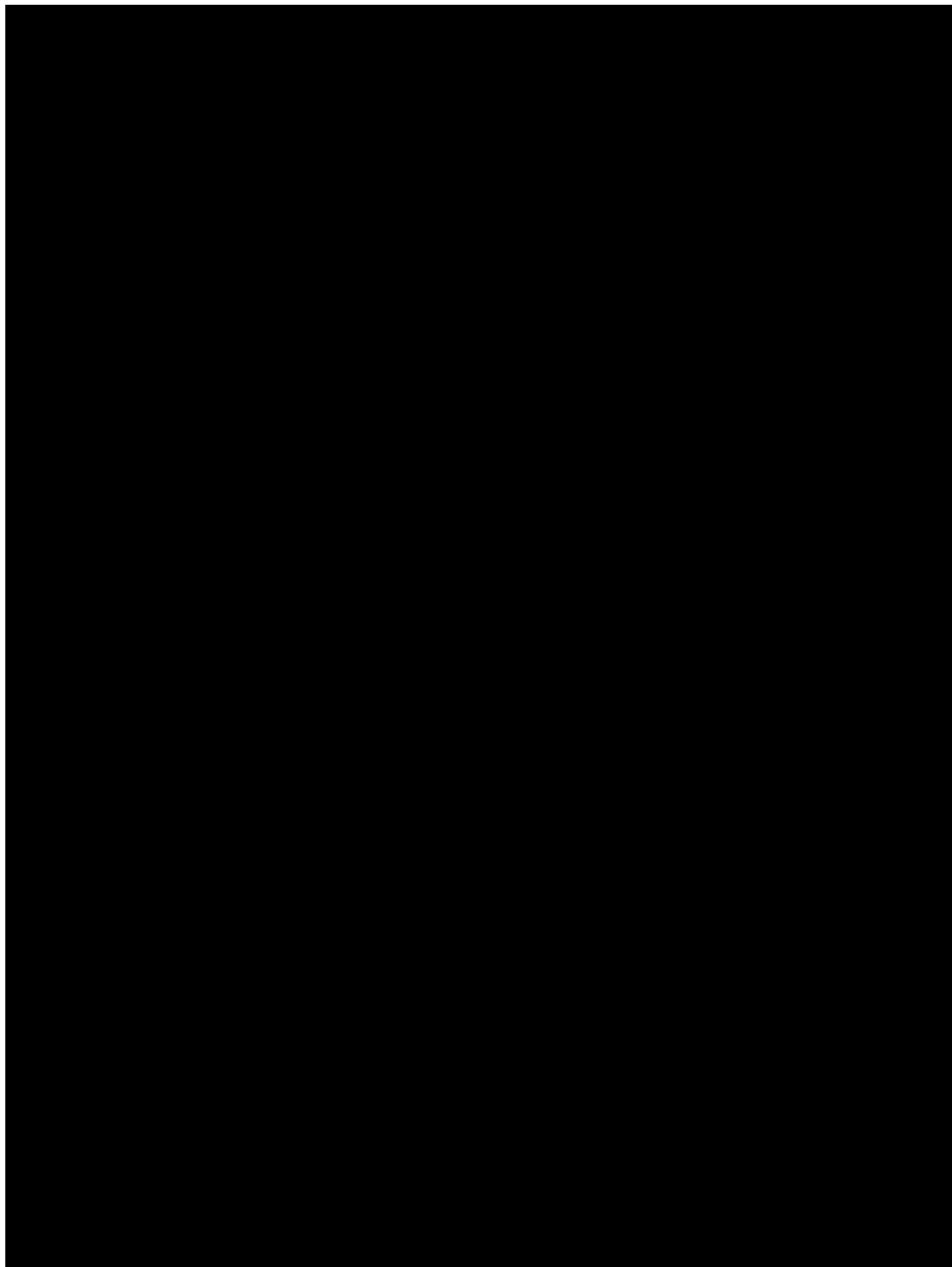
第1章 総 則

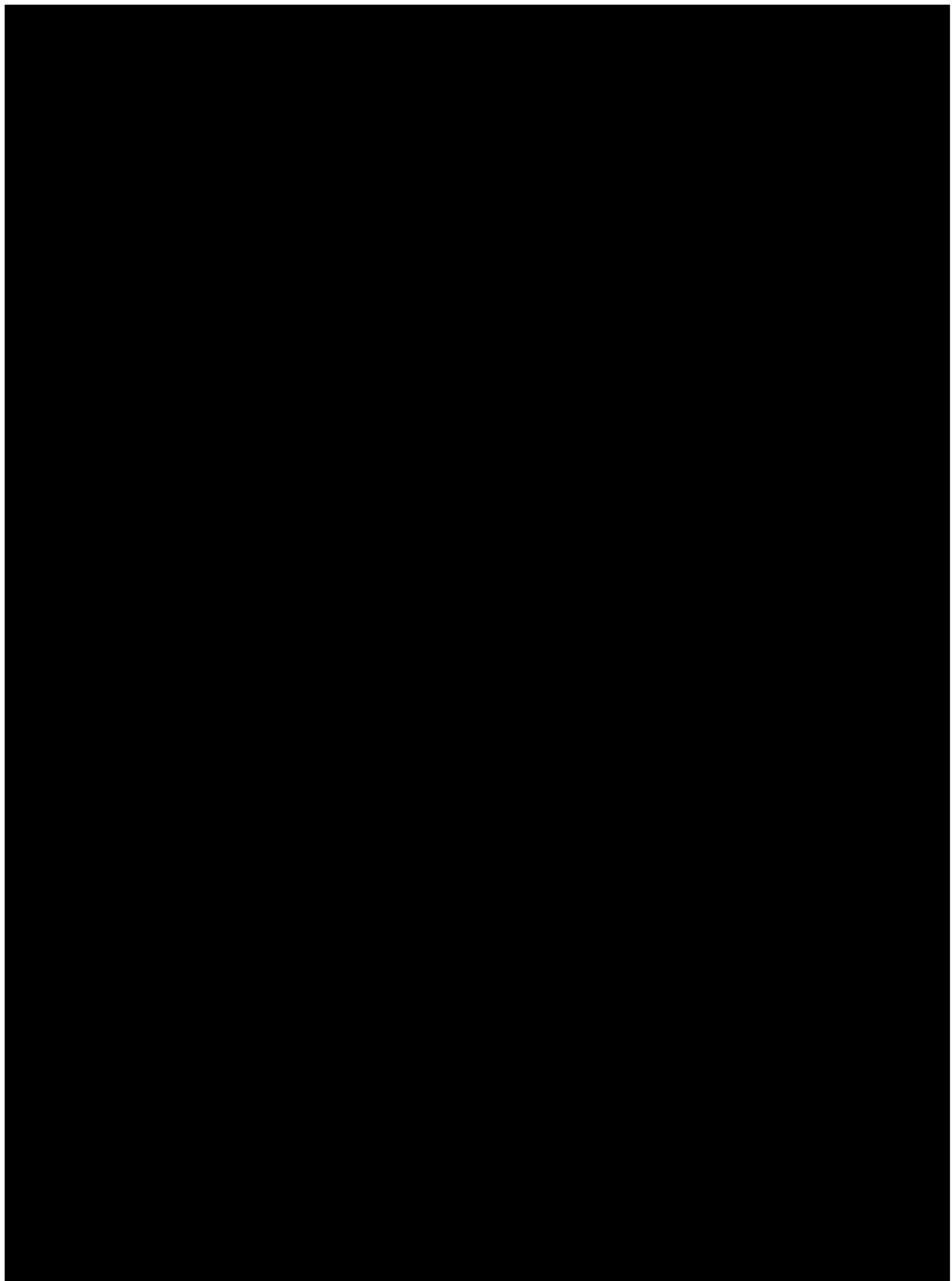
第1条 (目的)

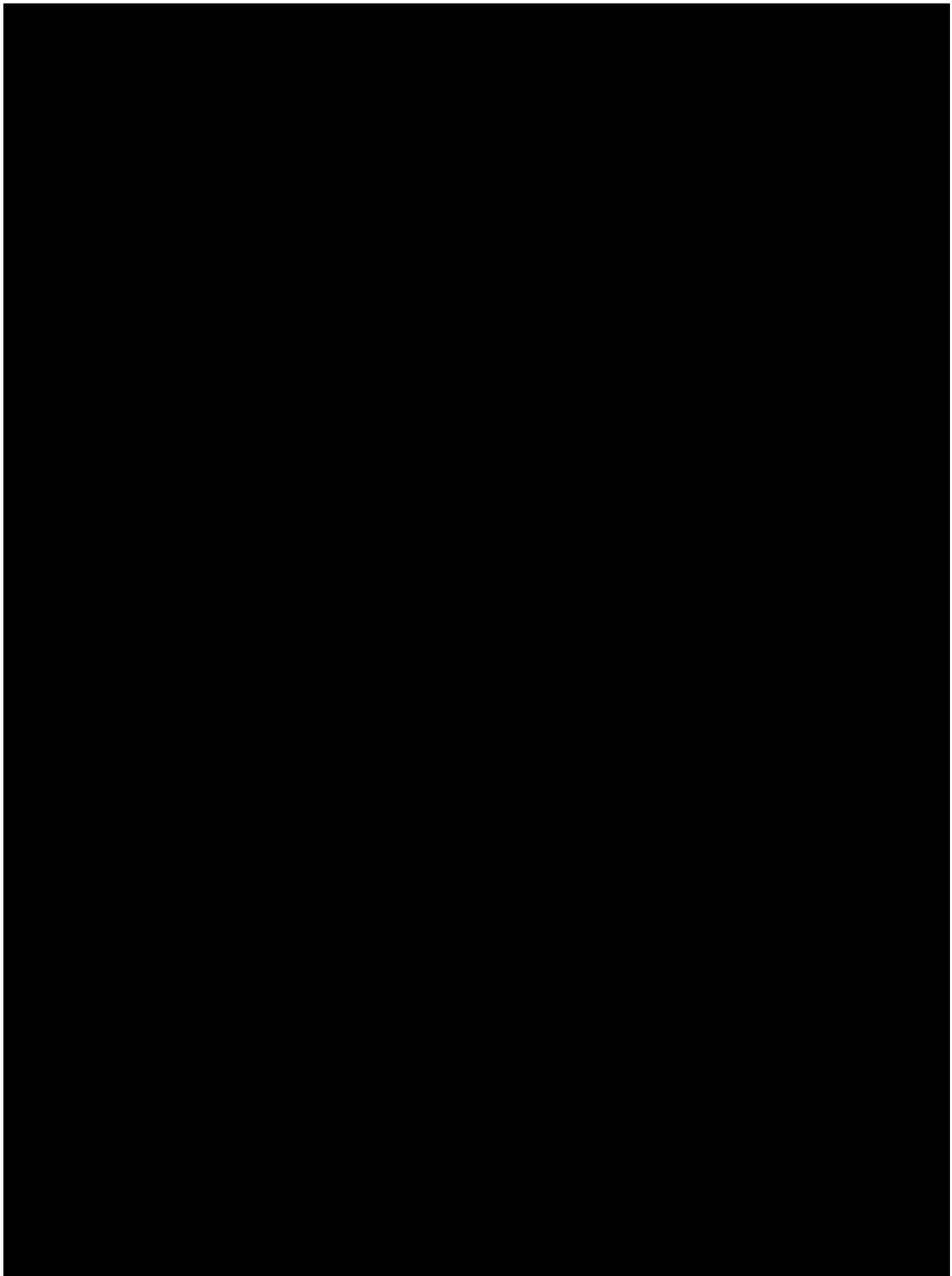
1. この規則は、株式会社雨風太陽(以下「会社」という)が業務の円滑な運営を図り、会社の秩序を維持するため、正社員の労働条件・服務規律・その他就業に関して必要な事項を定めたものである。
2. この規則および付隨規程に定めた事項のほか、社員の就業に関する事項は、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

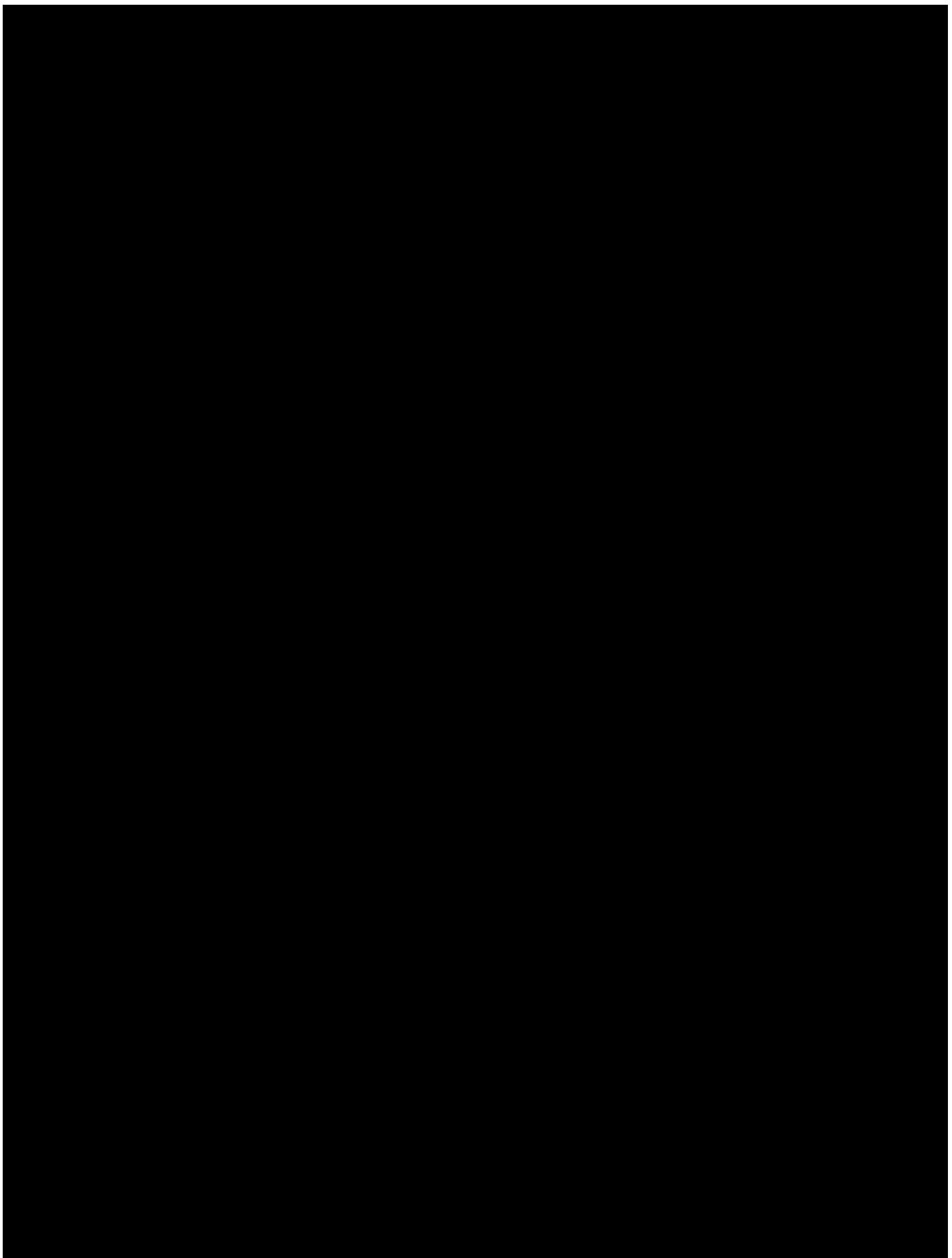


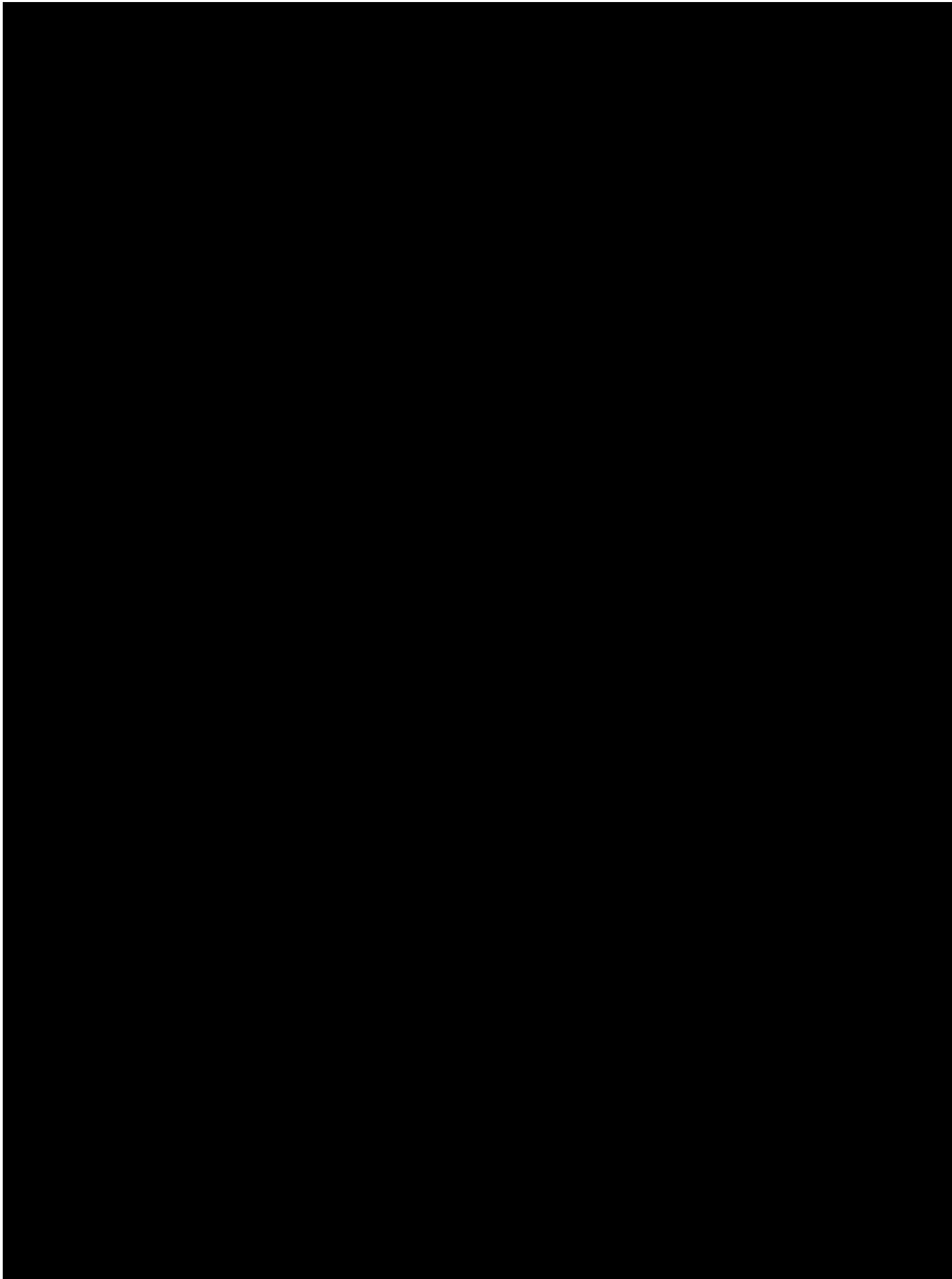


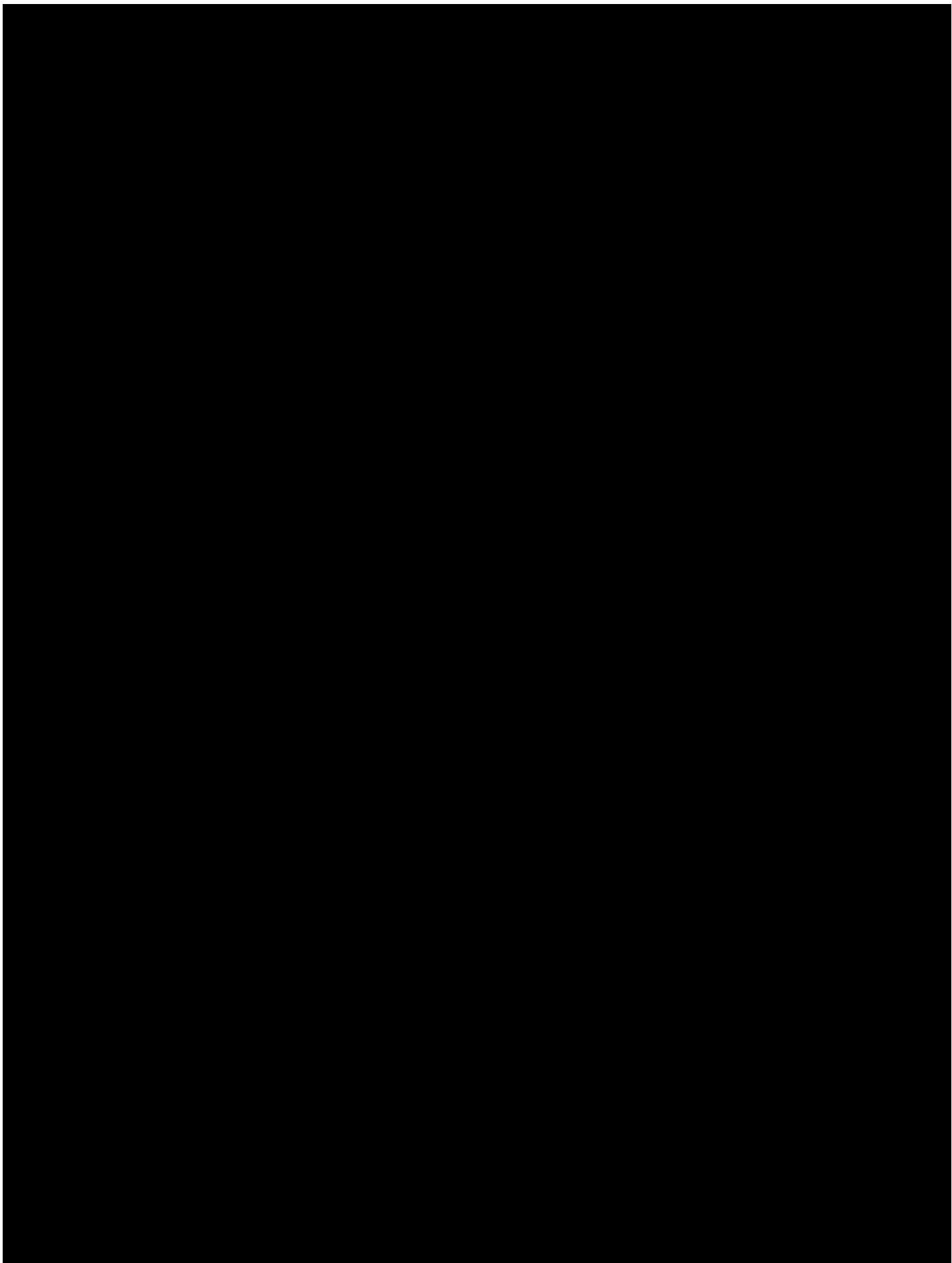


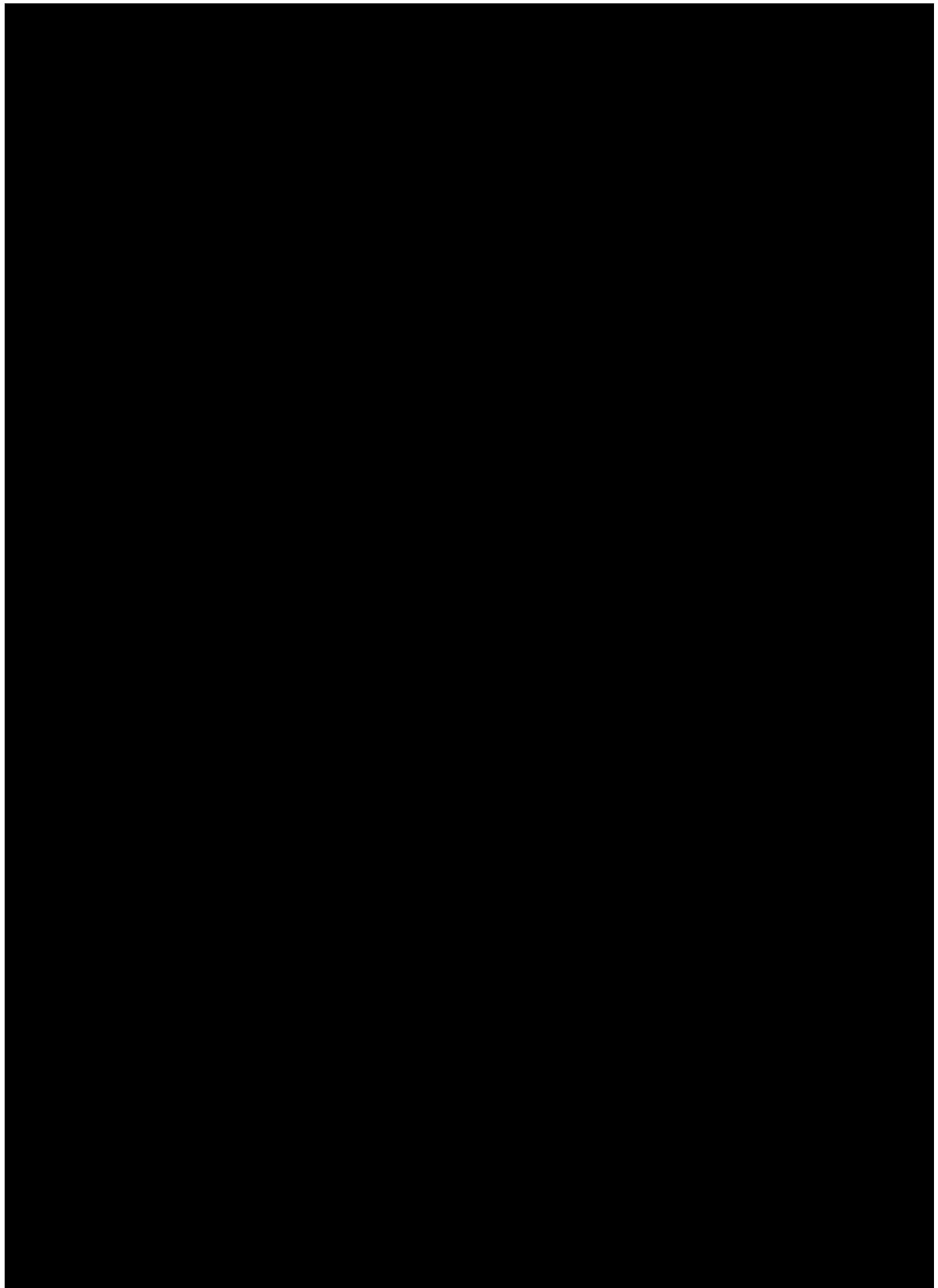


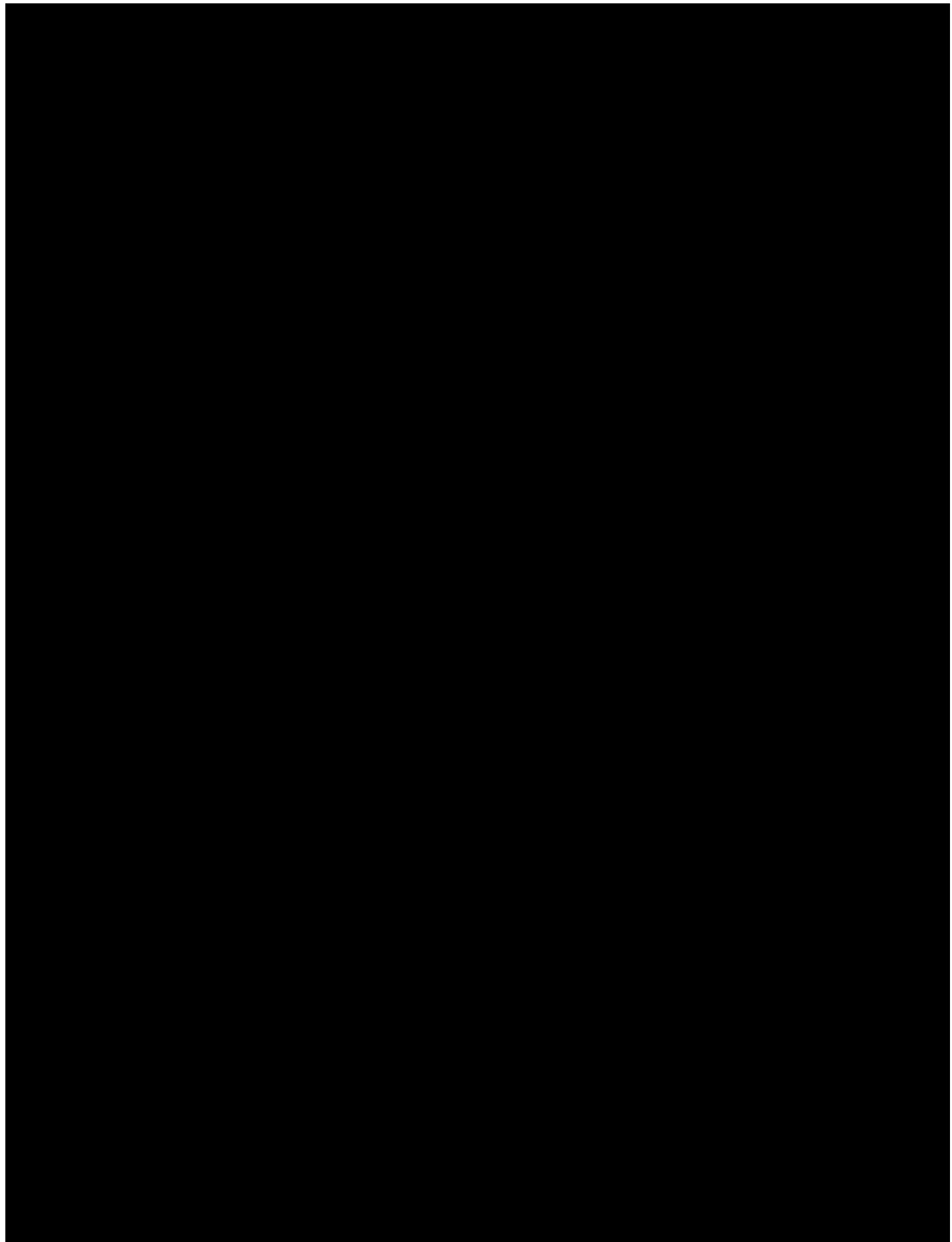


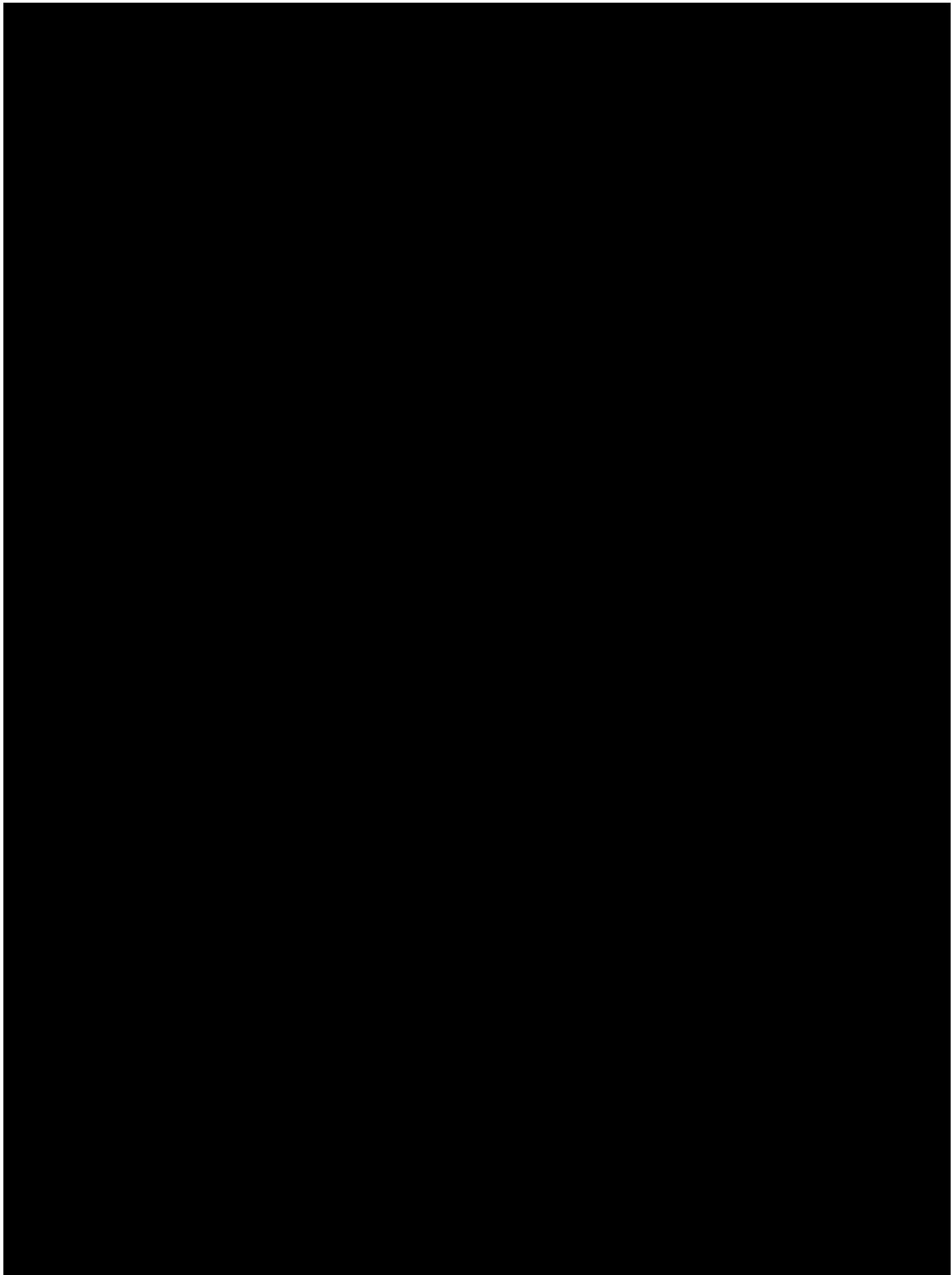


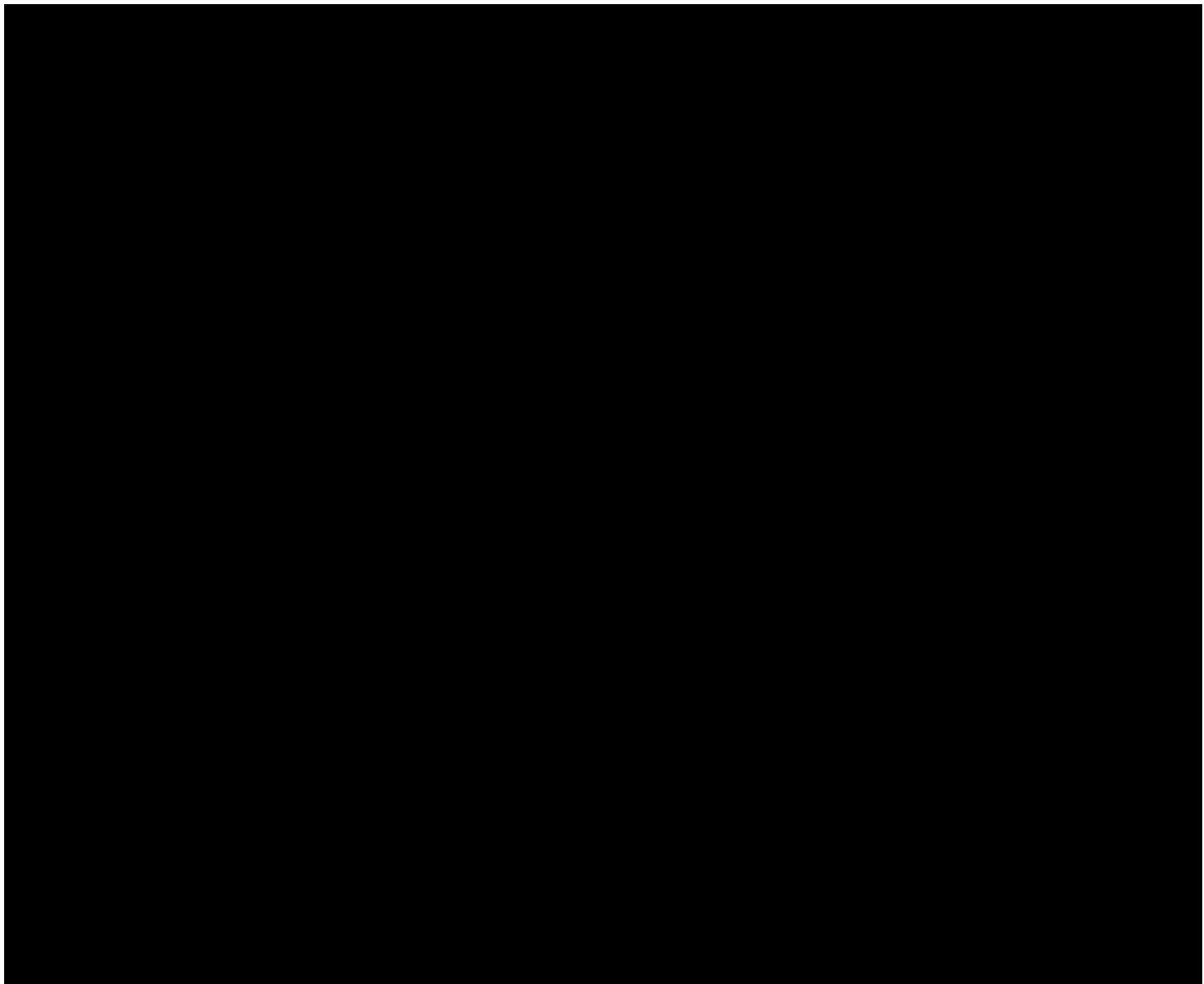


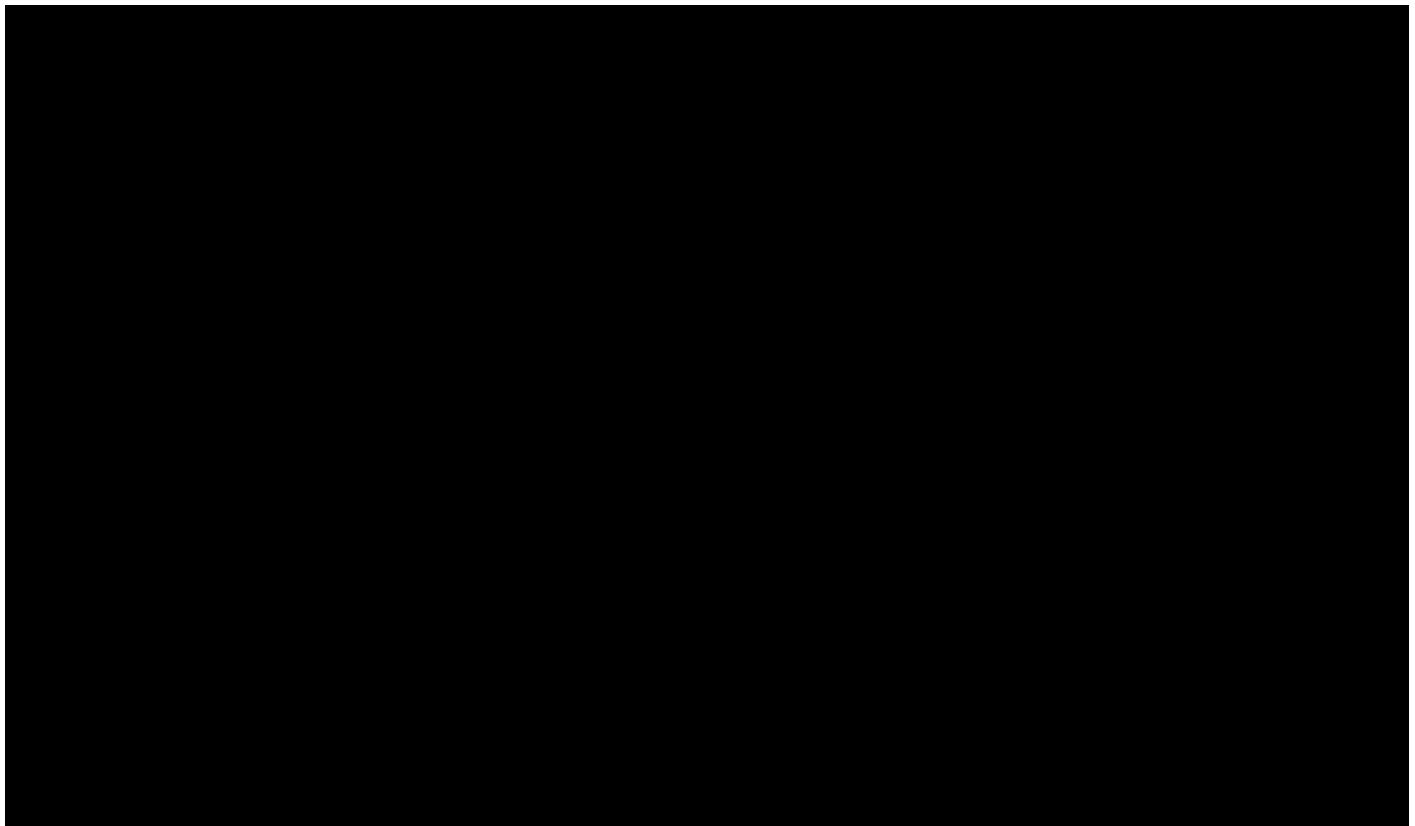












給 与 ・ 報 酬 規 程

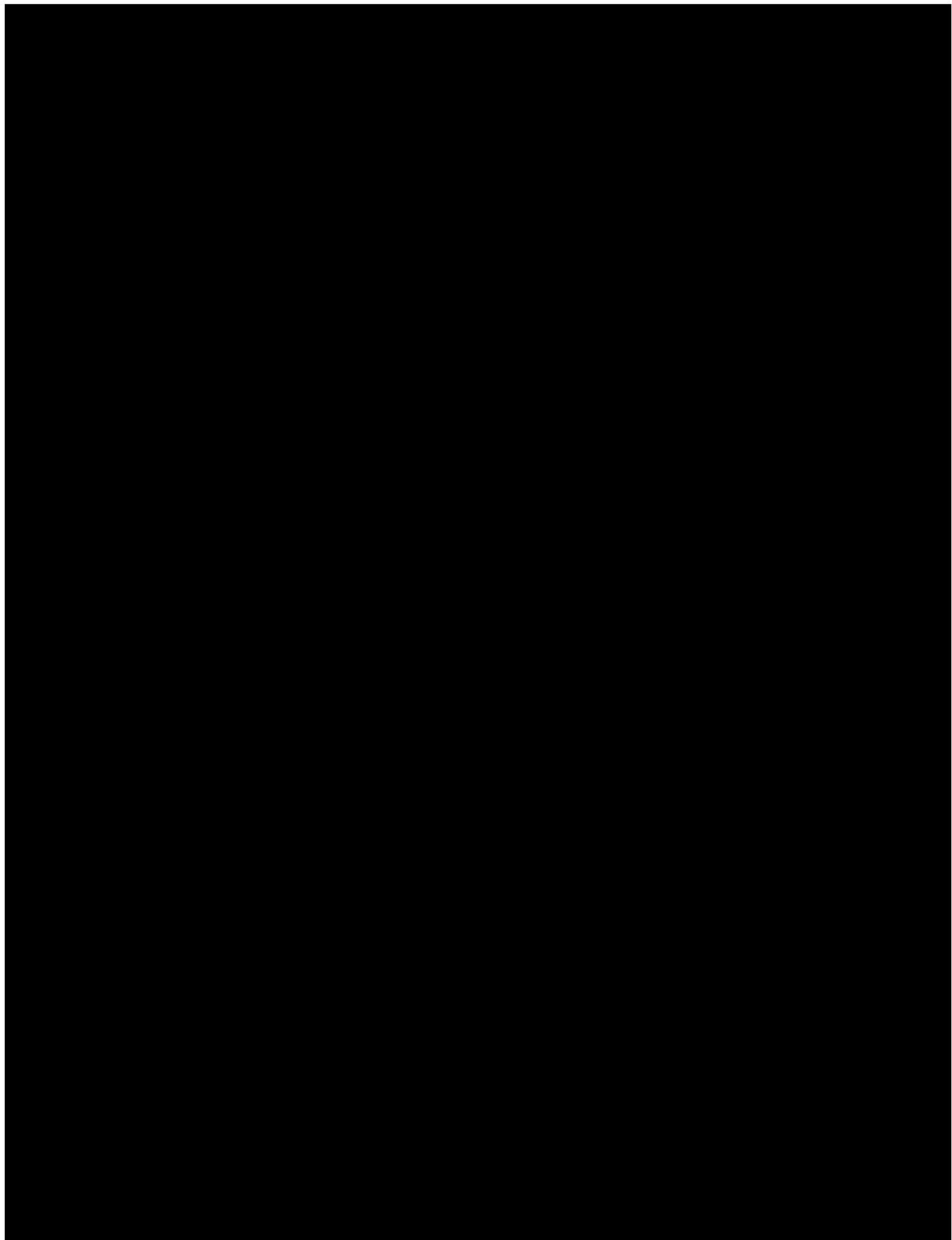
株式会社太陽風雨社

給与・報酬規程

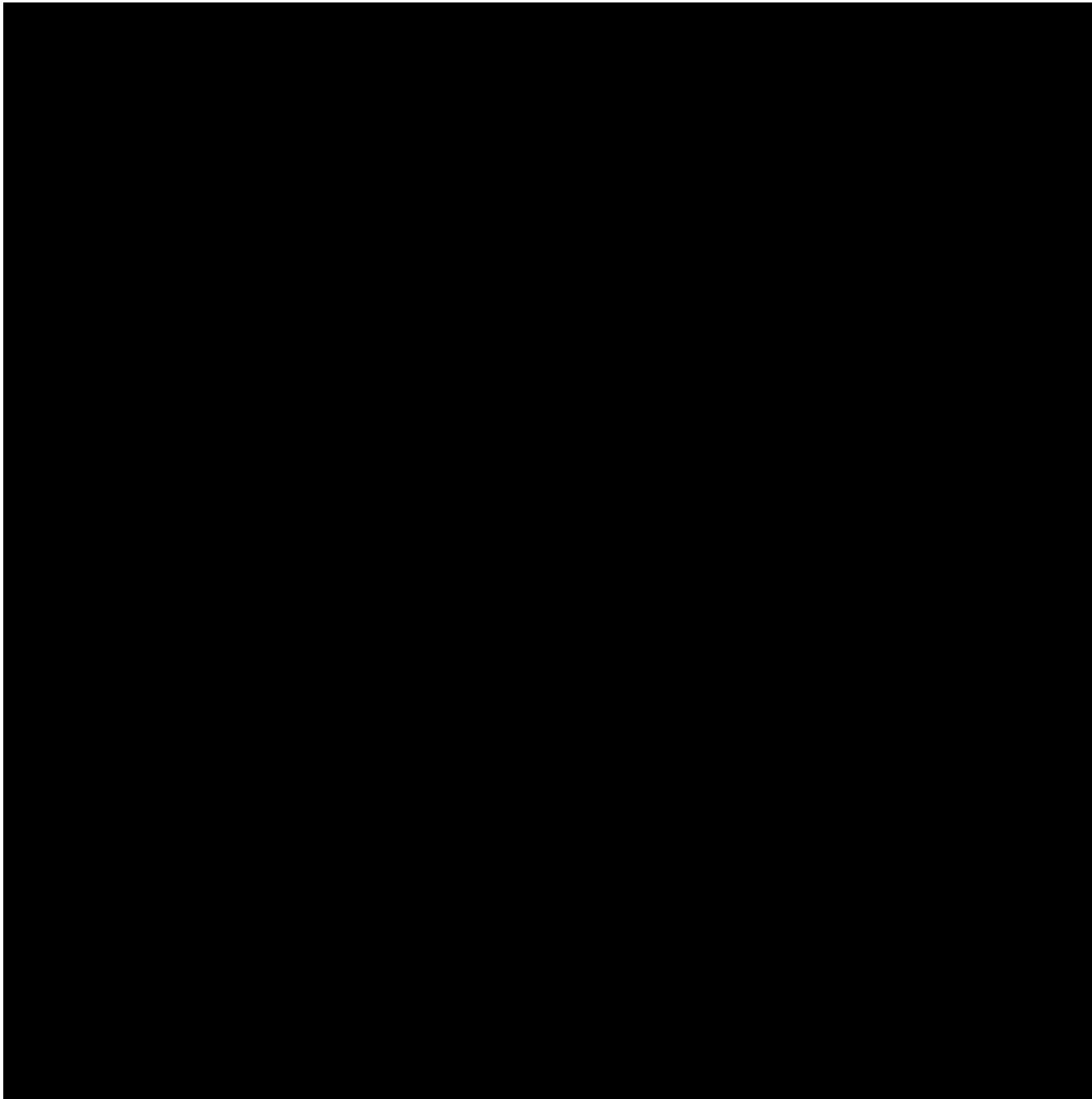
第1章 総則

第1条 (目的)

この規程は、「正社員就業規則」第 65 条（以下「就業規則」という）および「契約社員・アルバイト就業規則」第 54 条第 1 項の定めに基づき、社員および契約社員の給与、役職および執行役員の報酬の見直し、賞与に関して定めるものとする。







ハラスメント防止規程

株式会社雨風太陽

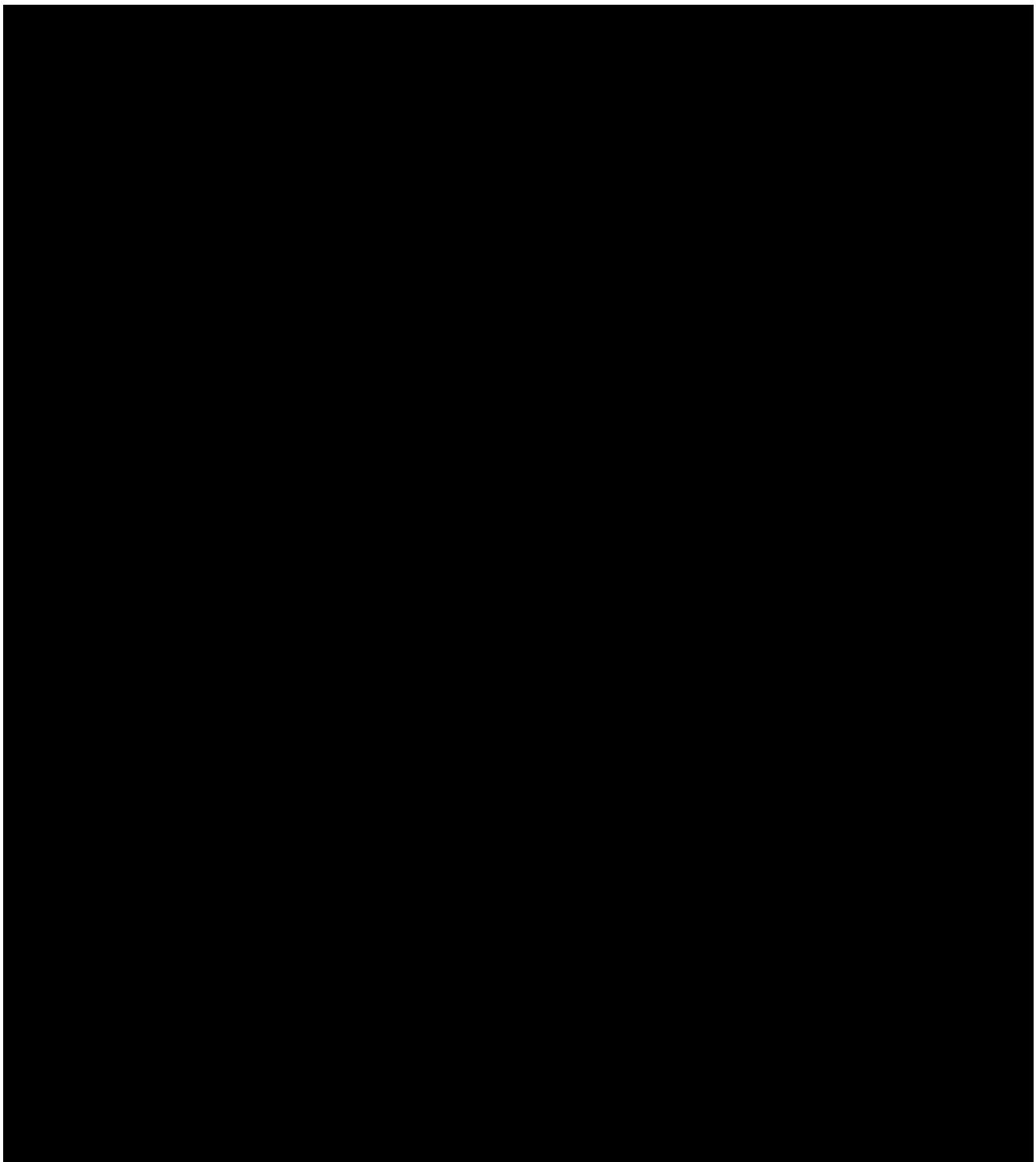
団体からの要請により
「第1条」のみを公開とした。
(JANPIA)

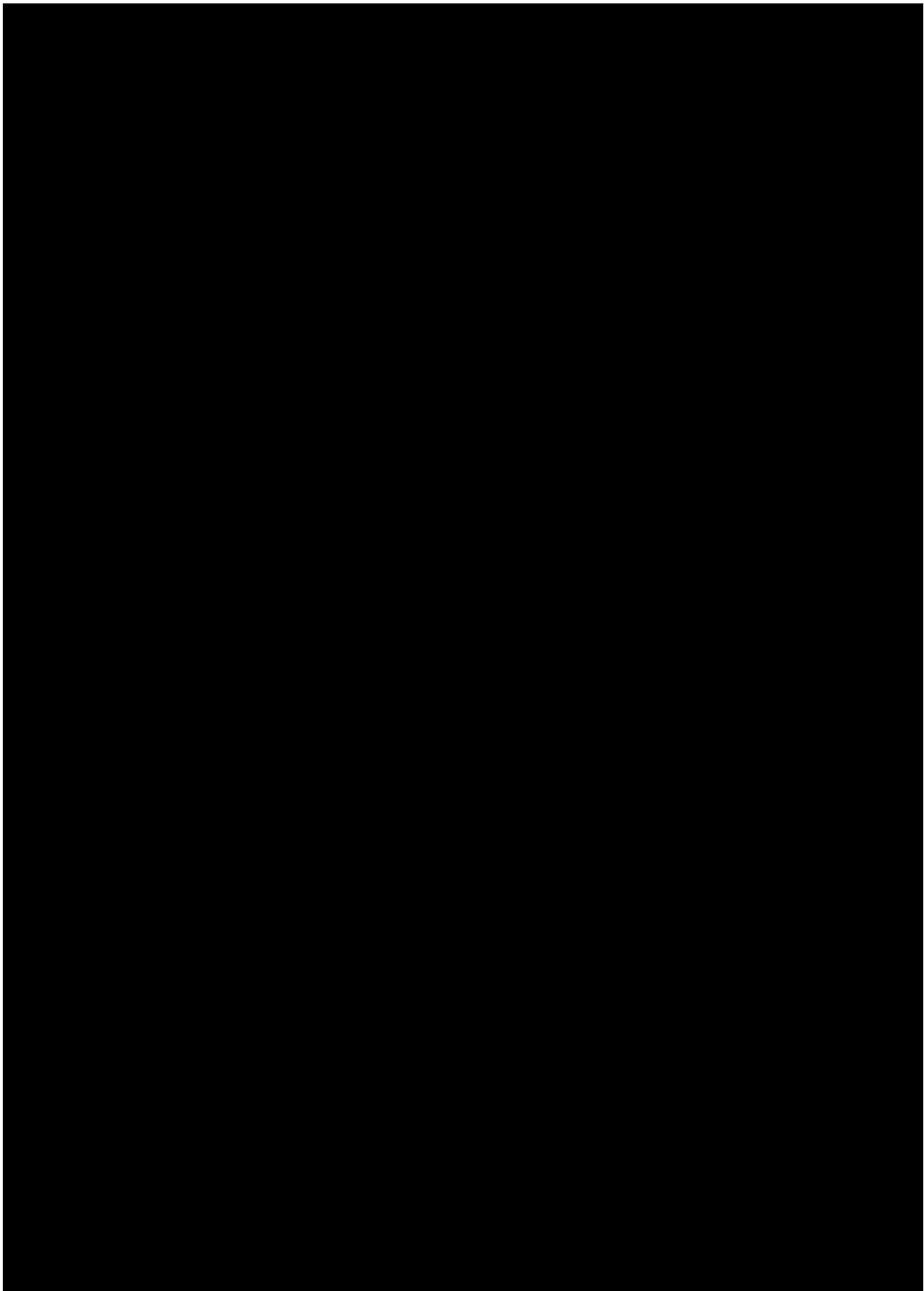
ハラスメント防止規程

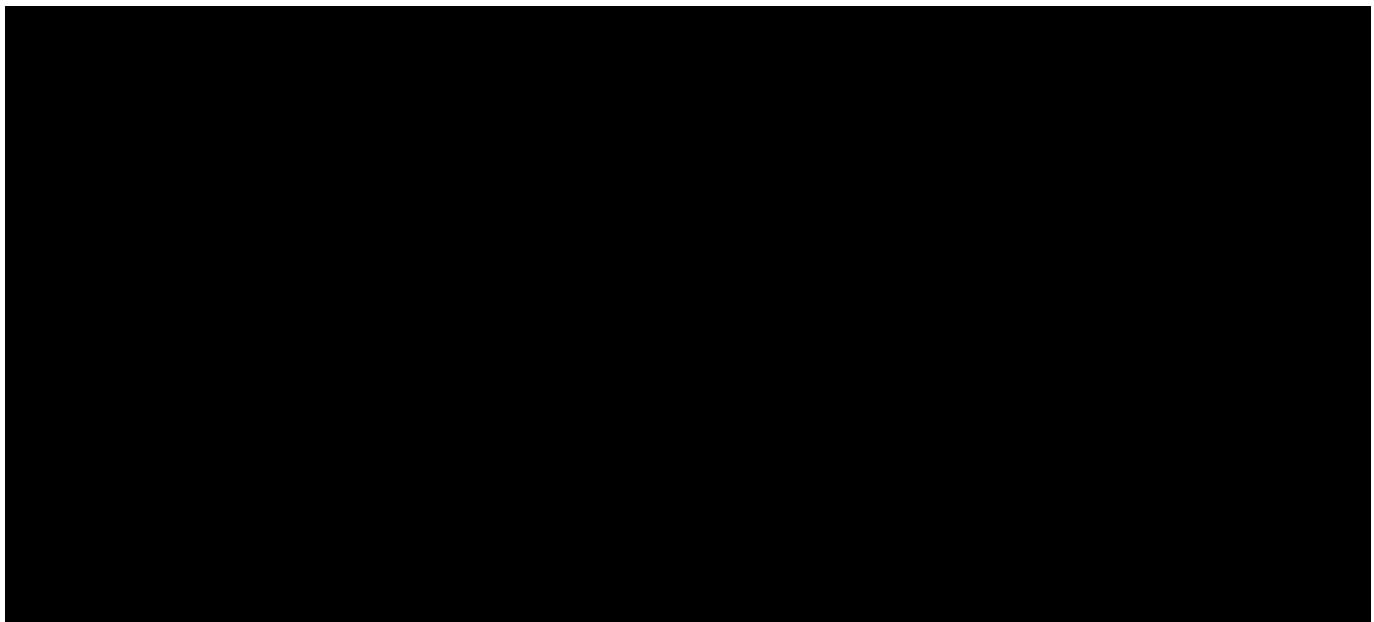
第1条 (目的)

本規程は、「正社員就業規則」第76条および「契約社員・アルバイト就業規則」第71条に基づき、職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント(以下「職場におけるハラスメント」という)を防止するために従業員が遵守するべき事項を定める。

なお、この規程にいう従業員とは、正社員だけではなく、契約社員等の非正規社員及び派遣労働者も含まれるものとする。







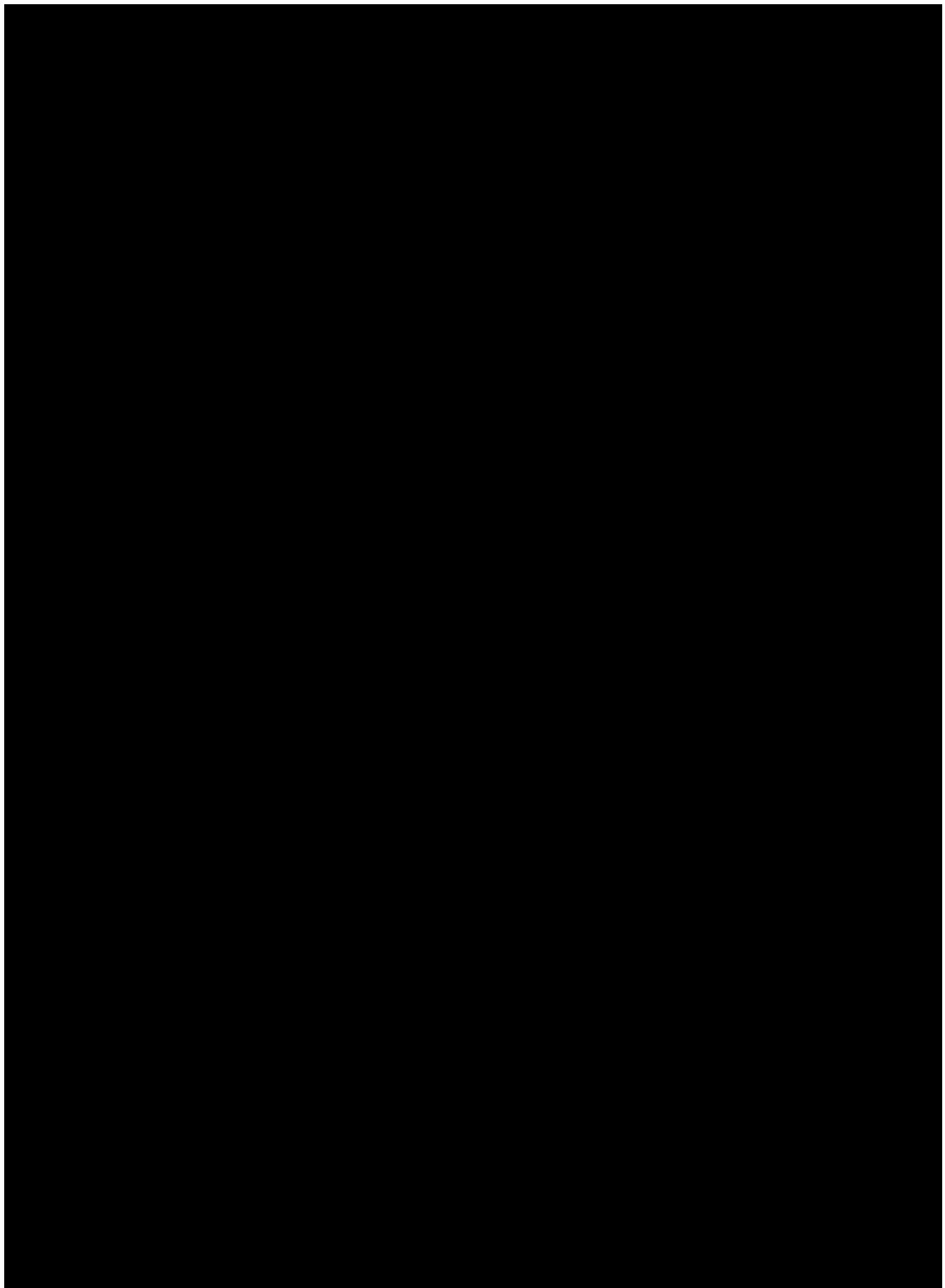
衛 生 管 理 規 程

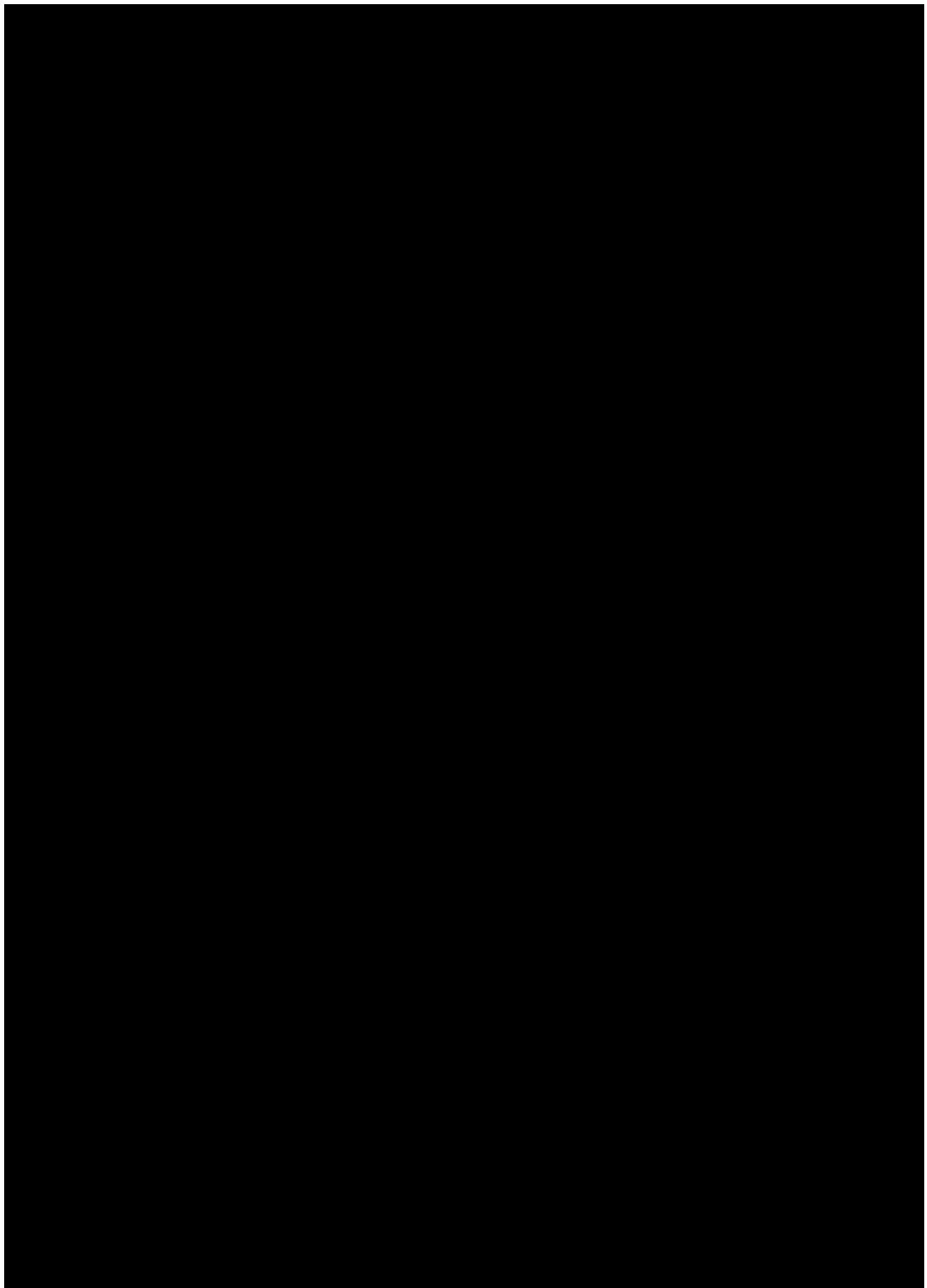
株式会社雨風太陽

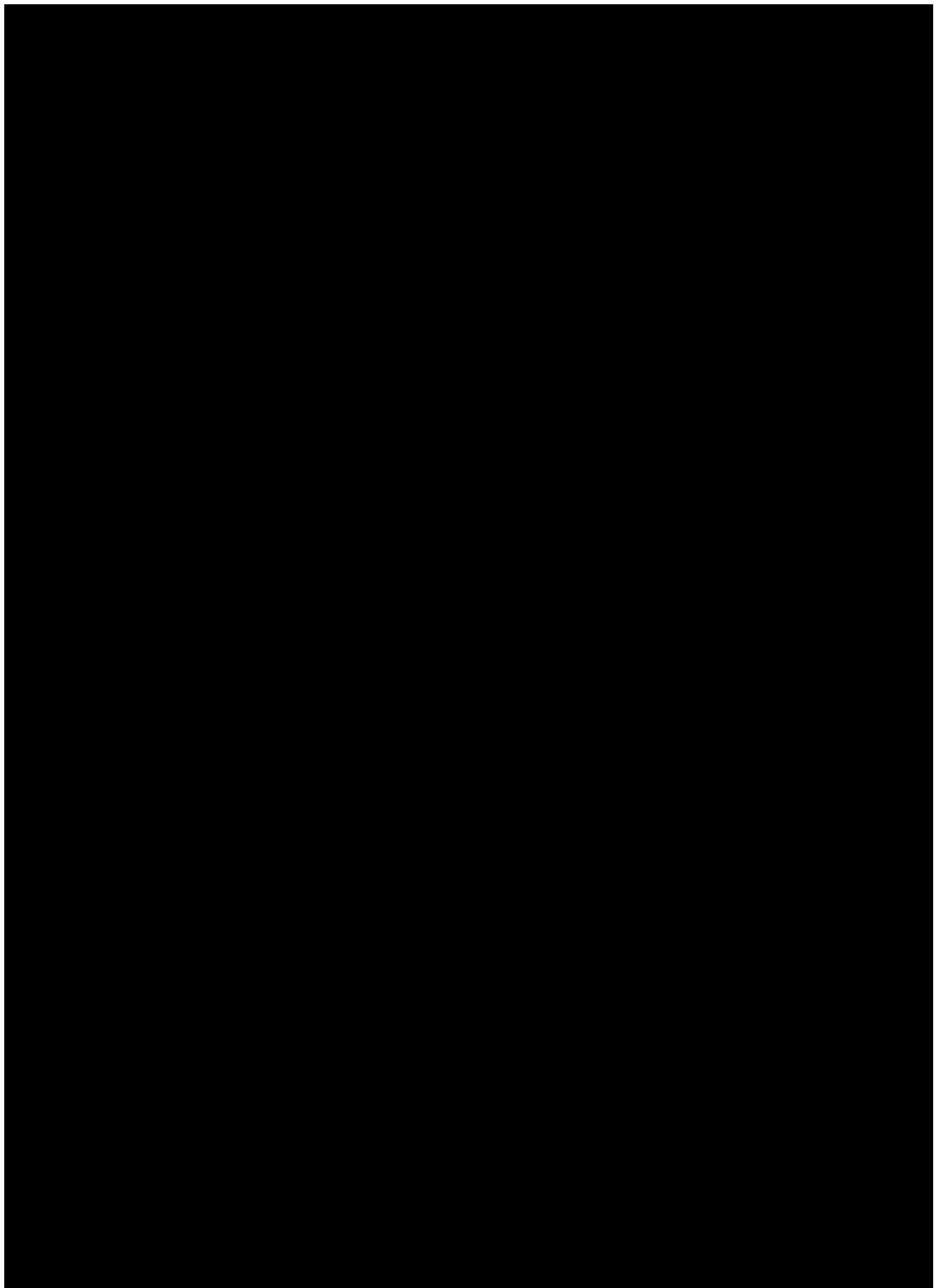
第1章 総 則

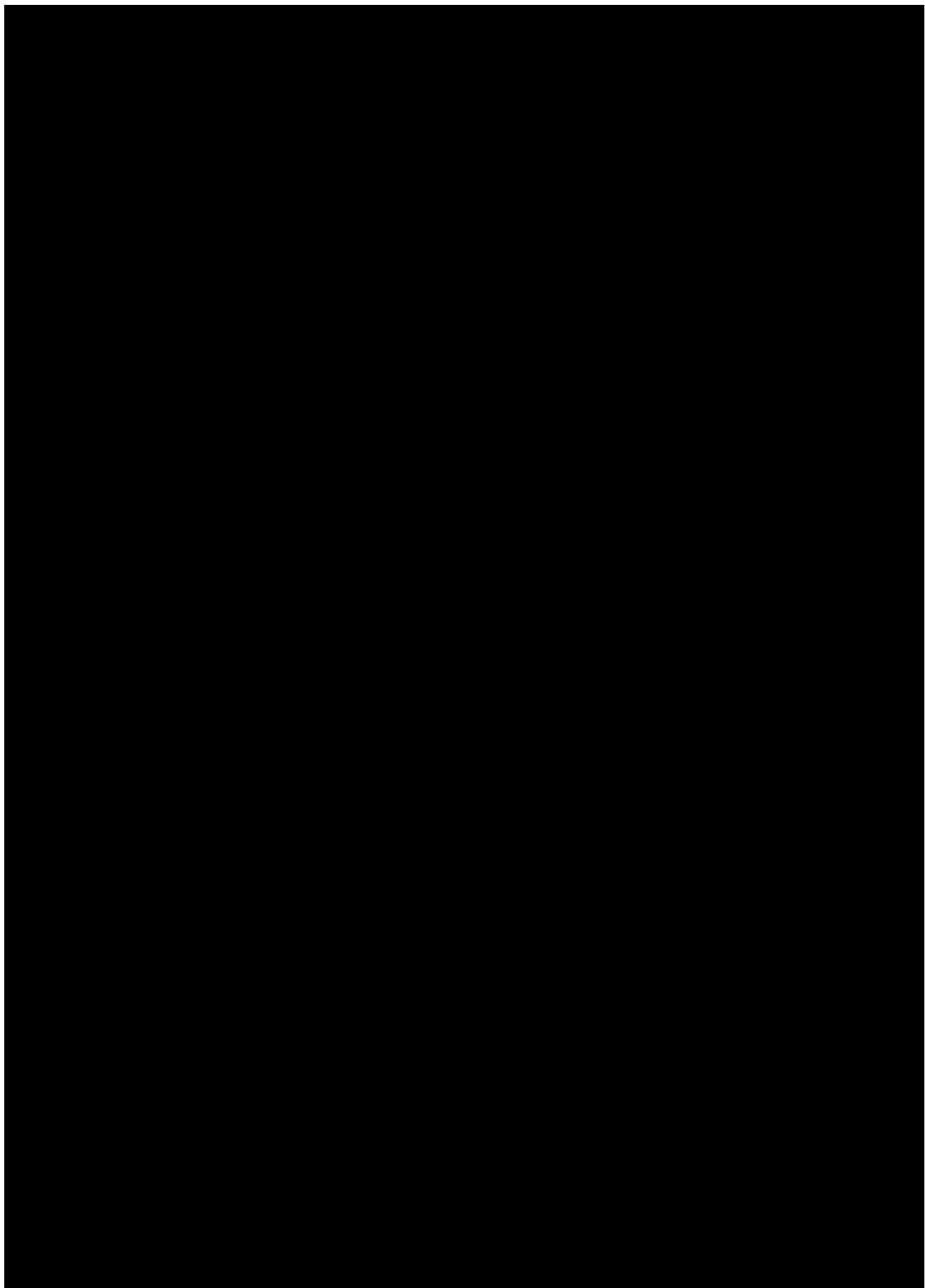
第1条 (目的)

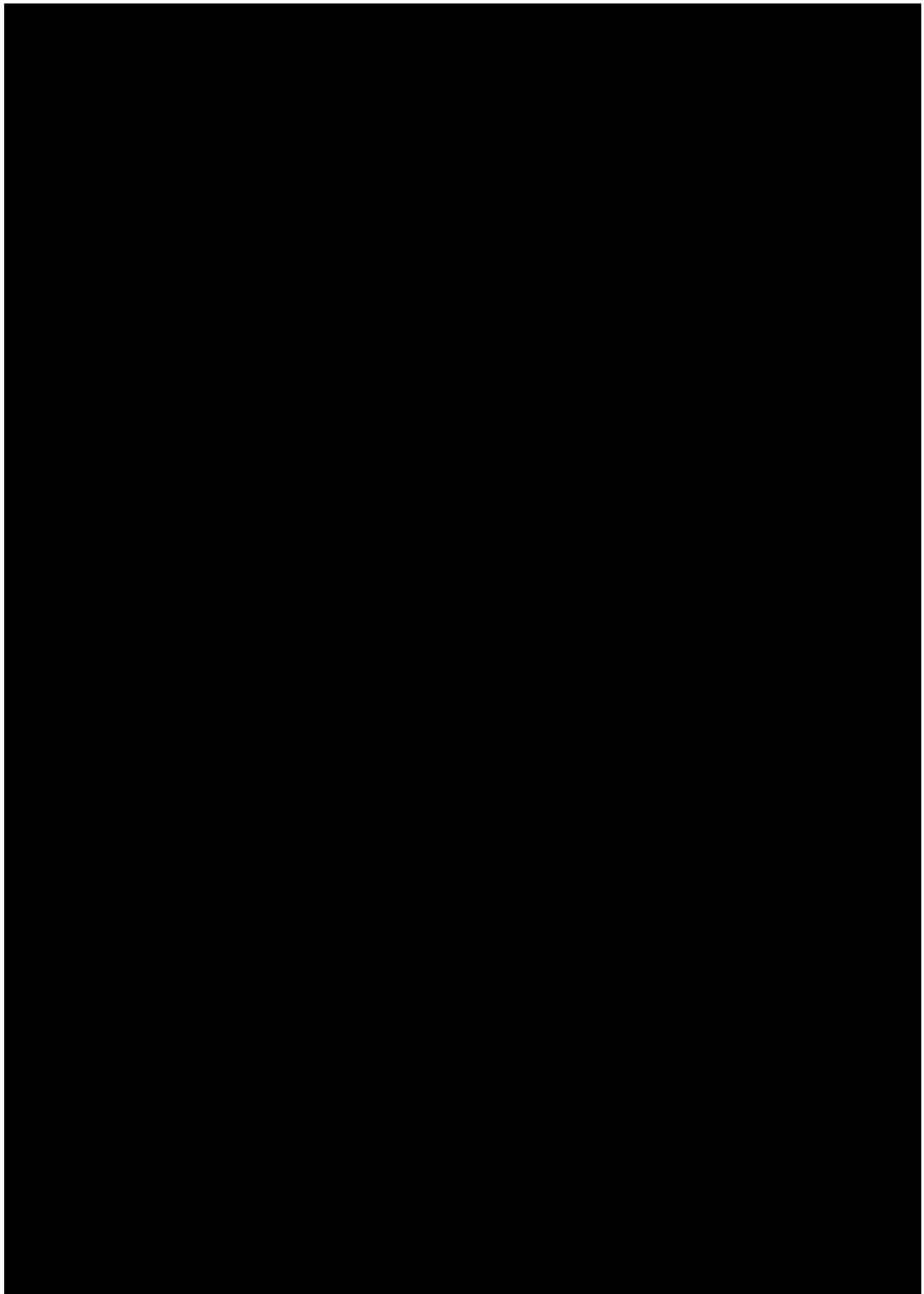
1. この規程は、会社の業務遂行中に発生する労働災害および健康障害を防止するために衛生責任体制を明確にし、自主的かつ計画的な活動を推進することにより社員の安全確保と健康の保持増進を図ることを目的とする。
2. この規程およびこれに付属する諸規程等に定めのない事項については、労働安全衛生法その他の法令の定めるところによる。

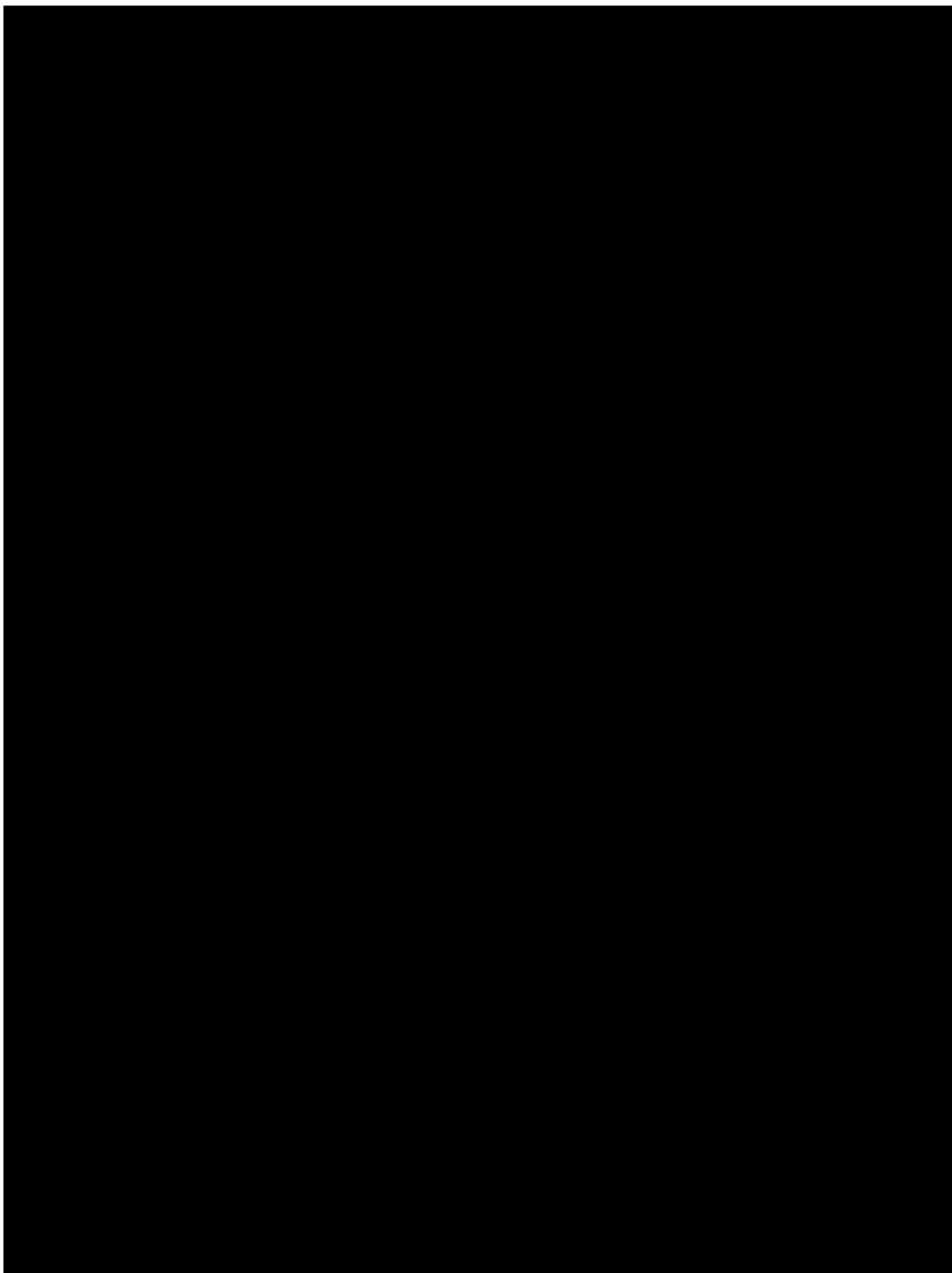


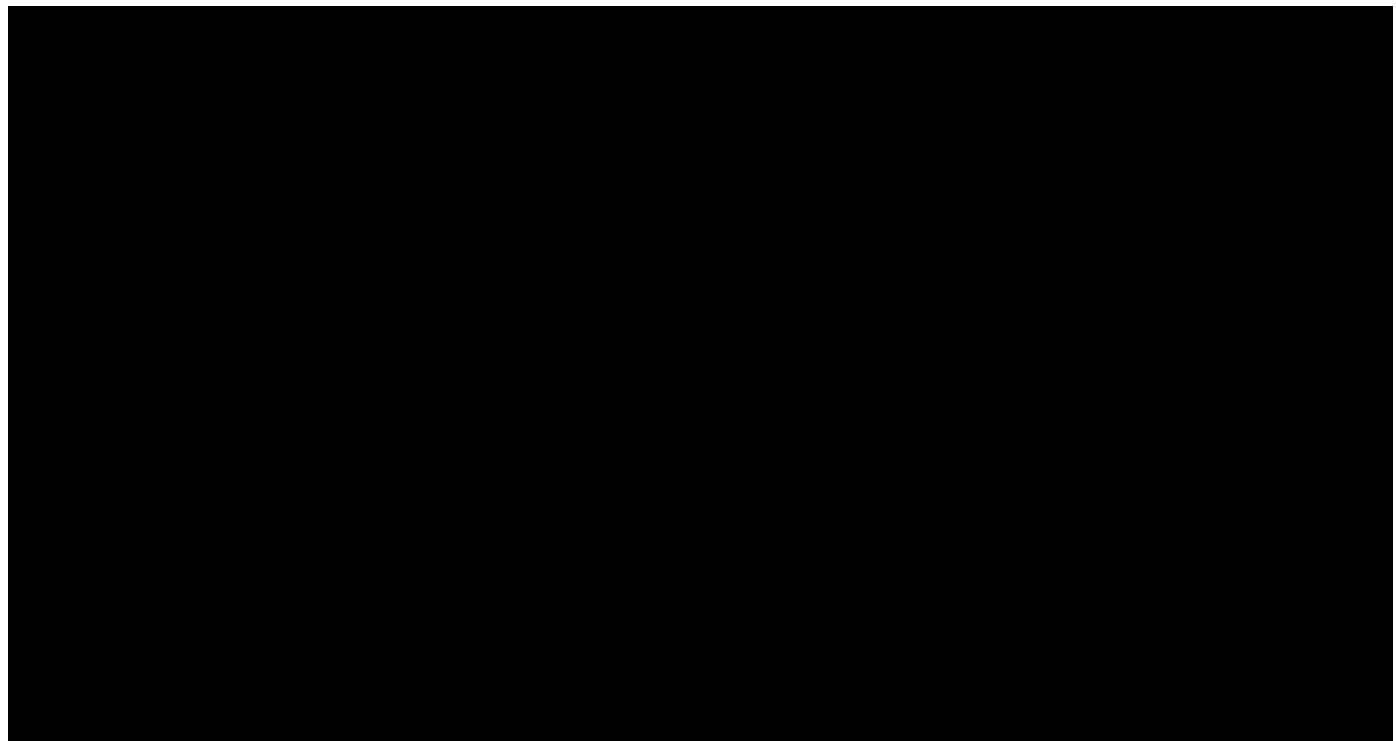












經理規程

株式会社太陽風雨

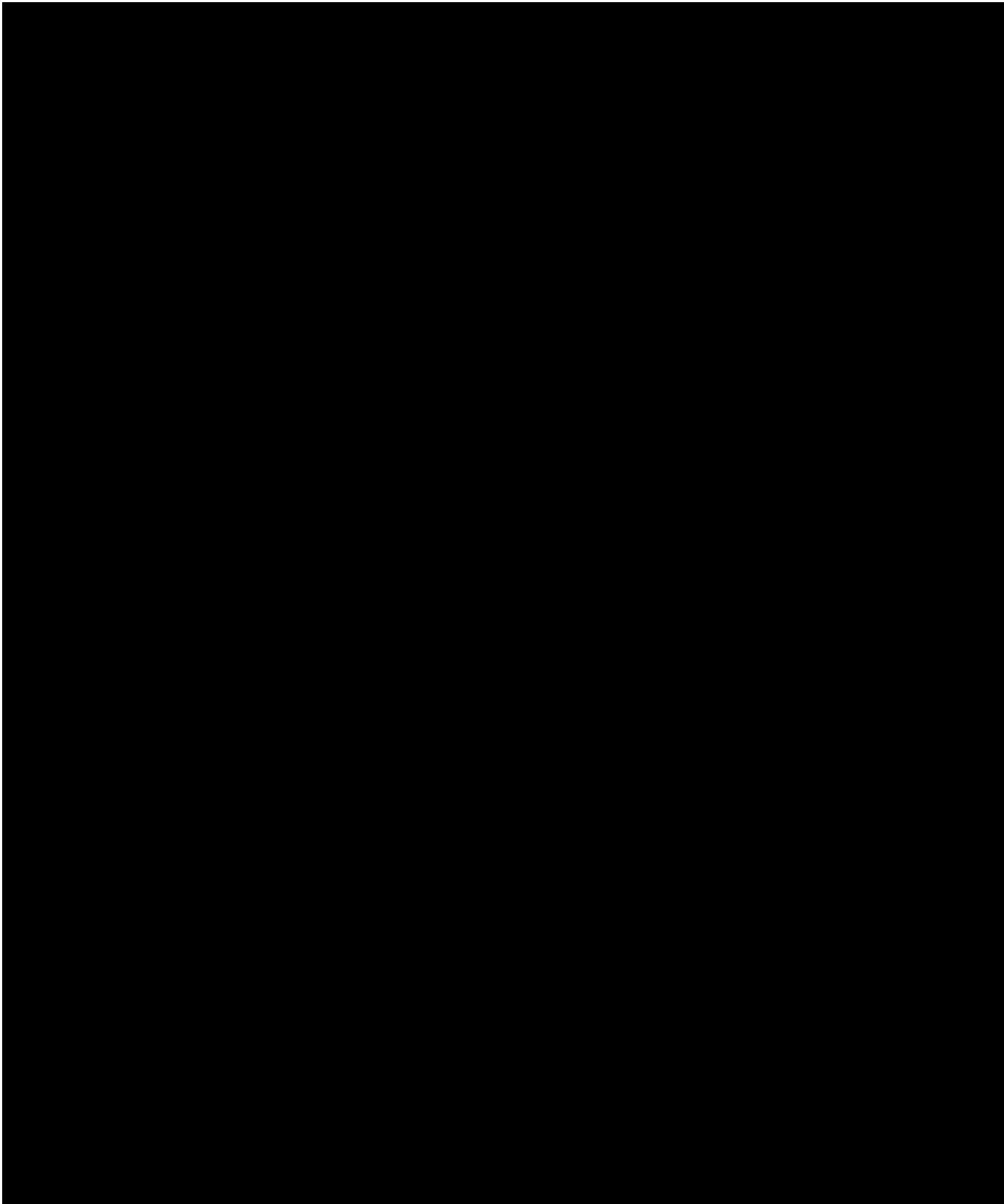
団体からの要請により
「第1章」の「第1条」のみを
公開とした。(JANPIA)

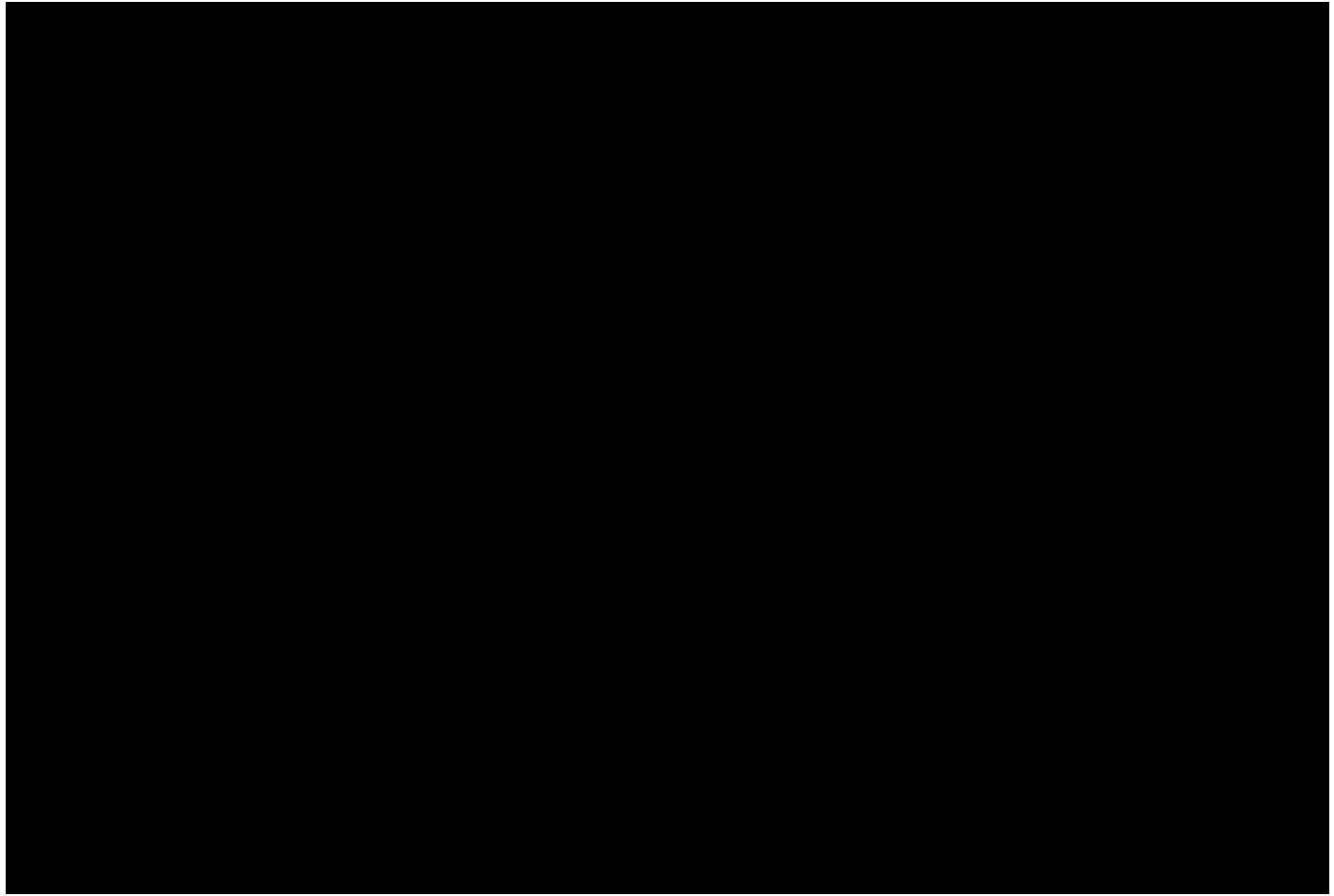
経理規程

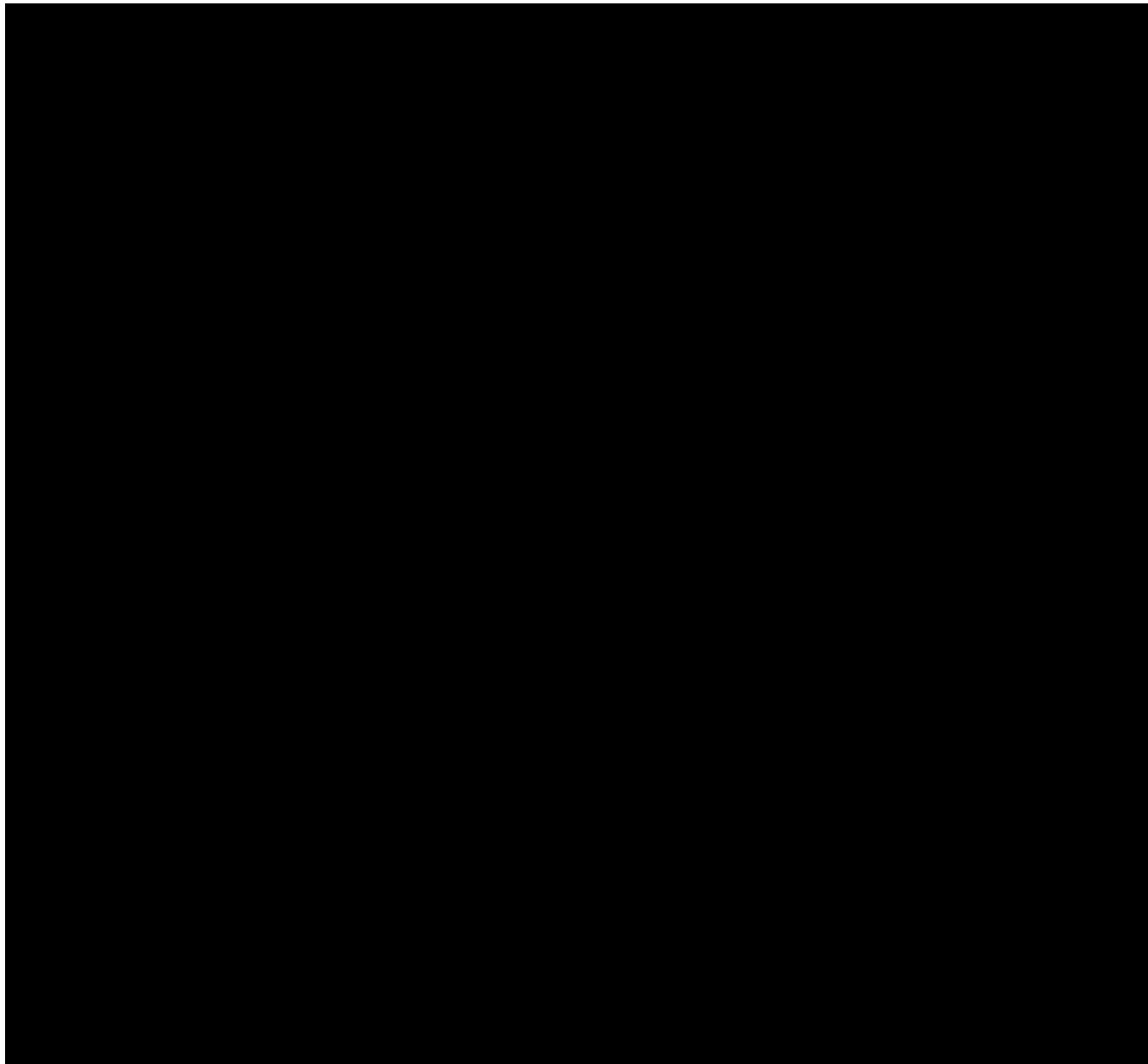
第1章 総 則

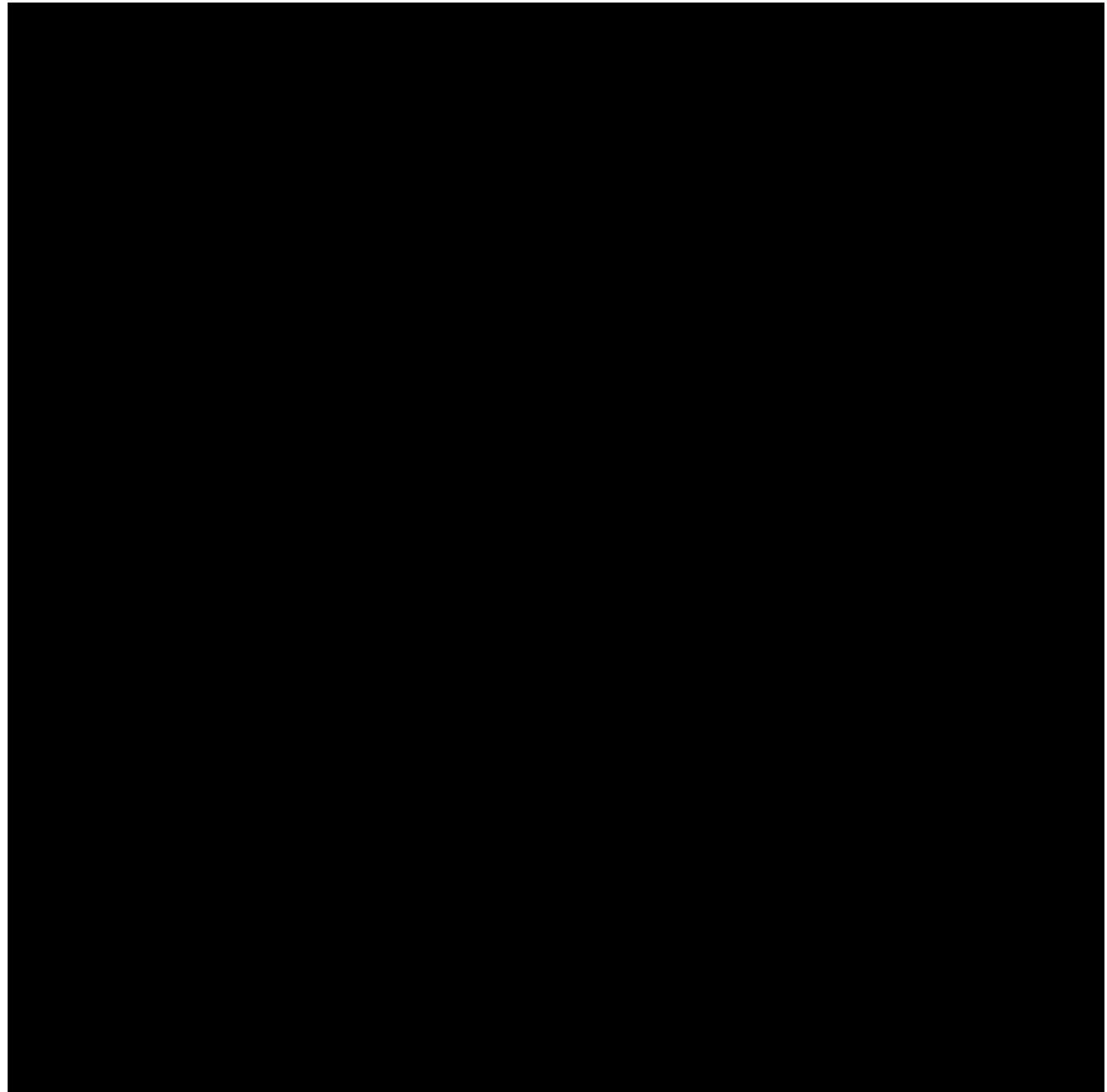
第1条 (目的)

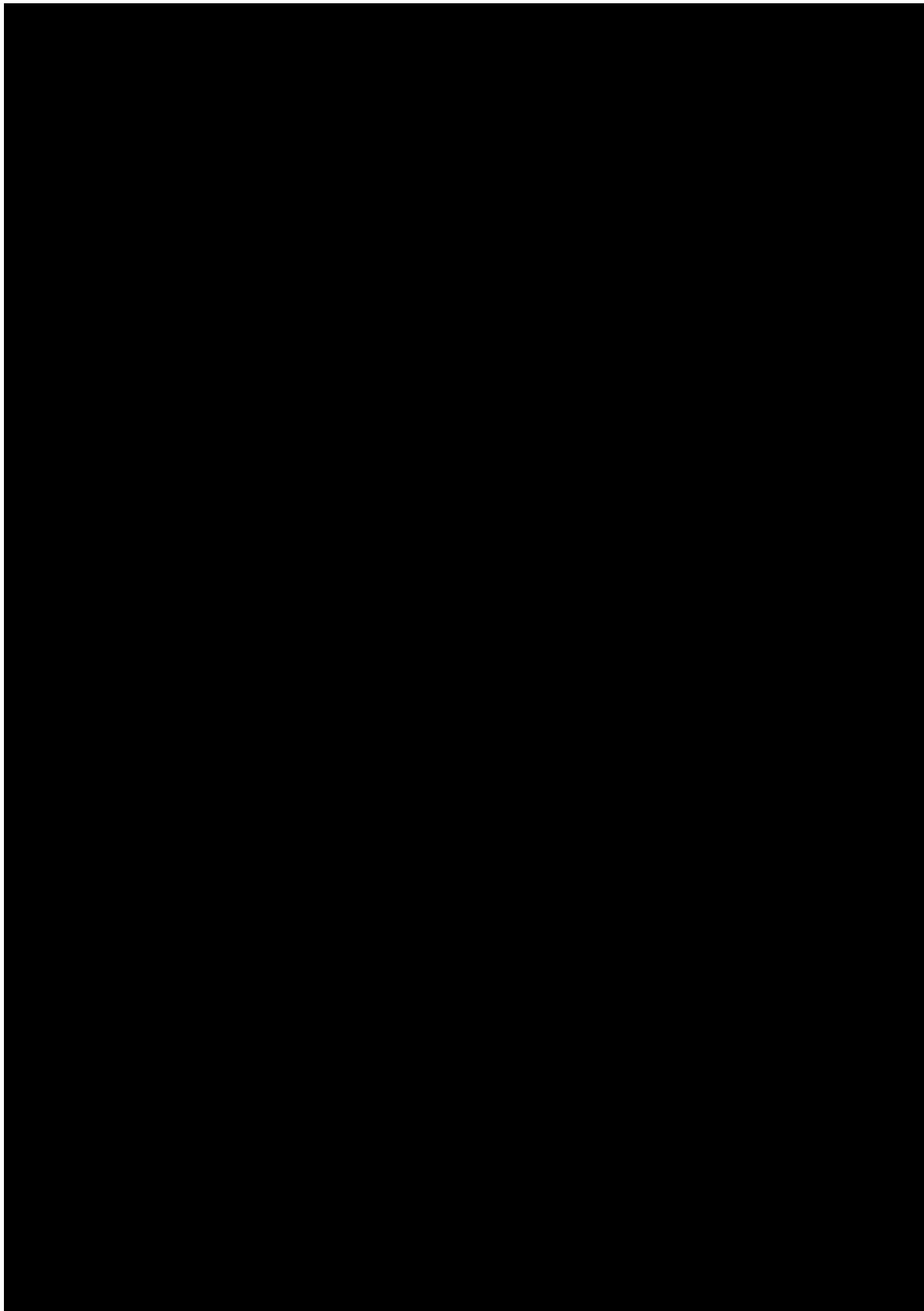
この規程は、当会社におけるすべての会計諸取引を正確かつ迅速に処理し、当会社の財政状態および経営成績に関し、真実明瞭な報告を提供するとともに、経理を経営の合理化のために役立たせることを目的とする。

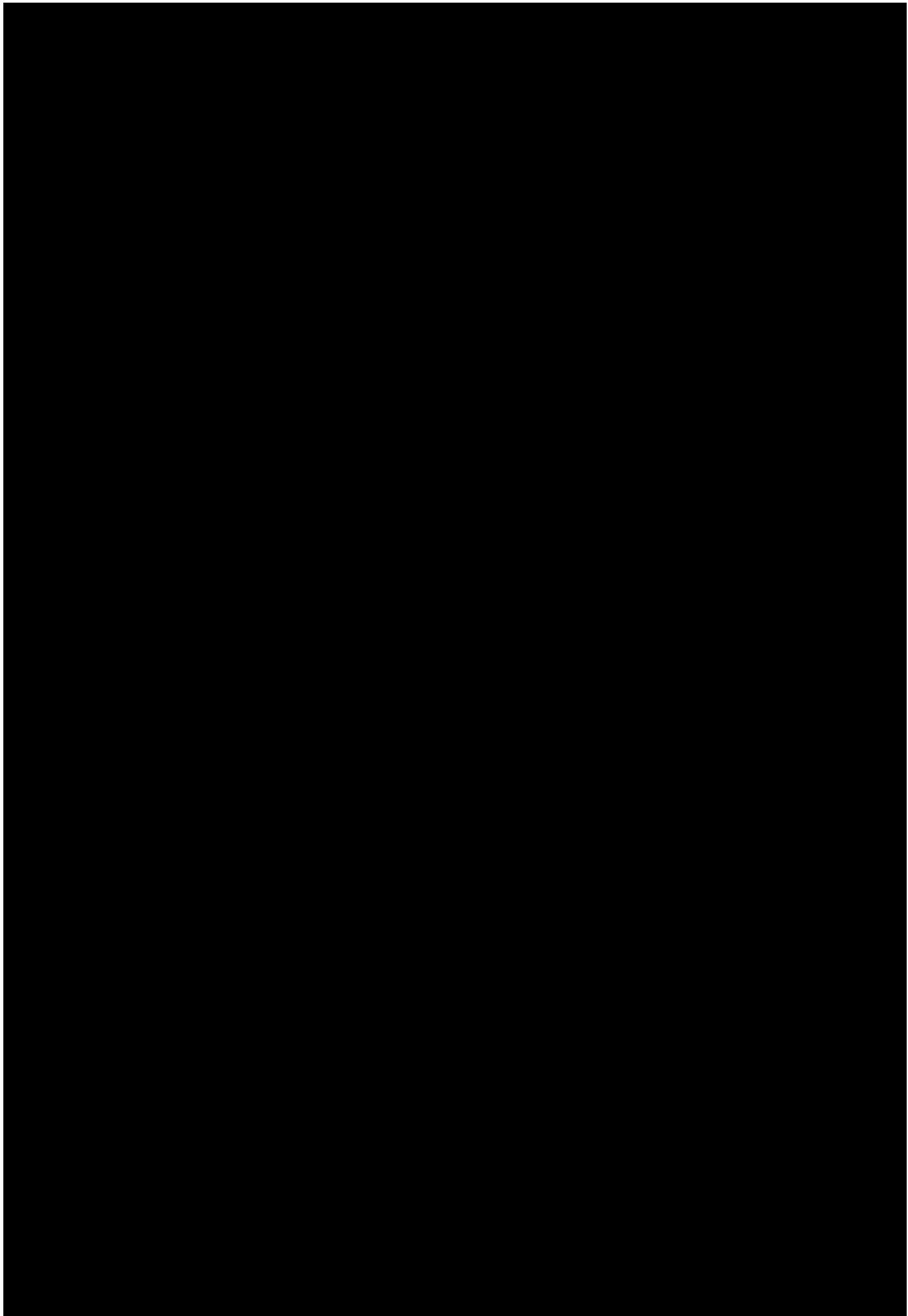


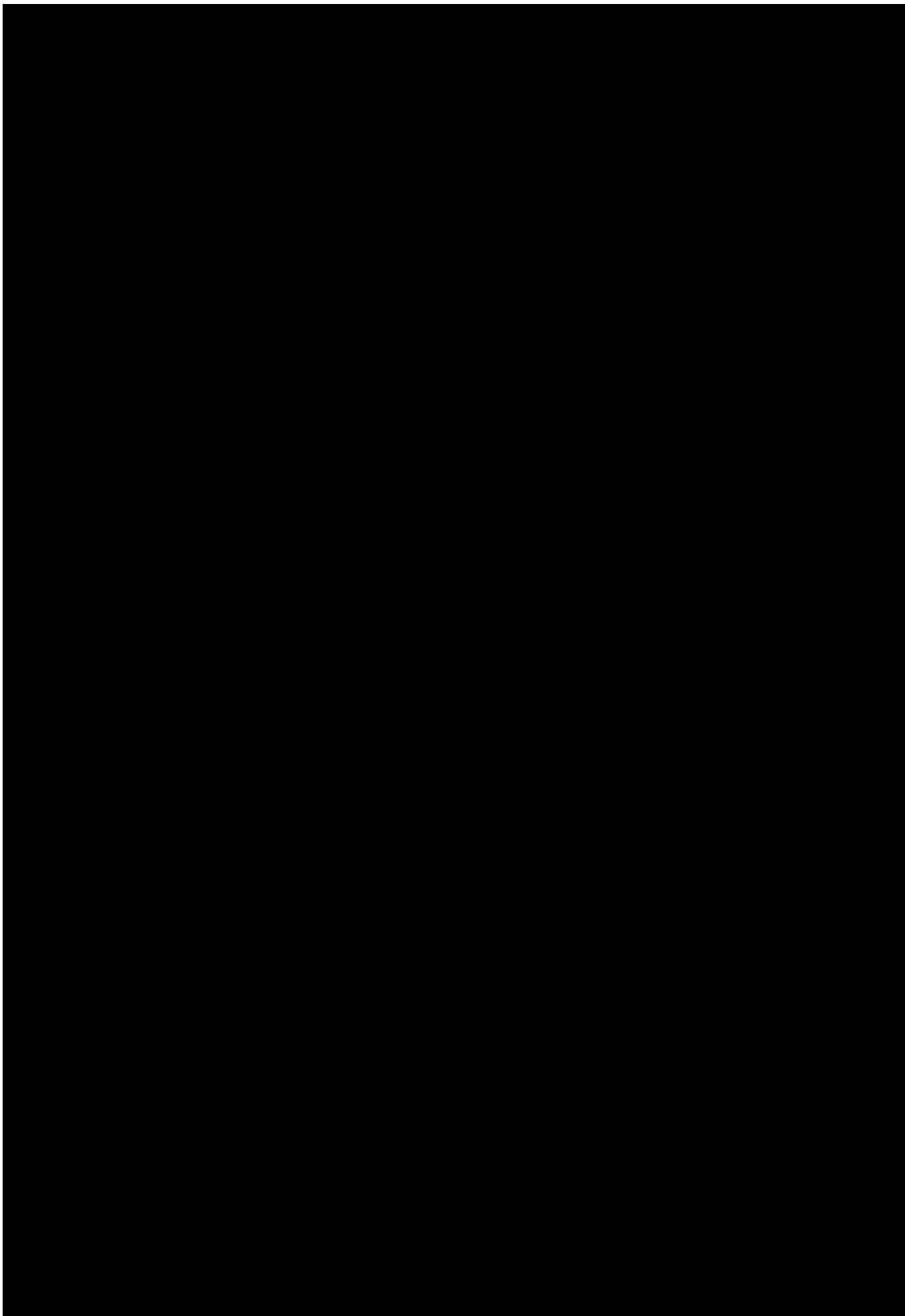












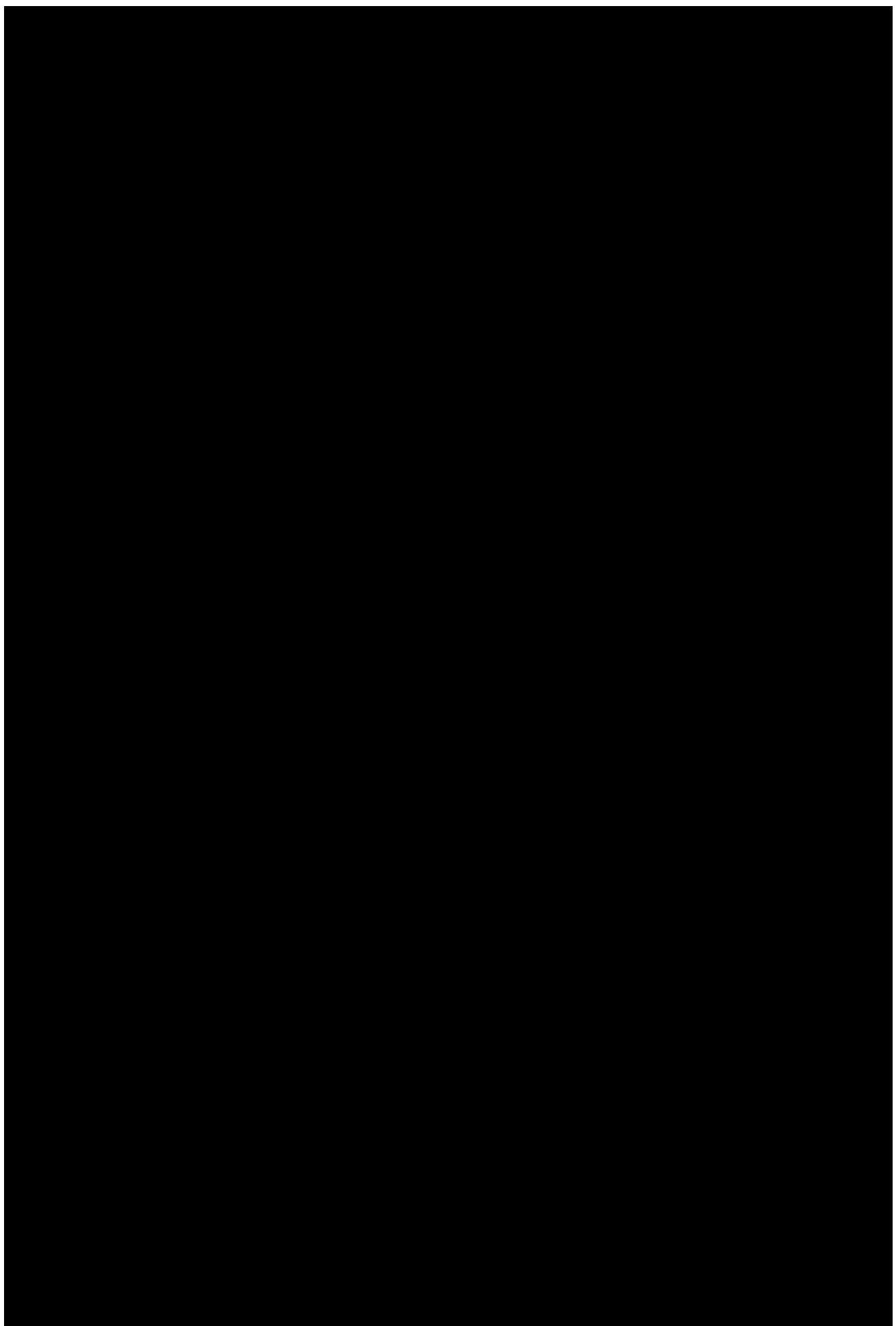
予算管理規程

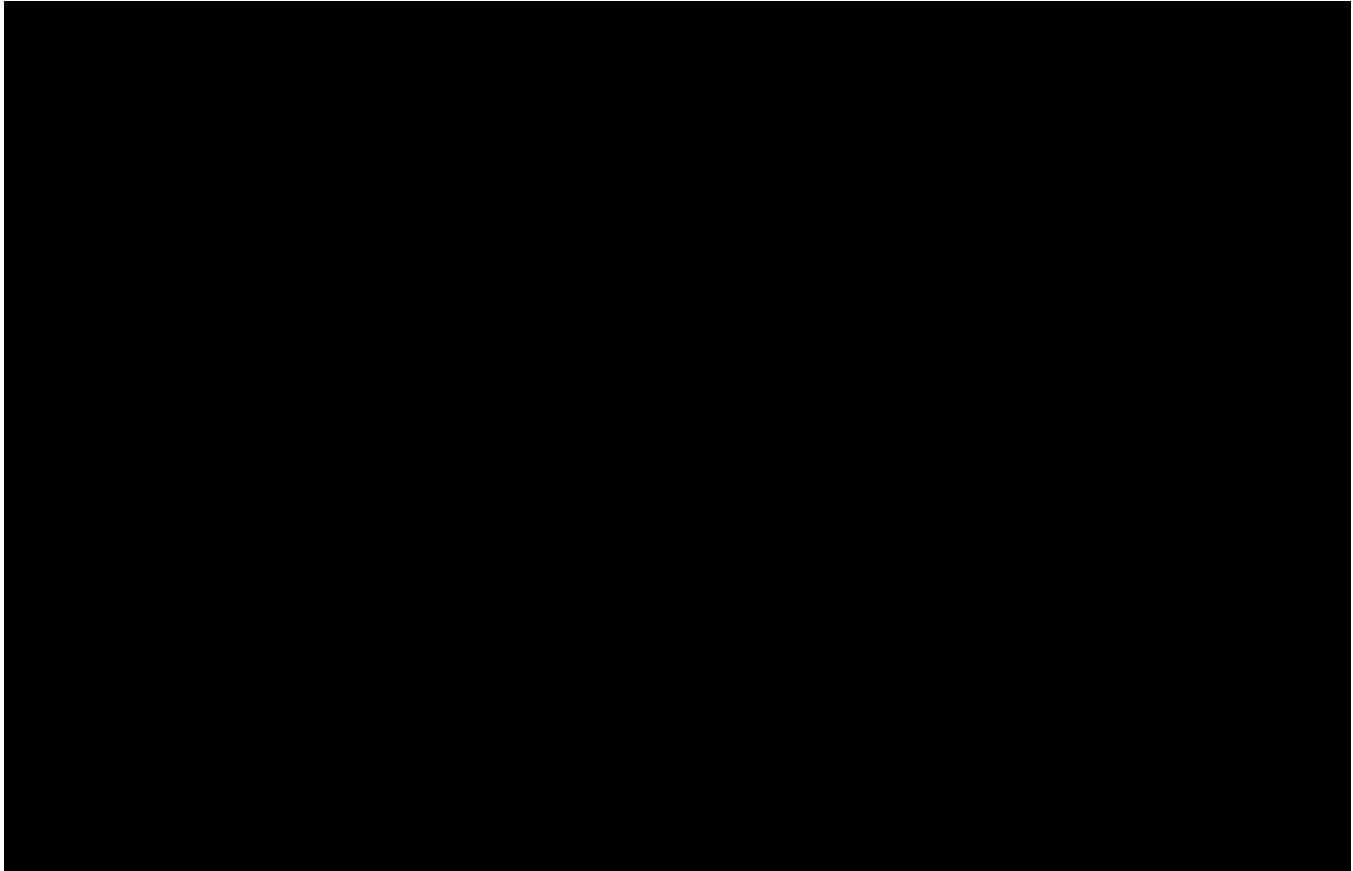
株式会社太陽風雨

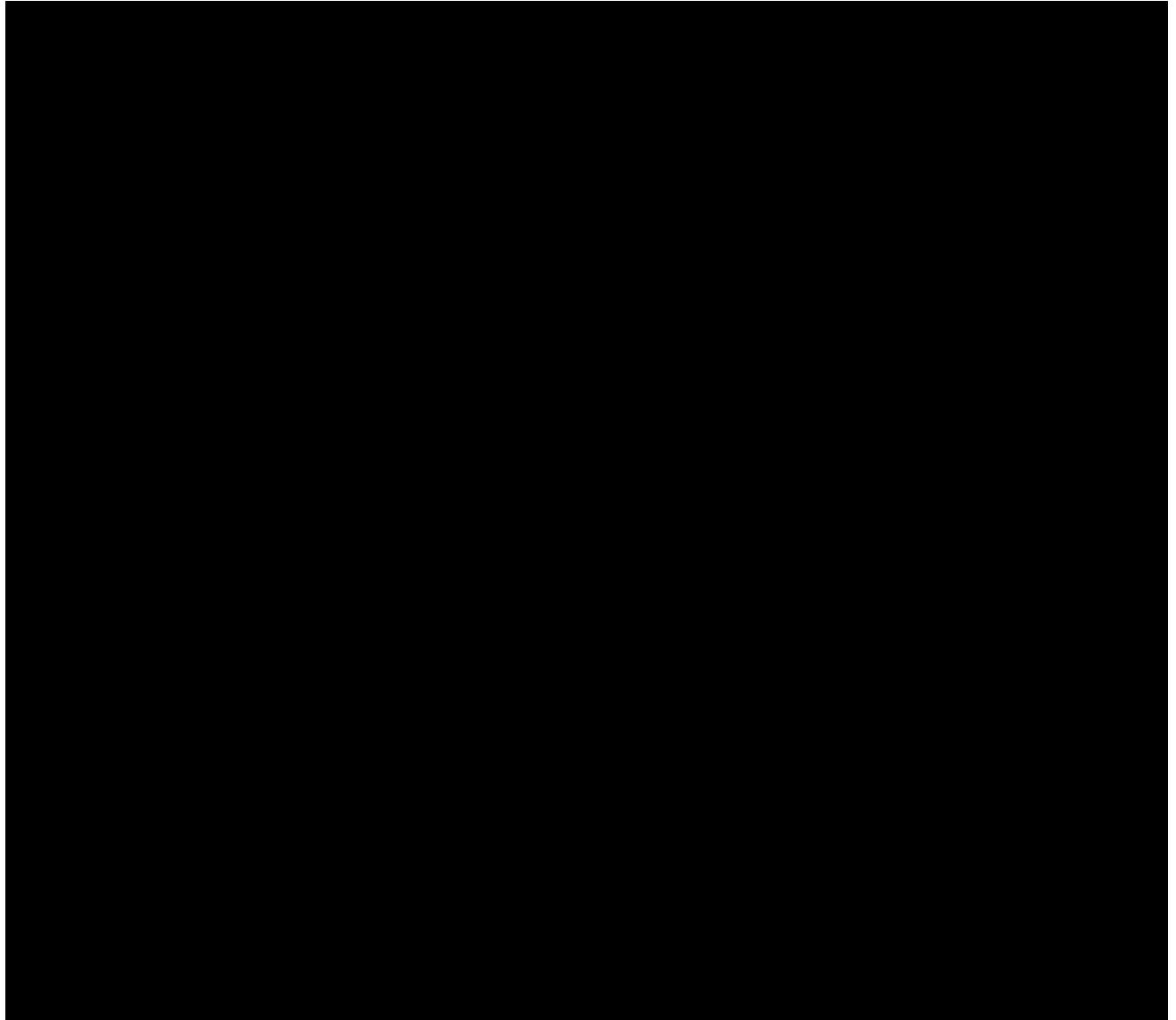
第1章 総則

第1条 (目的)

この規程は、当会社の予算管理業務について定めるもので、経営計画を明確な計数目標で表し、各部門の責任の範囲を明確にするとともに、部門活動全体の管理・調整を図り、経営効率の増進に資することを目的とする。







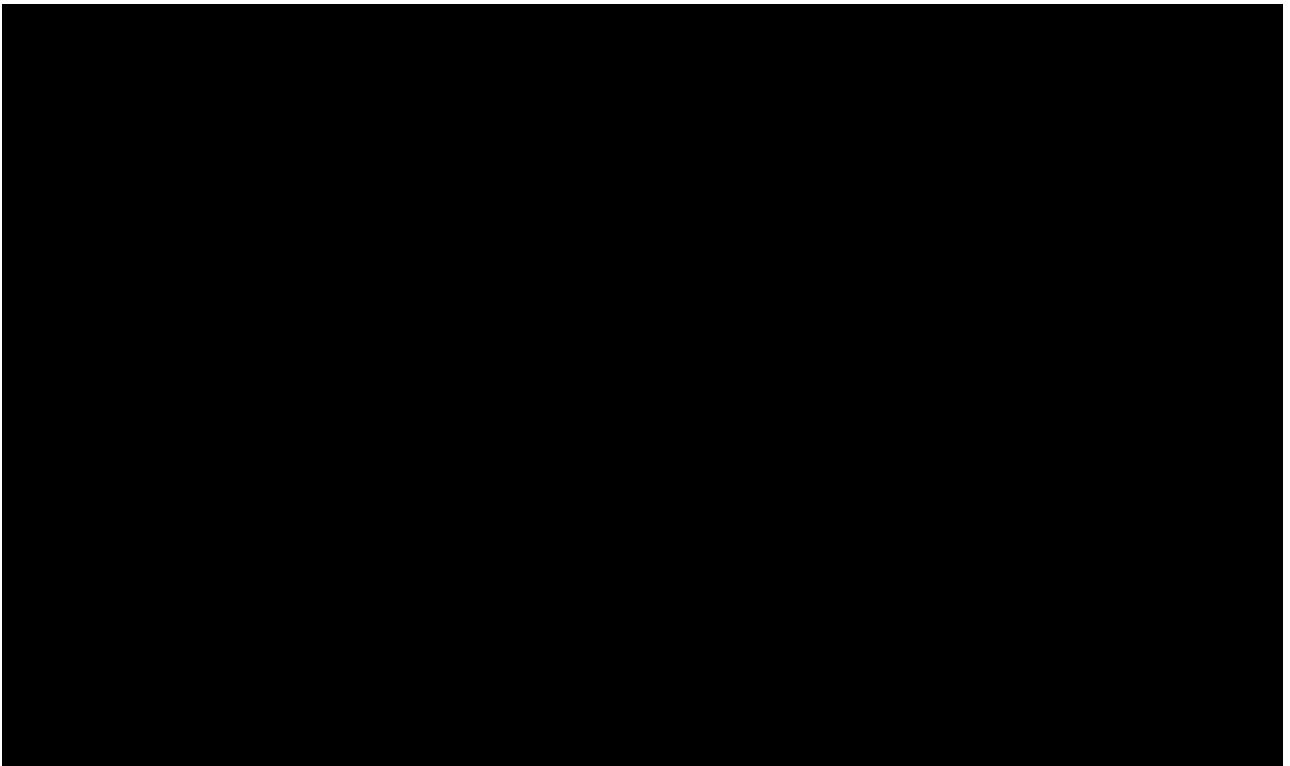
情報セキュリティ基本規程

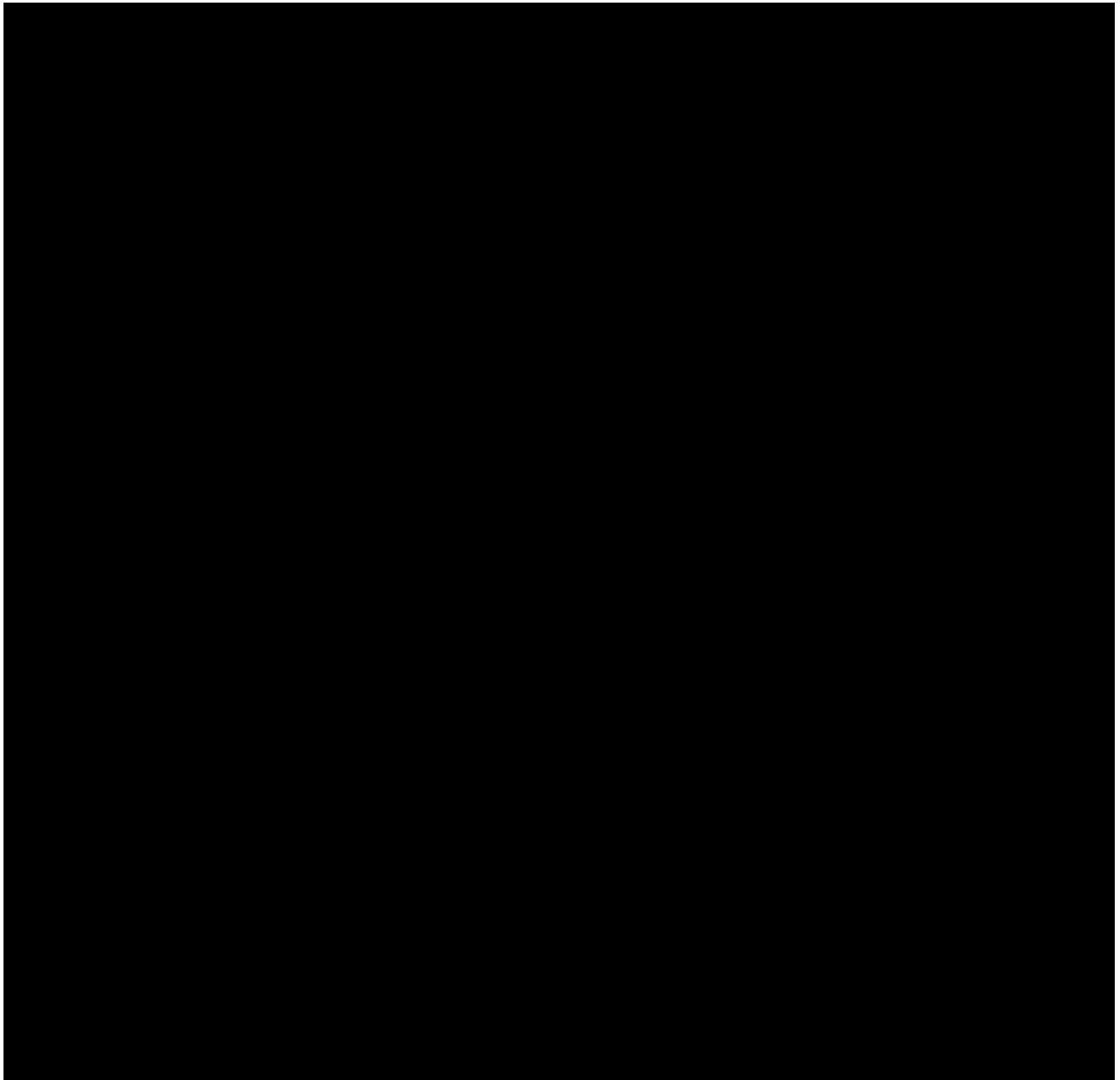
株式会社太陽風雨

団体からの要請により
「第1条」のみを公開とした。
(JANPIA)

第1条 (目的)

本規程は、株式会社雨風太陽(以下「当社」という)における情報セキュリティの維持および推進を行うために必要な基本的事項を定めたものであり、会社における情報セキュリティマネジメントシステム(組織的に情報セキュリティの維持および向上のための施策を立案、運用、見直しおよび改善すること)を確立することを目的とする。





個人情報保護規程

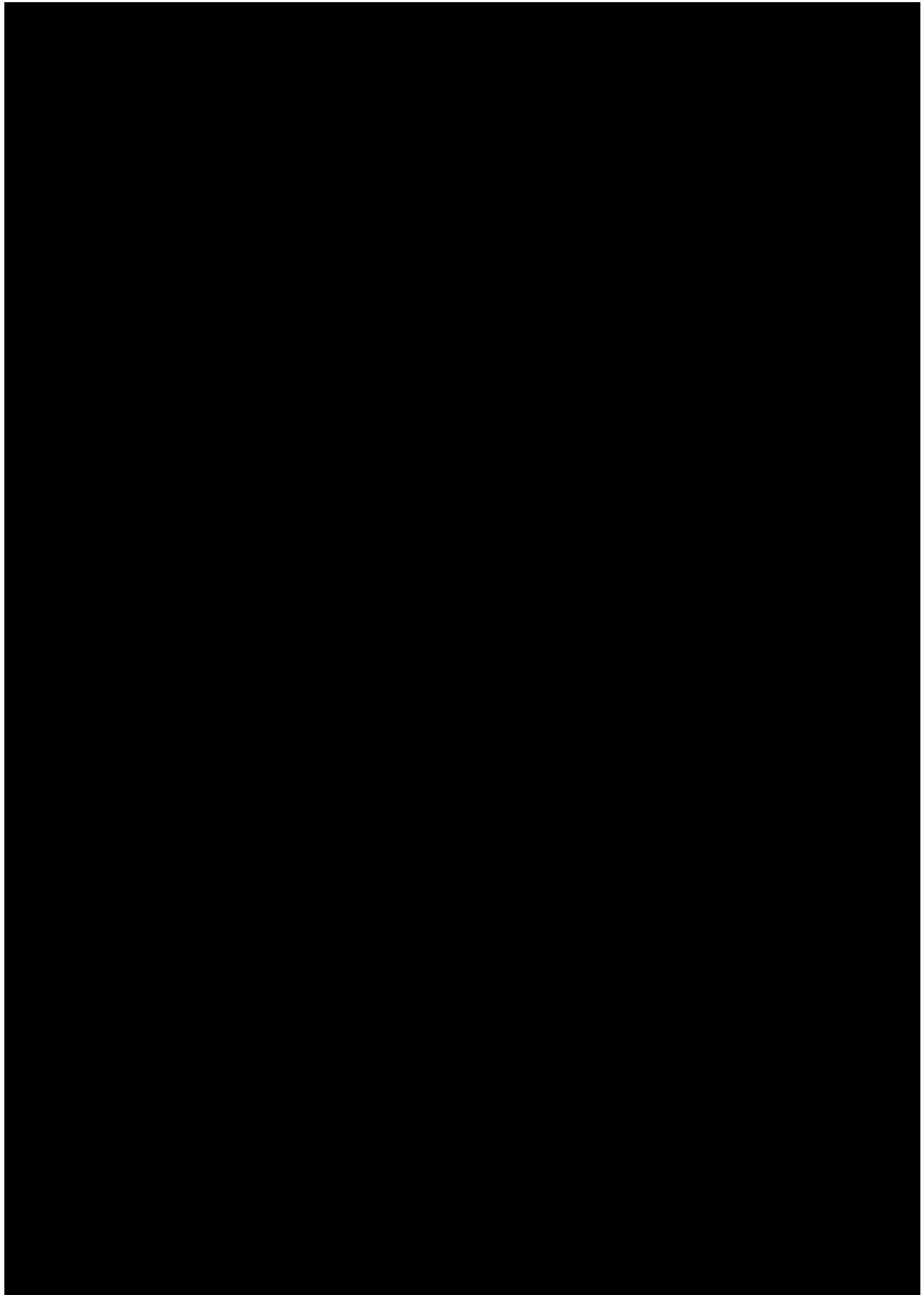
株式会社太陽風雨

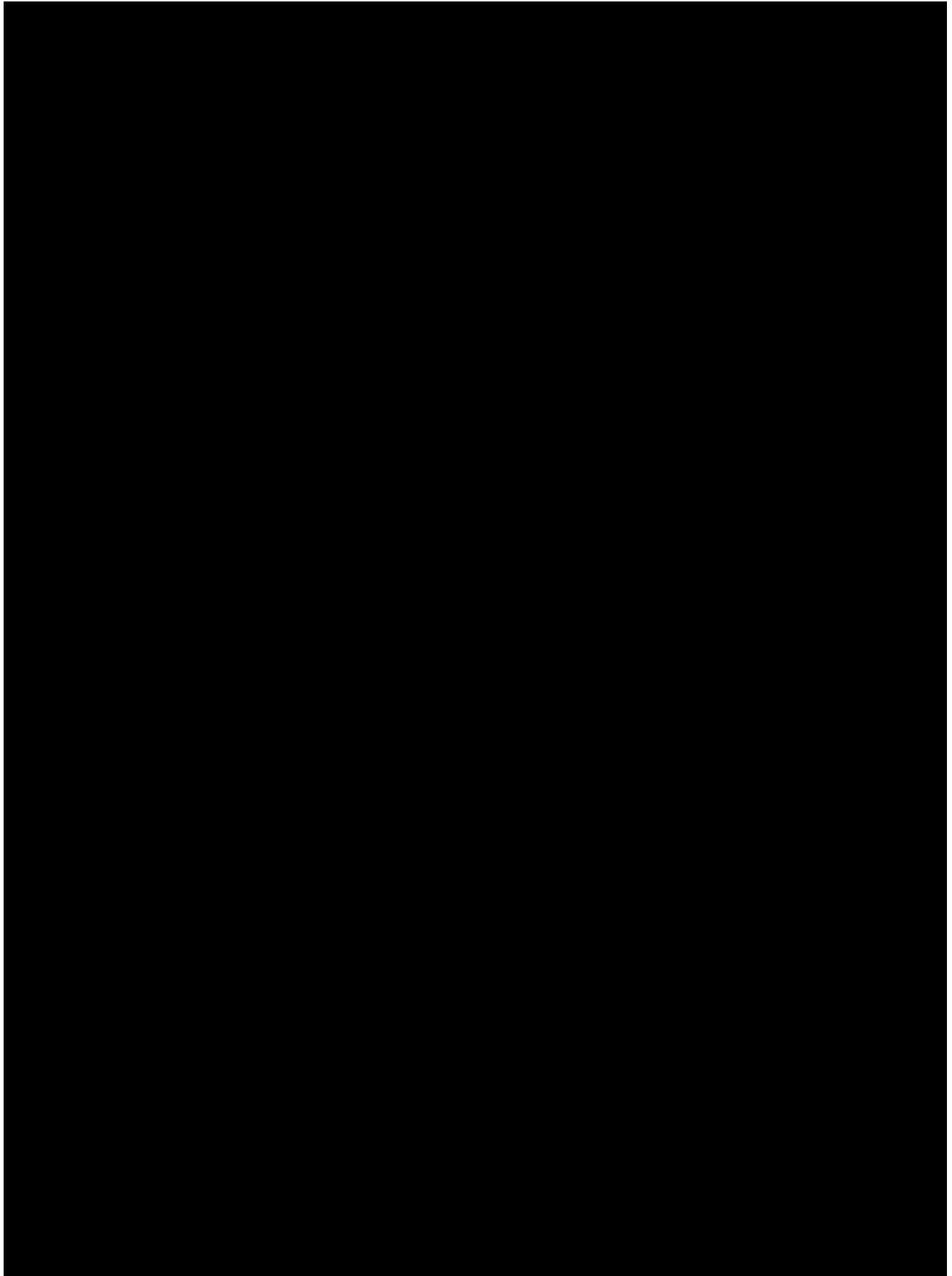
団体からの要請により
「第1条」のみを公開とした。
(JANPIA)

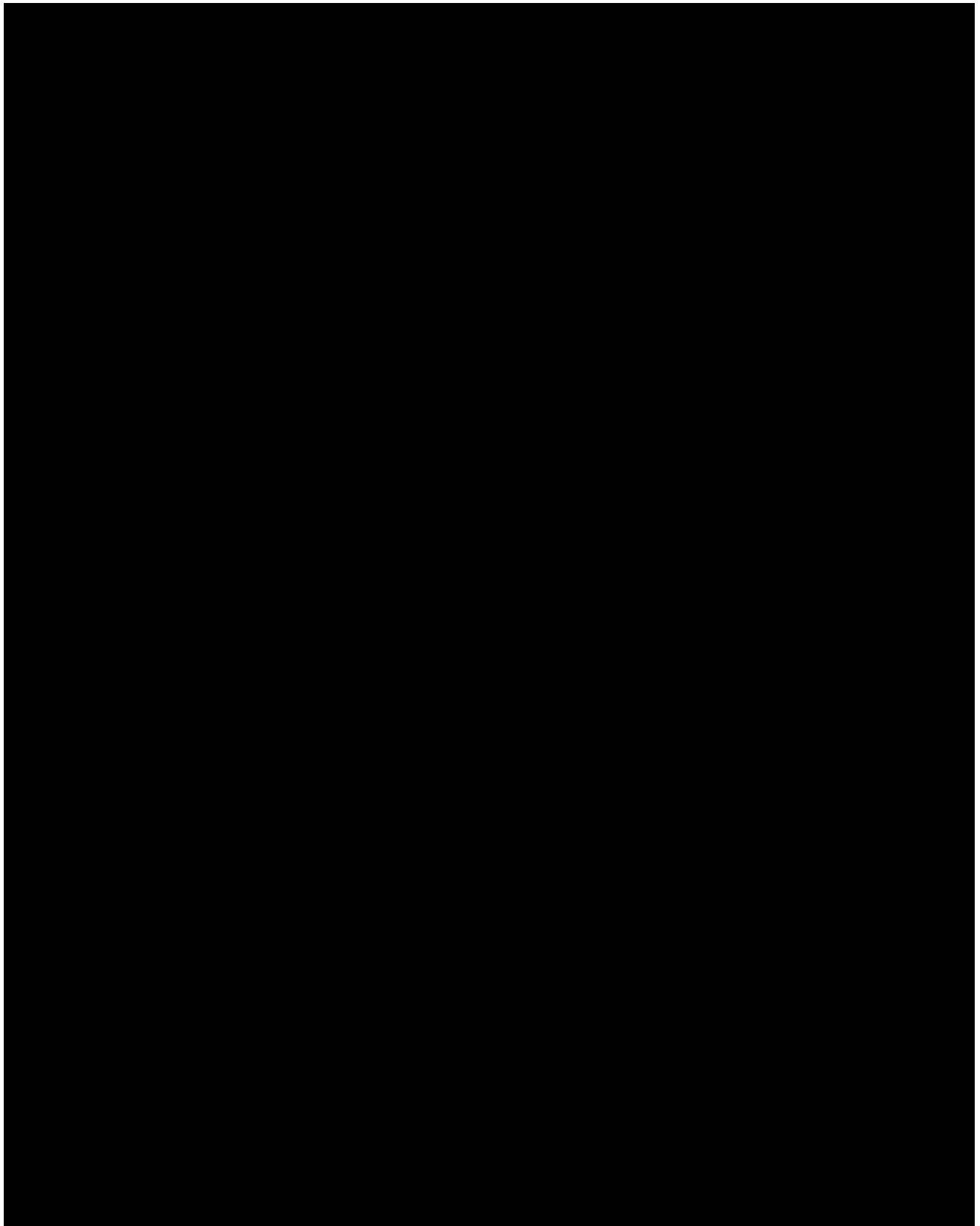
個人情報保護規程

第1条 (目的)

本規程は、当社が、個人情報保護に係る基本的事項を定めることにより、事業遂行上取り扱う個人情報を適切に保護することを目的とする。なお、この規程に定めのない事項に関しては、個人情報保護法の定めに従うものとする。







履歴事項全部証明書

岩手県花巻市大通一丁目1番43-2花巻駅構内
株式会社雨風太陽

会社法人等番号	4000-01-010018	
商 号	株式会社ポケットマルシェ	平成28年 3月31日変更 平成28年 5月 2日登記
	株式会社雨風太陽	令和 4年 4月25日変更 令和 4年 5月 9日登記
本 店	<u>岩手県花巻市藤沢町446番地2</u>	
電子提供措置に関する規定	岩手県花巻市大通一丁目1番43-2花巻駅構内	令和 4年 4月25日移転 令和 4年 5月 9日登記
	当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。	令和 5年12月 6日設定 令和 5年12月18日登記
公告をする方法	<u>官報に掲載してする</u>	
	電子公告とする。 https://ame-kaze-taiyō.jp/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	令和 5年 8月30日変更 令和 5年 9月13日登記
会社成立の年月日	平成27年2月10日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農地モニタリング機器の開発・製造 2. インターネット、ケーブルテレビ、通信衛星等のネットワークを利用した情報仲介及び情報提供業務並びに決済処理業務及び代理店業務 3. インターネット、電子出版、映像、出版、印刷物等の各種メディアの企画・制作・編集・発行及び販売 4. 出版・印刷業 5. 特許権・実用新案権・著作権・著作隣接権・意匠権・商標権・工業所有権、ノウハウその他の知的財産権の取得、利用方法の開発、使用許諾、監理および譲渡並びにこれらの仲介業務 6. 農業コンサルティング業務 7. 食品の加工、製造販売及び輸出入 8. 飲食店の経営 9. インターネットなどの電気通信情報網、カタログを利用した通信販売業務 	

	<p><u>10. 前各号に附帯関連する一切の事業</u></p> <p>(1) ポータルサイトの企画及び運営業務 (2) インターネットなどの電気通信情報網、カタログを利用した通信販売業務 (3) インターネットビジネスに関するコンサルティング業務、広告業務及び広告代理店業務 (4) インターネット、映像、出版、印刷物等の各種メディアの企画・制作・編集・発行及び販売業務 (5) 企業・地方公共団体等へのコンサルティング業務並びにシステム開発・運用・保守、各種セミナー、研修の企画及び実施業務 (6) 農業関連資材の販売及び農業コンサルティング業務 (7) 食品の加工、製造販売及び輸出入業務 (8) 飲食店の経営業務 (9) 電力の販売、管理等に関する業務 (10) 発電システムの販売及び代理販売に関する業務 (11) 前各号に付帯関連する一切の事業</p>
	<p>令和 3年12月27日変更 令和 4年 1月11日登記</p>
	<p>(1) ポータルサイトの企画及び運営業務 (2) インターネットなどの電気通信情報網、カタログを利用した通信販売業務 (3) インターネットビジネスに関するコンサルティング業務、広告業務及び広告代理店業務 (4) インターネット、映像、出版、印刷物等の各種メディアの企画・制作・編集・発行及び販売業務 (5) 企業・地方公共団体等へのコンサルティング業務並びにシステム開発・運用・保守、各種セミナー、研修の企画及び実施業務 (6) 農業関連資材の販売及び農業コンサルティング業務 (7) 食品の加工、製造販売及び輸出入業務 (8) 飲食店の経営業務 (9) 電力の販売、管理等に関する業務 (10) 発電システムの販売及び代理販売に関する業務 (11) 旅行業 (12) 前各号に付帯関連する一切の事業</p>
	<p>令和 4年 4月25日変更 令和 4年 5月 9日登記</p>
	<p>(1) ポータルサイトの企画及び運営業務 (2) インターネットなどの電気通信情報網、カタログを利用した通信販売業務 (3) インターネットビジネスに関するコンサルティング業務、広告業務及び広告代理店業務 (4) インターネット、映像、出版、印刷物等の各種メディアの企画・制作・編集・発行及び販売業務 (5) 企業・地方公共団体等へのコンサルティング業務並びにシステム開発・運用・保守、各種セミナー、研修の企画及び実施業務 (6) 農業関連資材の販売及び農業コンサルティング業務 (7) 食品の加工、製造販売及び輸出入業務 (8) 飲食店、ホテル等宿泊施設、文化施設、スポーツ施設、農業体験施設の経営業務 (9) 電力の販売、管理等に関する業務</p>

岩手県花巻市大通一丁目1番43-2花巻駅構内
株式会社雨風太陽

	(10) 発電システムの販売及び代理販売に関する業務 (11) 旅行業 (12) 農畜作物の生産、加工、販売 (13) 前各号に付帯関連する一切の事業	令和 5年 8月30日変更	令和 5年 9月13日登記
単元株式数	100株	令和 5年 9月 2日設定	----- 令和 5年 9月13日登記
発行可能株式総数	5万株	平成31年 3月13日変更	----- 平成31年 3月26日登記
	<u>3万508株</u>	令和 5年 8月30日変更	----- 令和 5年 9月13日登記
	762万7000株	令和 5年 9月 2日変更	----- 令和 5年 9月13日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>6189株</u>	令和 2年11月30日変更	----- 令和 2年12月11日登記
	発行済株式の総数 <u>6289株</u>	令和 3年 4月21日変更	----- 令和 3年 5月 6日登記
	発行済株式の総数 <u>6459株</u>	令和 4年12月28日変更	----- 令和 5年 1月30日登記
	発行済株式の総数 <u>6670株</u>	令和 4年12月28日変更	----- 令和 5年 1月30日登記
	発行済株式の総数 <u>6727株</u>	令和 5年 8月29日変更	----- 令和 5年 9月11日登記
	発行済株式の総数 <u>7627株</u>	令和 5年 8月30日変更	----- 令和 5年 9月13日登記
	発行済株式の総数 <u>190万6750株</u>	令和 5年 9月 2日変更	----- 令和 5年 9月13日登記

資本金の額	発行済株式の総数 <u>235万3050株</u>	令和 5年12月15日変更 ----- 令和 5年12月28日登記
	発行済株式の総数 <u>241万5550株</u>	令和 6年 1月17日変更 ----- 令和 6年 1月31日登記
	<u>金7億9807万5000円</u>	令和 2年11月30日変更 ----- 令和 2年12月11日登記
	<u>金4億1081万3757円</u>	令和 2年12月28日変更 ----- 令和 3年 1月13日登記
	<u>金4億1331万3757円</u>	令和 3年 4月21日変更 ----- 令和 3年 5月 6日登記
		----- 令和 3年 5月19日抹消
	<u>金4億1081万3757円</u>	----- 令和 3年 5月19日抹消 により回復
	<u>金4億1336万3757円</u>	令和 3年 4月21日変更 ----- 令和 3年 5月19日登記
	<u>金2億円</u>	令和 4年12月16日変更 ----- 令和 5年 1月23日登記
	<u>金2億6502万5000円</u>	令和 4年12月28日変更 ----- 令和 5年 1月30日登記

	金3億8150万7500円	令和 5年 8月30日変更 令和 5年 9月13日登記
	金5億9583万8612円	令和 5年 12月15日変更 令和 5年 12月28日登記
	金6億2585万3612円	令和 6年 1月17日変更 令和 6年 1月31日登記
株式の譲渡制限に関する規定	<u>当会社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない。</u> 平成28年 3月31日変更 平成28年 5月 2日登記	
	令和 5年 8月30日廃止 令和 5年 9月13日登記	
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社本店証券代行部 令和 5年 4月 1日設置 令和 5年 4月10日登記	
役員に関する事項	取締役 <u>高橋 博之</u>	令和 2年 3月30日重任 令和 2年 4月13日登記
	取締役 <u>高橋 博之</u>	令和 4年 3月31日重任 令和 4年 4月21日登記
	取締役 <u>高橋 博之</u>	令和 5年 3月30日重任 令和 5年 4月10日登記
	取締役 <u>高橋 博之</u>	令和 5年 8月30日重任 令和 5年 9月13日登記
	取締役 <u>高橋 博之</u>	令和 6年 3月28日重任 令和 6年 4月10日登記

	<u>取締役</u>	<u>大塚泰造</u>	令和 2年 3月30日重任
	<u>取締役</u>	<u>大塚泰造</u>	令和 2年 4月13日登記
	<u>取締役</u>	<u>大塚泰造</u>	令和 4年 3月31日重任
	<u>取締役</u>	<u>大塚泰造</u>	令和 4年 4月21日登記
	<u>取締役</u>	<u>大塚泰造</u>	令和 5年 3月30日重任
	<u>取締役</u>	<u>大塚泰造</u>	令和 5年 4月10日登記
	<u>取締役</u>	<u>大塚泰造</u>	令和 5年 8月30日重任
	<u>取締役</u>	<u>大塚泰造</u>	令和 5年 9月13日登記
	<u>取締役</u>	<u>大塚泰造</u>	令和 6年 3月28日重任
	<u>取締役</u>	<u>大塚泰造</u>	令和 6年 4月10日登記
	<u>取締役</u>	<u>永田暁彦</u>	令和 2年 3月30日重任
	<u>取締役</u>	<u>永田暁彦</u>	令和 2年 4月13日登記
	<u>取締役</u>	<u>永田暁彦</u>	令和 4年 3月31日重任
	<u>取締役</u>	<u>永田暁彦</u>	令和 4年 4月21日登記
	<u>取締役</u>	<u>永田暁彦</u>	令和 5年 3月30日重任
	<u>取締役</u>	<u>永田暁彦</u>	令和 5年 4月10日登記
	<u>取締役</u>	<u>永田暁彦</u>	令和 5年 8月30日重任
	<u>取締役</u>	<u>永田暁彦</u>	令和 5年 9月13日登記
	<u>取締役</u>	<u>永田暁彦</u>	令和 6年 3月28日重任
	<u>取締役</u>	<u>永田暁彦</u>	令和 6年 4月10日登記
	<u>取締役</u>	<u>山口幹生</u>	令和 2年 3月30日重任
	<u>取締役</u>	<u>山口幹生</u>	令和 2年 4月13日登記
	<u>取締役</u>	<u>山口幹生</u>	令和 3年 6月30日辞任
	<u>取締役</u>	<u>山口幹生</u>	令和 3年 7月12日登記

	<u>取締役</u>	<u>小橋正次郎</u>	令和2年3月30日重任
	<u>取締役</u>	<u>小橋正次郎</u>	令和2年4月13日登記
	<u>取締役</u>	<u>小橋正次郎</u>	令和4年3月31日重任
	<u>取締役</u>	<u>小橋正次郎</u>	令和4年4月21日登記
	<u>取締役</u>	<u>小橋正次郎</u>	令和5年3月30日重任
	<u>取締役</u>	<u>小橋正次郎</u>	令和5年4月10日登記
	<u>取締役</u>	<u>小橋正次郎</u>	令和5年8月30日重任
	<u>取締役</u>	<u>小橋正次郎</u>	令和5年9月13日登記
	<u>取締役</u>	<u>小橋正次郎</u>	令和6年3月28日重任
	<u>取締役</u>	<u>小橋正次郎</u>	令和6年4月10日登記
	<u>取締役</u>	<u>清水俊樹</u>	令和2年3月30日重任
	<u>取締役</u>	<u>清水俊樹</u>	令和2年4月13日登記
	<u>取締役</u>	<u>清水俊樹</u>	令和4年3月31日重任
	<u>取締役</u>	<u>清水俊樹</u>	令和4年4月21日登記
	<u>取締役</u>	<u>清水俊樹</u>	令和5年3月30日重任
	<u>取締役</u>	<u>清水俊樹</u>	令和5年4月10日登記
	<u>取締役</u>	<u>清水俊樹</u>	令和5年8月30日重任
	<u>取締役</u>	<u>清水俊樹</u>	令和5年9月13日登記
	<u>取締役</u>	<u>清水俊樹</u>	令和6年3月28日重任
	<u>取締役</u>	<u>清水俊樹</u>	令和6年4月10日登記

<u>取締役</u>	<u>岡 本 敏 男</u>	令和 3年 4月 1日就任
		令和 3年 4月 7日登記
<u>取締役</u>	<u>岡 本 敏 男</u>	令和 4年 3月 31日重任
		令和 4年 4月 21日登記
<u>取締役</u>	<u>岡 本 敏 男</u>	令和 5年 3月 30日重任
		令和 5年 4月 10日登記
<u>取締役</u>	<u>岡 本 敏 男</u>	令和 5年 8月 30日重任
		令和 5年 9月 13日登記
<u>取締役</u>	<u>岡 本 敏 男</u>	令和 6年 3月 28日重任
		令和 6年 4月 10日登記
<u>取締役</u>	<u>権 藤 裕 樹</u>	令和 3年 7月 2日就任
		令和 3年 7月 12日登記
<u>取締役</u>	<u>権 藤 裕 樹</u>	令和 4年 3月 31日重任
		令和 4年 4月 21日登記
<u>取締役</u>	<u>権 藤 裕 樹</u>	令和 5年 3月 30日重任
		令和 5年 4月 10日登記
<u>取締役</u>	<u>権 藤 裕 樹</u>	令和 5年 8月 30日重任
		令和 5年 9月 13日登記
<u>取締役</u>	<u>権 藤 裕 樹</u>	令和 6年 3月 28日重任
		令和 6年 4月 10日登記
<u>取締役</u>	<u>谷 浩 貴</u>	令和 3年 7月 1日就任
		令和 3年 7月 12日登記
<u>取締役</u>	<u>谷 浩 貴</u>	令和 4年 3月 31日重任
		令和 4年 4月 21日登記
		令和 4年 7月 31日辞任
		令和 4年 8月 9日登記

	取締役	相澤まどか	令和4年8月1日就任
	取締役	相澤まどか	令和4年8月9日登記
	取締役	相澤まどか	令和5年3月30日重任
	取締役	相澤まどか	令和5年4月10日登記
	取締役	相澤まどか	令和5年8月30日重任
	取締役	相澤まどか	令和5年9月13日登記
	取締役	相澤まどか	令和6年3月28日重任
	取締役	相澤まどか	令和6年4月10日登記
	代表取締役	高橋博之	令和2年3月30日重任
	代表取締役	高橋博之	令和2年4月13日登記
	代表取締役	高橋博之	令和4年3月31日重任
	代表取締役	高橋博之	令和4年4月21日登記
	代表取締役	高橋博之	令和4年4月3日住所 移転
	代表取締役	高橋博之	令和4年5月18日登記
	代表取締役	高橋博之	令和5年3月30日重任
	代表取締役	高橋博之	令和5年4月10日登記
	代表取締役	高橋博之	令和5年8月30日重任
	代表取締役	高橋博之	令和5年9月13日登記
	代表取締役	高橋博之	令和6年3月28日重任
	代表取締役	高橋博之	令和6年4月10日登記

	監査役 <u>銚子周一郎</u>	平成30年 3月26日就任
		平成30年 4月 4日登記
	監査役 <u>銚子周一郎</u>	
	(社外監査役)	令和 4年 1月11日社外監査役の登記
		令和 4年 3月31日辞任
		令和 4年 4月21日登記
	監査役 <u>箕輪美穂</u>	令和 3年 8月 1日就任
		令和 3年 8月 3日登記
	監査役 <u>箕輪美穂</u>	
	(社外監査役)	令和 4年 2月 9日更正
	監査役 <u>大貫美穂(箕輪美穂)</u>	令和 5年 1月21日箕輪美穂の氏変更
	(社外監査役)	令和 5年 1月31日登記
	監査役 <u>大貫美穂(箕輪美穂)</u>	令和 5年 8月30日重任
	(社外監査役)	令和 5年 9月13日登記
		令和 6年 3月28日辞任
		令和 6年 4月10日登記
	監査役 <u>大久保和樹</u>	令和 3年 12月27日就任
	(社外監査役)	令和 4年 1月11日登記
	監査役 <u>大久保和樹</u>	令和 5年 8月30日重任
	(社外監査役)	令和 5年 9月13日登記
	監査役 <u>吉田正通</u>	令和 4年 3月31日就任
	(社外監査役)	令和 4年 4月21日登記
	監査役 <u>吉田正通</u>	令和 5年 8月30日重任
	(社外監査役)	令和 5年 9月13日登記

	監査役 野尻瑠璃 (社外監査役)	令和6年3月28日就任 令和6年4月10日登記
	会計監査人 EY新日本有限責任監査法人	令和5年8月30日就任 令和5年9月13日登記
	会計監査人 EY新日本有限責任監査法人	令和6年3月28日重任 令和6年7月12日登記
	取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 平成30年12月12日設定 平成30年12月26日登記
	非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。 平成30年12月12日設定 平成30年12月26日登記
	当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 令和3年12月27日変更 令和4年1月11日登記	
新株予約権	第1回新株予約権 新株予約権の数 1000個 900個	令和3年4月21日変更 令和3年5月6日登記 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 当社の普通株式1000株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。 本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。 (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使

の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

当社の普通株式900株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

令和3年4月21日変更 令和3年5月6日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
本新株予約権1個あたりの払込金額（以下「発行価額」という。）は1000円とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1株につき 金5万円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」の第(1)号の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{調整後株式数}}$$

分割・併合の比率

(2) 当社が、(i) 時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は(ii) 時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日(上場日を含む。)が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。

調整後	調整前	時価
行使価額	= 行使価額 ×	
既発行株式数 + 新発行株式数		

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

①「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数(当社が保有するものを除く。)及び発行済の潜在株式等(当社が保有するものを除く。)の目的たる普通株式数を合計した数を意味するものとする(但し、当該調整事由による普通株式又は潜在株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式の目的たる普通株式の数は算入しない。)。

②当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

③当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

(3) 本項目の第(2)号の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

(4) 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

	<p>(5) 当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項目の第(2)号に基づく調整は行われないものとする。</p> <p><u>新株予約権を行使することができる期間</u> 平成28年6月6日から平成48年6月5日まで。 但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。</p> <p><u>新株予約権の行使の条件</u></p> <p>(1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」の第(2)号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」の第(2)号に定める取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、権利者の死亡から6ヶ月以内に当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。</p> <p>(3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。</p>
--	---

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

(1) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権1個につき、本新株予約権1個あたりの発行価額に相当する金額で取得することができる。

①当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役

②当社又は子会社の使用人

③顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

(2) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権1個につき、本新株予約権1個あたりの発行価額に相当する金額で取得することができる。

①権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合

②権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

③権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

平成28年 6月 5日発行

平成28年 8月 5日登記

令和5年8月30日新株予約権全部行使

令和 5年 9月 13日登記

第2回新株予約権

新株予約権の数

130個

110個

令和 2年 5月 15日変更

令和 2年 5月 21日登記

105個

令和 4年 2月 28日変更

令和 4年 3月 1日登記

95個

令和 4年 12月 31日変更

令和 5年 1月 30日登記

85個

令和 5年 8月 30日変更

令和 5年 9月 13日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社の普通株式130株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

当社の普通株式110株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

令和2年5月15日変更 令和2年5月21日登記

当社の普通株式105株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の

比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

令和4年2月28日変更 令和4年3月1日登記
当社の普通株式95株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

令和4年12月31日変更 令和5年1月30日登記
当社の普通株式85株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株

式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

令和5年8月30日変更 令和5年9月13日登記
当社の普通株式2万1250株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は250株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

令和5年9月2日変更 令和5年9月13日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償で発行する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1株につき金20万円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」の第(1)号の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割・併合の比率

(2) 当社が、(i) 時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は(ii) 時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行又は処分（無償割当てによる場合を含む。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記に

における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{新発行株式数} \times 1\text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

①「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数（当社が保有するものを除く。）及び発行済の潜在株式等（当社が保有するものを除く。）の目的たる普通株式数を合計した数を意味するものとする（但し、当該調整事由による普通株式又は潜在株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式の目的たる普通株式の数は算入しない。）。

②当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

③当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

（3）本項目の第（2）号の（ii）に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

（4）当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

（5）当社が株主割当又は株式無償割当以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項目の第（2）号に基づく調整は行われないものとする。

1株につき金800円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

（1）当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」の第（1）

号の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}}{1}$$

(2) 当社が、(i) 時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は(ii) 時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日(上場日を含む。)が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} \\ \text{既発行株式数} + \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}{\text{調整後} \quad \text{調整前}} \times \text{時価} \\ \text{行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

①「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数(当社が保有するものを除く。)及び発行済の潜在株式等(当社が保有するものを除く。)の目的たる普通株式数を合計した数を意味するものとする(但し、当該調整事由による普通株式又は潜在株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式の目的たる普通株式の数は算入しない。)。

②当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

③当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

(3) 本項目の第(2)号の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を

除く。

(4) 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

(5) 当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項目の第(2)号に基づく調整は行われないものとする。

令和5年9月2日変更 令和5年9月13日登記
新株予約権を行使することができる期間

平成30年6月1日から10年間。

但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

(1) 行使条件

①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」の各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

②権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）がなされるまでの期間、及び株式公開から6ヶ月が経過する日までの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

③本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(2) 相続

①権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は、未行使の本新株予約権を相続するものとする。但し、相続は1回に限るものとし、権利者の相続人中、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）が死亡した場合には、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

②本第(2)号を除く適用に関しては、権利承継者を権利者とみなす。但し、権利承継者には「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」の第(4)号の規定は適用されないものとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議（取締役会設置会社でなくなった場合においては株主総会の決議）により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議（取締役会設置会社でなくなった場合においては株主総会の決議）により取得する本新株予約権を決定するものとする。

(1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（取締役会設置会社でなくなった場合においては会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定））が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、

当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(4) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

①当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役

②当社又は子会社の使用人

③顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

(5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

①権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合

②権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

③権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合

④権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

⑤権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

⑥権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

⑦権利者につき解散の決議が行われた場合

⑧権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

(6) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

①権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合

②権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

(7) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる

平成30年 6月 1日発行

平成30年 6月 29日登記

第2回ー2新株予約権

新株予約権の数

100個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社の普通株式100株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償で発行する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1株につき金20万円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」の第（1）号の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{分割・併合の比率}$

(2) 当社が、（i）時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は（ii）時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行又は処分（無償割当てによる場合を含む。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{既発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} \\ \text{既発行株式数} + \text{新発行株式数} \\ \text{時価} \\ \text{調整後} \quad \text{調整前} \\ \text{行使価額} = \text{行使価額} -$$

既発行株式数 + 新発行株式数

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

①「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数（当社が保有するものを除く。）及び発行済の潜在株式等（当社が保有するものを除く。）の目的たる普通株式数を合計した数を意味するものとする（但し、当該調整事由による普通株式又は潜在株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式の目的たる普通株式の数は算入しない。）。

②当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

③当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

（3）本項目の第（2）号の（ii）に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

（4）当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

（5）当社が株主割当又は株式無償割当以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項目の第（2）号に基づく調整は行われないものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成30年7月30日から10年間。

但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

（1）行使条件

①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」の各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

②権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式

公開」という。)がなされるまでの期間、及び株式公開から6ヶ月が経過するまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

③本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(2) 相続

①権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は、未行使の本新株予約権を相続するものとする。但し、相続は1回に限るものとし、権利者の相続人中、本新株予約権を承継する者(以下「権利承継者」という。)が死亡した場合には、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

②本第(2)号を除く適用に関しては、権利承継者を権利者とみなす。但し、権利承継者には「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」の第(4)号の規定は適用されないものとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議(取締役会設置会社でなくなった場合においては株主総会の決議)により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議(取締役会設置会社でなくなった場合においては株主総会の決議)により取得する本新株予約権を決定するものとする。

(1) 当社が消滅会社となる吸收合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸收分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議(取締役会設置会社でなくなった場合においては会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定))が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者(当社の株主を含む。)に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 当社の株主による株式等売渡請求(会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。)を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(4) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

①当社又は当社の子会社(会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。)の取締役又は監査役

②当社又は子会社の使用者

③顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

(5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

①権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合

②権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

	<p>③権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合 ④権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合 ⑤権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合 ⑥権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があつた場合 ⑦権利者につき解散の決議が行われた場合 ⑧権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合 (6) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。 ①権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合 ②権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合 (7) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。</p>
	平成30年 7月30日発行
	平成30年 8月17日登記
令和3年6月30日新株予約権全部放棄	令和 3年 7月12日登記
第3回新株予約権 新株予約権の数 15個 5個	令和 2年 5月15日変更 令和 2年 5月21日登記 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 当社の普通株式15株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。 本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。 (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後

の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

当社の普通株式5株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

令和2年5月15日変更 令和2年5月21日登記
当社の普通株式1250株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は250株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

令和5年9月2日変更 令和5年9月13日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償で発行する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1株につき金28万円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権1
個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権
1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。但し、行使価額は以下
に定めるところに従い調整されることがある。

（1）当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使
の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調
整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期
は、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」の第（1）
号の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（2）当社が、（i）時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の發
行又は処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因
の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。
）、又は（ii）時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得
し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株
予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事
由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味
する。以下同じ。）の發行又は処分（無償割当てによる場合を含む。）を行
うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整す
るものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記に
おける「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原
因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」と
は、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の
発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ
45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式
の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均
値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引
日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額
をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある
場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の發行又は
処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同
号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} \\ \text{既発行株式数} + \frac{\text{既発行株式数}}{\text{調整後}} \times \text{調整前} \times \text{時価}$$

$$\text{行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}{\text{既発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

①「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、
当社の発行済普通株式総数（当社が保有するものを除く。）及び発行済の潛
在株式等（当社が保有するものを除く。）の目的たる普通株式数を合計した
数を意味するものとする（但し、当該調整事由による普通株式又は潜在株式

の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式の目的たる普通株式の数は算入しない。)。

②当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

③当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

(3) 本項目の第(2)号の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

(4) 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

(5) 当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項目の第(2)号に基づく調整は行われないものとする。

1株につき金1120円(以下「行使価額」という。)とし、本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」の第(1)号の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が、(i) 時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は(ii) 時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日(上場日を含む。)が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

新発行株式数×1株あたり払込金額
既発行株式数 +
調整後 調整前 時価
行使価額 = 行使価額 ×

既発行株式数 + 新発行株式数

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

①「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数（当社が保有するものを除く。）及び発行済の潜在株式等（当社が保有するものを除く。）の目的たる普通株式数を合計した数を意味するものとする（但し、当該調整事由による普通株式又は潜在株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式の目的たる普通株式の数は算入しない。）。

②当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

③当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

（3）本項目の第（2）号の（ii）に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

（4）当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

（5）当社が株主割当又は株式無償割当以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項目の第（2）号に基づく調整は行われないものとする。

令和5年9月2日変更 令和5年9月13日登記
新株予約権を行使することができる期間

平成30年12月12日から10年間。

但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

（1）行使条件

①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」の各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

②権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）がなされるまでの期間、及び株式公開から6ヶ月が経過する日までの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

③本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

（2）相続

①権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は、未行使の本新株予約権を相続するものとする。但し、相続は1回に限るものとし、権利者の相続人中、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）が死亡した場合には、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

②本第（2）号を除く適用に関しては、権利承継者を権利者とみなす。但し、権利承継者には「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」の第（4）号の規定は適用されないものとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議（取締役会設置会社でなくなった場合においては株主総会の決議）により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議（取締役会設置会社でなくなった場合においては株主総会の決議）により取得する本新株予約権を決定するものとする。

（1）当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（取締役会設置会社でなくなった場合においては会社法348条に定める業務の決定の方法に基づく決定））が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

（2）当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

（3）当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

（4）権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

①当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役

②当社又は子会社の使用人

③顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

（5）次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

①権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合

②権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

③権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合

④権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

⑤権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

⑥権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
⑦権利者につき解散の決議が行われた場合
⑧権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
(6) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
①権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
②権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
(7) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。

平成30年12月12日発行

平成30年12月26日登記

第4回新株予約権
新株予約権の数

65個

60個

55個

45個

40個

30個

20個

15個

令和 2年 5月15日変更

令和 2年 5月21日登記

令和 2年 8月14日変更

令和 2年 8月28日登記

令和 3年 6月30日変更

令和 3年 7月12日登記

令和 4年 2月28日変更

令和 4年 3月 1日登記

令和 4年12月31日変更

令和 5年 1月30日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社の普通株式65株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の

比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

当社の普通株式60株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

令和2年5月15日変更 令和2年5月21日登記
当社の普通株式55株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を

行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

令和2年8月14日変更 令和2年8月28日登記
当社の普通株式45株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

令和3年6月30日変更 令和3年7月12日登記
当社の普通株式40株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

令和4年2月28日変更 令和4年3月1日登記
当社の普通株式30株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、本新株予

約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

令和4年6月30日変更 令和4年7月4日登記
当社の普通株式20株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

令和4年12月31日変更 令和5年1月30日登記
当社の普通株式15株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の

比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

令和5年8月30日変更 令和5年9月13日登記
当社の普通株式3750株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は250株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

令和5年9月2日変更 令和5年9月13日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償で発行する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1株につき金35万円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」の第(1)号の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割・併合の比率}}{1}$$

(2) 当社が、(i) 時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）

)、又は(ii)時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日(上場日を含む。)が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{時価} = \frac{\text{新発行株式数} \times 1\text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

既発行株式数 + 新発行株式数

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。
①「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数(当社が保有するものを除く。)及び発行済の潜在株式等(当社が保有するものを除く。)の目的たる普通株式数を合計した数を意味するものとする(但し、当該調整事由による普通株式又は潜在株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式の目的たる普通株式の数は算入しない。)。

②当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

③当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

(3) 本項目の第(2)号の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

(4) 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

(5) 当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項目の第(2)号に基づく調整は行われないものとする。

1株につき金1400円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

（1）当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」の第（1）号の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（2）当社が、（i）時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は（ii）時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行又は処分（無償割当てによる場合を含む。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times 1\text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}} \times \text{時価}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

①「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数（当社が保有するものを除く。）及び発行済の潜在株式等（当社が保有するものを除く。）の目的たる普通株式数を合計した数を意味するものとする（但し、当該調整事由による普通株式又は潜在株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式の目的たる普通株式の数は算入しない。）。

②当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、

「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

③当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

(3) 本項目の第(2)号の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

(4) 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

(5) 当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項目の第(2)号に基づく調整は行われないものとする。

令和5年9月2日変更 令和5年9月13日登記
新株予約権を行使することができる期間

令和2年1月27日から10年間。

但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

(1) 行使条件

①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」の各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

②権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）がなされるまでの期間、及び株式公開から6ヶ月が経過する日までの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

③本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(2) 相続

①権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は、未行使の本新株予約権を相続するものとする。但し、相続は1回に限るものとし、権利者の相続人中、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）が死亡した場合には、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

②本第(2)号を除く適用に関しては、権利承継者を権利者とみなす。但し、権利承継者には「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」の第(4)号の規定は適用されないものとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議（取締役会設置会社でなくなった場合においては株主総会の決議）により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議（取締役会設置会社でなくなった場合においては株主総会の決議）により取得する本新株予約権を決定するものとする。

(1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若し

くは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（取締役会設置会社でなくなった場合には会社法348条に定める業務の決定の方法に基づく決定））が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

（2）当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

（3）当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

（4）権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

①当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役

②当社又は子会社の使用人

③顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

（5）次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

①権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合

②権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

③権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合

④権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

⑤権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

⑥権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

⑦権利者につき解散の決議が行われた場合

⑧権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

（6）権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

①権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合

②権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

（7）当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。

		令和 2年 1月27日発行
		令和 2年 2月10日登記
<p>第6回新株予約権 新株予約権の数</p>		
<p>50個 44個 38個 35個 32個</p>		
令和 4年 1月31日変更	令和 4年 2月 9日登記	
令和 4年12月31日変更	令和 5年 1月30日登記	
令和 6年 6月30日変更	令和 6年 7月12日登記	
<p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</p>		
<p>当社の普通株式50株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。</p>		
<p>本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。</p>		
<p>(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。</p>		
<p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p>		
<p>(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。</p>		
<p>当社の普通株式44株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。</p>		
<p>本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。</p>		
<p>(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式</p>		

分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

令和3年12月31日変更 令和4年1月1日登記

当社の普通株式38株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

令和4年1月31日変更 令和4年2月9日登記

当社の普通株式35株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

令和4年12月31日変更 令和5年1月30日登記
当社の普通株式8750株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は250株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

令和5年9月2日変更 令和5年9月13日登記
当社の普通株式8000株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は250株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

令和6年6月30日変更 令和6年7月12日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償で発行する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1株につき金45万円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。但し、行使価額は以下

に定めるところに従い調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」の第(1)号の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}}{1}$$

(2) 当社が、(i) 時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は(ii) 時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日(上場日を含む。)が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{新発行株式数} \times 1\text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

①「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数(当社が保有するものを除く。)及び発行済の潜在株式等(当社が保有するものを除く。)の目的たる普通株式数を合計した数を意味するものとする(但し、当該調整事由による普通株式又は潜在株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式の目的たる普通株式の数は算入しない。)。

②当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

③当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通

株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

(3) 本項第(2)号の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

(4) 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

(5) 当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項第(2)号に基づく調整は行われないものとする。

1株につき金1800円(以下「行使価額」という。)とし、本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」の第(1)号の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が、(i)時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は(ii)時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日(上場日を含む。)が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。

調整後	調整前	時価
既発行株式数	既発行株式数	新発行株式数 × 1株あたり払込金額
行使価額 = 行使価額 ×		既発行株式数 + 新発行株式数

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

①「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数（当社が保有するものを除く。）及び発行済の潜在株式等（当社が保有するものを除く。）の目的たる普通株式数を合計した数を意味するものとする（但し、当該調整事由による普通株式又は潜在株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式の目的たる普通株式の数は算入しない。）。

②当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

③当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

（3）本項第（2）号の（ii）に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

（4）当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

（5）当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項第（2）号に基づく調整は行われないものとする。

令和5年9月2日変更 令和5年9月13日登記
新株予約権を行使することができる期間

令和2年7月10日から10年間。

但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

（1）行使条件

①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」の各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

②権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）がなされるまでの期間、及び株式公開から6ヶ月が経過する日までの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

③本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

（2）相続

①権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は、未行使の本新株予約権を相続するものとする。但し、相続は1回に限るものとし、権利者の相続人中、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）が死亡した場合には、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

②本第（2）号を除く適用に関しては、権利承継者を権利者とみなす。但し、

権利承継者には「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」の第（4）号の規定は適用されないものとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議（取締役会設置会社でなくなった場合においては株主総会の決議）により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議（取締役会設置会社でなくなった場合においては株主総会の決議）により取得する本新株予約権を決定するものとする。

（1）当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（取締役会設置会社でなくなった場合においては会社法348条に定める業務の決定の方法に基づく決定））が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

（2）当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

（3）当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

（4）権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

①当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役

②当社又は子会社の使用人

③顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

（5）次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

①権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合

②権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

③権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合

④権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

⑤権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

⑥権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

⑦権利者につき解散の決議が行われた場合

⑧権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追

求する集団又は個人を意味する。以下同じ。)であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

(6) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

①権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合

②権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

(7) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。

令和2年7月10日発行

令和2年7月22日登記

第7回新株予約権
新株予約権の数

38個

35個

25個

22個

19個

令和3年6月30日変更

令和3年7月12日登記

令和4年12月31日変更

令和5年1月30日登記

令和5年6月30日変更

令和5年7月7日登記

令和6年6月30日変更

令和6年7月12日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社の普通株式38株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約

権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

当社の普通株式35株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

令和3年6月30日変更 令和3年7月12日登記
当社の普通株式25株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

令和4年12月31日変更 令和5年1月30日登記
当社の普通株式22株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

令和5年6月30日変更 令和5年7月7日登記
当社の普通株式5500株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。
本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は250株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

令和5年9月2日変更 令和5年9月13日登記
当社の普通株式4750株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。
本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は250株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後

の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

令和6年6月30日変更 令和6年7月12日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償で発行する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1株につき金45万円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」の第(1)号の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が、(i) 時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は(ii) 時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行又は処分（無償割当てによる場合を含む。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\frac{\text{新発行株式数} \times 1\text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

調整後	調整前	時価
行使価額 = 行使価額 ×		
	既発行株式数 + 新発行株式数	
なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。		
①「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数（当社が保有するものを除く。）及び発行済の潜在株式等（当社が保有するものを除く。）の目的たる普通株式数を合計した数を意味するものとする（但し、当該調整事由による普通株式又は潜在株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式の目的たる普通株式の数は算入しない。）。		
②当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。		
③当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。		
(3) 本項第(2)号の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。		
(4) 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。		
(5) 当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項第(2)号に基づく調整は行われないものとする。		
1株につき金1800円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。		
(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」の第(1)号の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。		
1		
調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×		分割・併合の比率
(2) 当社が、(i) 時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は(ii) 時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行又は処分（無償割当てによる場合を含む。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。		

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} \\ \text{既発行株式数} + \text{時価}$$

調整後 調整前
行使価額 = 行使価額 ×

既発行株式数 + 新発行株式数

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

①「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数（当社が保有するものを除く。）及び発行済の潜在株式等（当社が保有するものを除く。）の目的たる普通株式数を合計した数を意味するものとする（但し、当該調整事由による普通株式又は潜在株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式の目的たる普通株式の数は算入しない。）。

②当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

③当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

（3）本項第（2）号の（ii）に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

（4）当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

（5）当社が株主割当又は株式無償割当以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項第（2）号に基づく調整は行われないものとする。

令和5年9月2日変更 令和5年9月13日登記
新株予約権を行使することができる期間

令和2年11月30日から10年間。

但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

（1）行使条件

①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」の各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

②権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式

公開」という。)がなされるまでの期間、及び株式公開から6ヶ月が経過する日までの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

③本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(2) 相続

①権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は、未行使の本新株予約権を相続するものとする。但し、相続は1回に限るものとし、権利者の相続人中、本新株予約権を承継する者(以下「権利承継者」という。)が死亡した場合には、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

②本第(2)号を除く適用に関しては、権利承継者を権利者とみなす。但し、権利承継者には「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」の第(4)号の規定は適用されないものとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議(取締役会設置会社でなくなった場合においては株主総会の決議)により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議(取締役会設置会社でなくなった場合においては株主総会の決議)により取得する本新株予約権を決定するものとする。

(1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議(取締役会設置会社でなくなった場合においては会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定))が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者(当社の株主を含む。)に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 当社の株主による株式等売渡請求(会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。)を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(4) 権利者が下記のいずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

①当社又は当社の子会社(会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。)の取締役又は監査役

②当社又は子会社の使用人

③顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

(5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

①権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合

②権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

- ③権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
④権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
⑤権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
⑥権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があつた場合
⑦権利者につき解散の決議が行われた場合
⑧権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
(6) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
①権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
②権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
(7) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。

令和 2年11月30日発行

令和 2年12月11日登記

第8回新株予約権

新株予約権の数

320個
315個
310個

令和 4年 2月28日変更 令和 4年 3月 1日登記

307個
242個
235個

令和 4年12月31日変更 令和 5年 1月30日登記

232個

令和 5年 8月30日変更 令和 5年 9月13日登記

令和 6年 6月30日変更 令和 6年 7月12日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社の普通株式320株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い

調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

当社の普通株式315株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

令和3年12月31日変更 令和4年1月11日登記
当社の普通株式310株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

令和4年2月28日変更 令和4年3月1日登記

当社の普通株式307株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

令和4年6月30日変更 令和4年7月4日登記

当社の普通株式242株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

令和4年12月31日変更 令和5年1月30日登記

当社の普通株式235株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

令和5年8月30日変更 令和5年9月13日登記
当社の普通株式5万8750株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は250株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

令和5年9月2日変更 令和5年9月13日登記
当社の普通株式5万8000株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は250株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使

の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

令和6年6月30日変更 令和6年7月12日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償で発行する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1株につき金45万円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」の第(1)号の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が、(i) 時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は(ii) 時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行又は処分（無償割当てによる場合を含む。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における（取得原因）とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、本号において（時価）とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

新発行株式数×1株あたり払込金額

既発行株式数+

調整後 調整前

時価

行使価額=行使価額×

既発行株式数+新発行株式数

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

①「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数（当社が保有するものを除く。）及び発行済の潜在株式等（当社が保有するものを除く。）の目的たる普通株式数を合計した数を意味するものとする（但し、当該調整事由による普通株式又は潜在株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式の目的たる普通株式の数は算入しない。）。

②当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

③当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

（3）本項第（2）号の（ii）に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

（4）当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

（5）当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項第（2）号に基づく調整は行われないものとする。

1株につき金1800円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

（1）当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」の第（1）号の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×

分割・併合の比率

（2）当社が、（i）時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は（ii）時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行又は処分（無償割当てによる場合を含む。）を行

うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における（取得原因）とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、本号において（時価）とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} \\ \text{既発行株式数} + \text{時価}$$

調整後	調整前	
行使価額	行使価額	×

$$\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

①「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数（当社が保有するものを除く。）及び発行済の潜在株式等（当社が保有するものを除く。）の目的たる普通株式数を合計した数を意味するものとする（但し、当該調整事由による普通株式又は潜在株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式の目的たる普通株式の数は算入しない。）。

②当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

③当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

（3）本項第（2）号の（ii）に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

（4）当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

（5）当社が株主割当又は株式無償割当以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項第（2）号に基づく調整は行われないものとする。

令和5年9月2日変更 令和5年9月13日登記
新株予約権を行使することができる期間

令和3年9月27日から10年間。

但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

	<p>新株予約権の行使の条件</p> <p>(1) 行使条件</p> <p>①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」の各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。</p> <p>②権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）がなされるまでの期間、及び株式公開から6ヶ月が経過する日までの期間は、本新株予約権行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。</p> <p>③本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。</p> <p>(2) 相続</p> <p>①権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は、未行使の本新株予約権を相続するものとする。但し、相続は1回に限るものとし、権利者の相続人中、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）が死亡した場合には、本新株予約権は行使できなくなるものとする。</p> <p>②本第（2）号を除く適用に関しては、権利承継者を権利者とみなす。但し、権利承継者には「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」の第（4）号の規定は適用されないものとする。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議（取締役会設置会社でなくなった場合においては株主総会の決議）により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議（取締役会設置会社でなくなった場合においては株主総会の決議）により取得する本新株予約権を決定するものとする。</p> <p>(1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（取締役会設置会社でなくなった場合においては会社法348条に定める業務の決定の方法に基づく決定））が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(3) 当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(4) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>①当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役</p> <p>②当社又は子会社の使用人</p> <p>③顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は</p>
--	--

子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
(5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
①権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
②権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
③権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
④権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
⑤権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
⑥権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
⑦権利者につき解散の決議が行われた場合
⑧権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
(6) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
①権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
②権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
(7) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。

令和3年9月27日発行

令和3年10月11日登記

第9回新株予約権

新株予約権の数

304個

303個

293個

291個

令和5年6月30日変更

令和5年7月7日登記

令和5年8月30日変更

令和5年9月13日登記

令和6年6月30日変更

令和6年7月12日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社の普通株式304株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、本新株予

約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

当社の普通株式303株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

令和5年6月30日変更 令和5年7月7日登記
当社の普通株式293株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株

式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

令和5年8月30日変更 令和5年9月13日登記
当社の普通株式7万3250株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は250株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

令和5年9月2日変更 令和5年9月13日登記
当社の普通株式7万2750株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は250株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を

行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

令和6年6月30日変更 令和6年7月12日登記
当社の普通株式7万2750株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は250株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

令和6年9月12日更正

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償で発行する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1株につき金76万5千円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」の第（1）号の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が、（i）時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は（ii）時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行又は処分（無償割当てによる場合を含む。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原

因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

		<u>新発行株式数 × 1株あたり払込金額</u>
		<u>既発行株式数 +</u>
調整後	調整前	<u>時価</u>
<u>行使価額 = 行使価額 ×</u>		<u>既発行株式数 + 新発行株式数</u>

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

①「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数（当社が保有するものを除く。）及び発行済の潜在株式等（当社が保有するものを除く。）の目的たる普通株式数を合計した数を意味するものとする（但し、当該調整事由による普通株式又は潜在株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式の目的たる普通株式の数は算入しない。）。

②当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

③当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

（3）本項第（2）号の（ii）に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

（4）当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

（5）当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項第（2）号に基づく調整は行われないものとする。

1株につき金3060円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

（1）当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」の第（1）号の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が、(i) 時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む)。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は(ii) 時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日(上場日を含む。)が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

調整後	調整前	時価
-----	-----	----

$$\text{行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

①「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数(当社が保有するものを除く。)及び発行済の潜在株式等(当社が保有するものを除く。)の目的たる普通株式数を合計した数を意味するものとする(但し、当該調整事由による普通株式又は潜在株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式の目的たる普通株式の数は算入しない。)。

②当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

③当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

(3) 本項第(2)号の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

(4) 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その

他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

(5) 当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項第(2)号に基づく調整は行われないものとする。

令和5年9月2日変更 令和5年9月13日登記
新株予約権を行使することができる期間

令和4年12月16日から10年間。

但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

(1) 行使条件

①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」の各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

②権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）がなされるまでの期間、及び株式公開から6ヶ月が経過する日までの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

③本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(2) 相続

①権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は、未行使の本新株予約権を相続するものとする。但し、相続は1回に限るものとし、権利者の相続人中、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）が死亡した場合には、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

②本第(2)号を除く適用に関しては、権利承継者を権利者とみなす。但し、権利承継者には「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」の第(4)号の規定は適用されないものとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議（取締役会設置会社でなくなった場合においては株主総会の決議）により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議（取締役会設置会社でなくなった場合においては株主総会の決議）により取得する本新株予約権を決定するものとする。

(1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（取締役会設置会社でなくなった場合においては会社法348条に定める業務の決定の方法に基づく決定））が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時に実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(4) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

①当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役

②当社又は子会社の使用人

③顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

(5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

①権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合

②権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

③権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合

④権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

⑤権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

⑥権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

⑦権利者につき解散の決議が行われた場合

⑧権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

(6) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

①権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合

②権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

(7) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。

令和4年11月16日発行

令和4年12月19日登記

第10回新株予約権

新株予約権の数

30個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社の普通株式30株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

当社の普通株式7500株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は250株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

令和5年9月2日変更 令和5年9月13日登記
当社の普通株式7500株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は250株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使

の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

令和6年9月12日更正

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償で発行する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1株につき金76万5千円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」の第(1)号の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割・併合の比率

(2) 当社が、(i) 時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は(ii) 時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行又は処分（無償割当てによる場合を含む。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

新発行株式数 × 1株あたり払込金額

既発行株式数 +

調整後 調整前

時価

行使価額 = 行使価額 ×

既発行株式数 + 新発行株式数

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

①「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数（当社が保有するものを除く。）及び発行済の潜在株式等（当社が保有するものを除く。）の目的たる普通株式数を合計した数を意味するものとする（但し、当該調整事由による普通株式又は潜在株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式の目的たる普通株式の数は算入しない。）。

②当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

③当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

（3）本項第（2）号の（ii）に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

（4）当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

（5）当社が株主割当又は株式無償割当以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項第（2）号に基づく調整は行われないものとする。

1株につき金3060円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

（1）当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」の第（1）号の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×
分割・併合の比率

（2）当社が、（i）時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当を含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は（ii）時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行又は処分（無償割当による場合を含む。）を行

うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{時価} = \frac{\text{新発行株式数} \times 1\text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

既発行株式数 + 新発行株式数

調整後 調整前

行使価額 = 行使価額 × —————

$$\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

①「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数（当社が保有するものを除く。）及び発行済の潜在株式等（当社が保有するものを除く。）の目的たる普通株式数を合計した数を意味するものとする（但し、当該調整事由による普通株式又は潜在株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式の目的たる普通株式の数は算入しない。）。

②当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

③当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

（3）本項第（2）号の（ii）に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

（4）当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

（5）当社が株主割当又は株式無償割当以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項第（2）号に基づく調整は行われないものとする。

令和5年9月2日変更 令和5年9月13日登記
新株予約権を行使することができる期間

令和5年2月21日から10年間。

但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

	<p>新株予約権の行使の条件</p> <p>(1) 行使条件</p> <p>①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」の各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。</p> <p>②権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）がなされるまでの期間、及び株式公開から6ヶ月が経過する日までの期間は、本新株予約権行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。</p> <p>③本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。</p> <p>(2) 相続</p> <p>①権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は、未行使の本新株予約権を相続するものとする。但し、相続は1回に限るものとし、権利者の相続人中、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）が死亡した場合には、本新株予約権は行使できなくなるものとする。</p> <p>②本第（2）号を除く適用に関しては、権利承継者を権利者とみなす。但し、権利承継者には「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」の第（4）号の規定は適用されないものとする。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議（取締役会設置会社でなくなった場合においては株主総会の決議）により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議（取締役会設置会社でなくなった場合においては株主総会の決議）により取得する本新株予約権を決定するものとする。</p> <p>(1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（取締役会設置会社でなくなった場合においては会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定））が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(3) 当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(4) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>①当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役</p> <p>②当社又は子会社の使用人</p> <p>③顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は</p>
--	---

子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

(5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

①権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合

②権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

③権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合

④権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

⑤権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

⑥権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

⑦権利者につき解散の決議が行われた場合

⑧権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

(6) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

①権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合

②権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

(7) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。

令和 5年 2月21日発行

令和 5年 3月13日登記

第11回新株予約権

新株予約権の数

30個（各新株予約権1個当たりの目的たる株式数1株。なお、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」に定める株式の数の調整を行った場合は、それに従う。）

30個（各新株予約権1個当たりの目的たる株式数250株。なお、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」に定める株式の数の調整を行った場合は、それに従う。）

令和 5年 9月 2日変更 令和 5年 9月13日登記

30個（各新株予約権1個当たりの目的たる株式数292株。なお、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」に定める株式の数の調整を行った場合は、それに従う。）

令和 5年12月16日変更 令和 6年 6月13日登記

30個（各新株予約権1個当たりの目的たる株式数297株。なお、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」に定める株式の数の調整を行った場合は、それに従う。）

令和6年1月18日変更 令和6年6月13日登記
新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

会社普通株式 30株

なお、会社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、各新株予約権1個当たり1株未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

（本新株予約権の目的たる株式数の調整）

行使価額の調整を行う場合は、各新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を、次の算出方法により調整する。

なお、株式分割又は株式併合の場合の株式数の調整は、上記及び「新株予約権の数」の定めによる。

調整前の各新株予約権1個

調整後の各新株予約権1個 調整前行使価額 × 当たりの目的たる株式数
当たりの目的たる株式数 = _____

調整後行使価額

ただし、1株未満の端数が生じるときは、その端数はこれを切り捨てる。

会社普通株式 7500株

なお、会社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、各新株予約権1個当たり1株未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

（本新株予約権の目的たる株式数の調整）

行使価額の調整を行う場合は、各新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を、次の算出方法により調整する。

なお、株式分割又は株式併合の場合の株式数の調整は、上記及び「新株予約権の数」の定めによる。

調整前の各新株予約権1個

調整後の各新株予約権1個 調整前行使価額 × 当たりの目的たる株式数
当たりの目的たる株式数 = _____

調整後行使価額

ただし、1株未満の端数が生じるときは、その端数はこれを切り捨てる。

令和5年9月2日変更 令和5年9月13日登記
会社普通株式 8760株

なお、会社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、各新株予約権1個当たり1株未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

（本新株予約権の目的たる株式数の調整）

行使価額の調整を行う場合は、各新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を、次の算出方法により調整する。

なお、株式分割又は株式併合の場合の株式数の調整は、上記及び「新株予約権の数」の定めによる。

調整前の各新株予約権1個
調整後の各新株予約権1個 調整前行使価額×当たりの目的たる株式数
当たりの目的たる株式数 = _____

調整後行使価額

ただし、1株未満の端数が生じるときは、その端数はこれを切り捨てる。

令和5年12月16日変更 令和6年6月13日登記
会社普通株式 8910株

なお、会社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、各新株予約権1個当たり1株未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率
(本新株予約権の目的たる株式数の調整)

行使価額の調整を行う場合は、各新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を、次の算出方法により調整する。

なお、株式分割又は株式併合の場合の株式数の調整は、上記及び「新株予約権の数」の定めによる。

調整前の各新株予約権1個
調整後の各新株予約権1個 調整前行使価額×当たりの目的たる株式数
当たりの目的たる株式数 = _____

調整後行使価額

ただし、1株未満の端数が生じるときは、その端数はこれを切り捨てる。

令和6年1月18日変更 令和6年6月13日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
当初1株につき、金76万5千円（以下「行使価額」という。）

（行使価額の調整）

第1 第2の各号に掲げる事由により、行使価額の調整の必要が生じる場合は、行使価額を次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもつて調整する。

既発行 調整前 新発行 1株当たり
調整後 株式数×行使価額 + 株式数×払込金額
行使価額 = _____

既発行株式数 + 新発行株式数

2 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

3 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）とする。

4 行使価額調整式で使用する新発行株式数は、新株予約権の場合、新株発行に代えて自己株式を移転する場合及び自己株式を処分する場合の当該自己株式数を含むものとする。

5 行使価額調整式で使用する1株当たりの払込金額は、新株予約権の場合、新株予約権の払込金額と当該新株予約権の行使に際しての払込金額との合計

額の1株当たりの額とする。

(行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用の日)

第2 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用の日は、次の各号に定めるところによる。

一 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は移転する場合

調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

二 株式の分割により普通株式を発行する場合

イ 調整後行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。

ただし、剰余金から資本金に組入れられることを条件としてその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨会社法所定の承認機関で決議する場合で、当該剰余金の資本金組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の行使価額は、当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

ロ 上記イただし書きの場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使をなした者に対しては、次の算出方法により、会社の普通株式を発行する。

(調整前行使価額 調整前行使価額により当該
- 調整後行使価額) × 期間内に発行された株式数

株式数 =
調整後行使価額

この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に前記の調整後行使価額を乗じて算出された金額を現金をもって支払う。

三 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって普通株式の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下この号において同じ。）を発行する場合

調整後の行使価額はその新株予約権の割当日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全部が行使なされたものとみなし、その割当日の翌日又は株主割当日の翌日以降これを適用する。

(その他の行使価額の調整)

第3 第2の各号に掲げる事由のほか次の各号に該当する場合は、行使価額の調整を適切に行うものとし、会社は関連事項決定後直ちに本新株予約権者に対してその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要事項を届け出なければならない。

一 合併、会社分割、資本金の減少、又は株式併合のために、行使価額の調整を必要とするとき。

二 前号のほか会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

三 第2の第三号に定める新株予約権を使用することができる期間が終了したとき。ただし、その新株予約権の全部が行使された場合を除く。

1株につき、金76万2331円（以下「行使価額」という。）

(行使価額の調整)

第1 第2の各号に掲げる事由により、行使価額の調整の必要が生じる場合は、行使価額を次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって調整する。

	既発行 調整前	新発行 1株当たり
調整後	株式数×行使価額	+ 株式数×払込金額
行使価額 =	$\frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$	
2 行使価額調整式の計算について	は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。	
3 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）とする。		
4 行使価額調整式で使用する新発行株式数は、新株予約権の場合、新株発行に代えて自己株式を移転する場合及び自己株式を処分する場合の当該自己株式数を含むものとする。		
5 行使価額調整式で使用する1株当たりの払込金額は、新株予約権の場合、新株予約権の払込金額と当該新株予約権の行使に際しての払込金額との合計額の1株当たりの額とする。		
(行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用の日)		
第2 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用の日は、次の各号に定めるところによる。		
一 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は移転する場合		
調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。		
二 株式の分割により普通株式を発行する場合		
イ 調整後行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。		
ただし、剰余金から資本金に組入れられることを条件としてその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨会社法所定の承認機関で決議する場合で、当該剰余金の資本金組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の行使価額は、当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。		
ロ 上記イただし書きの場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使をなした者に対しては、次の算出方法により、会社の普通株式を発行する。		
(調整前行使価額 - 調整後行使価額) × 期間内に発行された株式数		
株式数 =	$\frac{\text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$	
この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に前記の調整後行使価額を乗じて算出された金額を現金をもって支払う。		
三 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって普通株式の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下この号において同じ。）を発行する場合		
調整後の行使価額はその新株予約権の割当日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全部が行使なされたものとみなし、その割当日の翌日又は株主割当日の翌日以降これを適用する。		
(その他の行使価額の調整)		
第3 第2の各号に掲げる事由のほか次の各号に該当する場合は、行使価額の調整を行いうものとし、会社は関連事項決定後直ちに本新株予約権者に対してその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要事項を届け出なければならない。		

一 合併、会社分割、資本金の減少、又は株式併合のために、行使価額の調整を必要とするとき。

二 前号のほか会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

三 第2の第三号に定める新株予約権を行使することができる期間が終了したとき。ただし、その新株予約権の全部が行使された場合を除く。

令和5年8月30日変更 令和5年9月11日登記
1株につき、金75万5696円（以下「行使価額」という。）
(行使価額の調整)

第1 第2の各号に掲げる事由により、行使価額の調整の必要が生じる場合は、行使価額を次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって調整する。

既発行 調整前 新発行 1株当たり
調整後 株式数×行使価額 + 株式数×払込金額
行使価額 =

既発行株式数 + 新発行株式数

2 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

3 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）とする。

4 行使価額調整式で使用する新発行株式数は、新株予約権の場合、新株発行に代えて自己株式を移転する場合及び自己株式を処分する場合の当該自己株式数を含むものとする。

5 行使価額調整式で使用する1株当たりの払込金額は、新株予約権の場合、新株予約権の払込金額と当該新株予約権の行使に際しての払込金額との合計額の1株当たりの額とする。

(行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用の日)

第2 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用の日は、次の各号に定めるところによる。

一 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は移転する場合

調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

二 株式の分割により普通株式を発行する場合

イ 調整後行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。

ただし、剰余金から資本金に組入れられることを条件としてその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨会社法所定の承認機関で決議する場合で、当該剰余金の資本金組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の行使価額は、当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

ロ 上記イただし書きの場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使をなした者に対しては、次の算出方法により、会社の普通株式を発行する。

(調整前行使価額
- 調整後行使価額) × 期間内に発行された株式数
株式数 =

調整後行使価額

この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に前記の調整後行使価

額を乗じて算出された金額を現金をもって支払う。

三 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって普通株式の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下この号において同じ。）を発行する場合

調整後の行使価額はその新株予約権の割当日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全部が行使なされたものとみなし、その割当日の翌日又は株主割当日の翌日以降これを適用する。

（その他の行使価額の調整）

第3 第2の各号に掲げる事由のほか次の各号に該当する場合は、行使価額の調整を適切に行うものとし、会社は関連事項決定後直ちに本新株予約権者に対してその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要事項を届け出なければならない。

一 合併、会社分割、資本金の減少、又は株式併合のために、行使価額の調整を必要とするとき。

二 前号のほか会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

三 第2の第三号に定める新株予約権を行使することができる期間が終了したとき。ただし、その新株予約権の全部が行使された場合を除く。

令和5年8月31日変更 令和5年9月13日登記
1株につき、金3023円（以下「行使価額」という。）

（行使価額の調整）

第1 第2の各号に掲げる事由により、行使価額の調整の必要が生じる場合は、行使価額を次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって調整する。

既発行	調整前	新発行	1株当たり
調整後	株式数×行使価額	+	株式数×払込金額
行使価額	=	$\frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$	

2 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

3 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）とする。

4 行使価額調整式で使用する新発行株式数は、新株予約権の場合、新株発行に代えて自己株式を移転する場合及び自己株式を処分する場合の当該自己株式数を含むものとする。

5 行使価額調整式で使用する1株当たりの払込金額は、新株予約権の場合、新株予約権の払込金額と当該新株予約権の行使に際しての払込金額との合計額の1株当たりの額とする。

（行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用の日）

第2 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用の日は、次の各号に定めるところによる。

一 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は移転する場合

調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

二 株式の分割により普通株式を発行する場合

イ 調整後行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。

ただし、剰余金から資本金に組入れられることを条件としてその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨会社法所定の承認機関で決議する場

合で、当該剰余金の資本金組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の行使価額は、当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

□ 上記イただし書きの場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使をなした者に対しては、次の算出方法により、会社の普通株式を発行する。

$$\frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額})}{\text{株式数}} \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に前記の調整後行使価額を乗じて算出された金額を現金をもって支払う。

三 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって普通株式の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下この号において同じ。）を発行する場合

調整後の行使価額はその新株予約権の割当日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全部が行使なされたものとみなし、その割当日の翌日又は株主割当日の翌日以降これを適用する。

（その他の行使価額の調整）

第3 第2の各号に掲げる事由のほか次の各号に該当する場合は、行使価額の調整を行なうものとし、会社は関連事項決定後直ちに本新株予約権者に対してその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要事項を届け出なければならない。

一 合併、会社分割、資本金の減少、又は株式併合のために、行使価額の調整を必要とするとき。

二 前号のほか会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

三 第2の第三号に定める新株予約権を行使することができる期間が終了したとき。ただし、その新株予約権の全部が行使された場合を除く。

令和5年9月3日変更 令和5年9月13日登記
1株につき、金2585円（以下「行使価額」という。）

（行使価額の調整）

第1 第2の各号に掲げる事由により、行使価額の調整の必要が生じる場合は、行使価額を次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもつて調整する。

$$\text{行使価額} = \frac{\text{既発行 調整前 株式数} \times \text{行使価額} + \text{新発行 1株当たり 株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

2 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

3 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）とする。

4 行使価額調整式で使用する新発行株式数は、新株予約権の場合、新株発行に代えて自己株式を移転する場合及び自己株式を処分する場合の当該自己株式数を含むものとする。

5 行使価額調整式で使用する1株当たりの払込金額は、新株予約権の場合、新株予約権の払込金額と当該新株予約権の行使に際しての払込金額との合計額の1株当たりの額とする。

(行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用の日)

第2 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用の日は、次の各号に定めるところによる。

一 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は移転する場合

調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

二 株式の分割により普通株式を発行する場合

イ 調整後行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。

ただし、剰余金から資本金に組入れられることを条件としてその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨会社法所定の承認機関で決議する場合で、当該剰余金の資本金組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の行使価額は、当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

ロ 上記イただし書きの場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使をなした者に対しては、次の算出方法により、会社の普通株式を発行する。

(調整前行使価額 調整前行使価額により当該
-調整後行使価額) × 期間内に発行された株式数

株式数 =

調整後行使価額

この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に前記の調整後行使価額を乗じて算出された金額を現金をもって支払う。

三 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって普通株式の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下この号において同じ。）を発行する場合

調整後の行使価額はその新株予約権の割当日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全部が行使なされたものとみなし、その割当日の翌日又は株主割当日の翌日以降これを適用する。

(その他の行使価額の調整)

第3 第2の各号に掲げる事由のほか次の各号に該当する場合は、行使価額の調整を適切に行うものとし、会社は関連事項決定後直ちに本新株予約権者に対してその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要事項を届け出なければならない。

一 合併、会社分割、資本金の減少、又は株式併合のために、行使価額の調整を必要とするとき。

二 前号のほか会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

三 第2の第三号に定める新株予約権を行使することができる期間が終了したとき。ただし、その新株予約権の全部が行使された場合を除く。

令和5年12月16日変更 令和6年6月13日登記
1株につき、金2537円（以下「行使価額」という。）

(行使価額の調整)

第1 第2の各号に掲げる事由により、行使価額の調整の必要が生じる場合は、行使価額を次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって調整する。

既発行 調整前 新発行 1株当たり
調整後 株式数×行使価額 + 株式数×払込金額
行使価額 =

既発行株式数 + 新発行株式数
2 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
3 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）とする。
4 行使価額調整式で使用する新発行株式数は、新株予約権の場合、新株発行に代えて自己株式を移転する場合及び自己株式を処分する場合の当該自己株式数を含むものとする。
5 行使価額調整式で使用する1株当たりの払込金額は、新株予約権の場合、新株予約権の払込金額と当該新株予約権の行使に際しての払込金額との合計額の1株当たりの額とする。
(行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用の日)
第2 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用の日は、次の各号に定めるところによる。
一 行使価額調整式で使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は移転する場合
調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
二 株式の分割により普通株式を発行する場合
イ 調整後行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。
ただし、剰余金から資本金に組入れられることを条件としてその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨会社法所定の承認機関で決議する場合で、当該剰余金の資本金組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の行使価額は、当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。
ロ 上記イただし書きの場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使をなした者に対しては、次の算出方法により、会社の普通株式を発行する。
(調整前行使価額 - 調整後行使価額) × 期間内に発行された株式数
株式数 = 調整後行使価額
この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に前記の調整後行使価額を乗じて算出された金額を現金をもって支払う。
三 行使価額調整式で使用する調整前行使価額を下回る価額をもって普通株式の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下この号において同じ。）を発行する場合
調整後の行使価額はその新株予約権の割当日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全部が行使なされたものとみなし、その割当日の翌日又は株主割当日の翌日以降これを適用する。
(その他の行使価額の調整)
第3 第2の各号に掲げる事由のほか次の各号に該当する場合は、行使価額の調整を行いうものとし、会社は関連事項決定後直ちに本新株予約権者に対してその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要事項を届け出なければならない。
一 合併、会社分割、資本金の減少、又は株式併合のために、行使価額の調整を必要とするとき。
二 前号のほか会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）の変更又は変更

	<p>の可能性を生じる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。 三 第2の第三号に定める新株予約権を行使することができる期間が終了したとき。ただし、その新株予約権の全部が行使された場合を除く。</p> <p>令和6年1月18日変更 令和6年6月13日登記 新株予約権を行使することができる期間 令和5年3月16日から令和10年2月29日まで (期間の最終日が会社の休日に当たる場合は、その前営業日が最終日となる。)</p> <p>令和5年3月16日発行 ----- 令和5年3月24日登記</p> <p>令和6年6月28日新株予約権全部放棄 令和6年7月12日登記</p> <p>第12回新株予約権 新株予約権の数 146個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 当社の普通株式146株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。 本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。 (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率 (2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。 当社の普通株式3万6500株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。 本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は250株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。 (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行</p>
--	---

済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当を行なう場合、合併する場合、株式交換を行なう場合、株式交付を行なう場合、会社分割を行なう場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

令和5年9月2日変更 令和5年9月13日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償で発行する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1株につき金45万円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」の第(1)号の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割・併合の比率

(2) 当社が、(i) 時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当を含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、株式交付及び会社分割に伴うものを除く。）、又は(ii) 時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行又は処分（無償割当による場合を含む。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するため当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当のための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は

処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

新発行株式数×1株あたり払込金額

既発行株式数 +

調整後 調整前

時価

行使価額 = 行使価額 ×

既発行株式数 + 新発行株式数

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

①「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数（当社が保有するものを除く。）及び発行済の潜在株式等（当社が保有するものを除く。）の目的たる普通株式数を合計した数を意味するものとする（但し、当該調整事由による普通株式又は潜在株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式の目的たる普通株式の数は算入しない。）。

②当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

③当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

（3）本項第（2）号の（ii）に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

（4）当社が合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

（5）当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項第（2）号に基づく調整は行われないものとする。

1株につき金1800円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

（1）当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」の第（1）号の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{分割・併合の比率}$

（2）当社が、（i）時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、株式交付及び会社分割に伴うものを除く。）、又は（ii）時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行又は処分（無償割当てによる場合を含む。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に

従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、

「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} \\ \text{既発行株式数} + \frac{\text{時価}}{\text{調整後} \quad \text{調整前}} \\ \text{行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}{\text{既発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

①「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数（当社が保有するものを除く。）及び発行済の潜在株式等（当社が保有するものを除く。）の目的たる普通株式数を合計した数を意味するものとする（但し、当該調整事由による普通株式又は潜在株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式の目的たる普通株式の数は算入しない。）。

②当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

③当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

（3）本項第（2）号の（ii）に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

（4）当社が合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

（5）当社が株主割当又は株式無償割当以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項第（2）号に基づく調整は行われないものとする。

令和5年9月2日変更 令和5年9月13日登記
新株予約権を行使することができる期間

令和5年8月30日から10年間。

但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

(1) 行使条件

①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」の各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

②権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）がなされるまでの期間、及び株式公開から6ヶ月が経過する日までの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

③本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(2) 相続

①権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は、未行使の本新株予約権を相続するものとする。但し、相続は1回に限るものとし、権利者の相続人中、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）が死亡した場合には、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

②本第（2）号を除く適用に関しては、権利承継者を権利者とみなす。但し、権利承継者には「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」の第（5）号の規定は適用されないものとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議（取締役会設置会社でなくなった場合においては株主総会の決議）により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議（取締役会設置会社でなくなった場合においては株主総会の決議）により取得する本新株予約権を決定するものとする。

(1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（取締役会設置会社でなくなった場合においては会社法348条に定める業務の決定の方法に基づく決定））が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合（株式交付による場合を除く。）には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 当社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡について法令上若しくは当社の定款上必要な当社の承認が行われた場合、又はかかる株式交付の効力発生日が到来した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(4) 当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(5) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

	<p>①当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役 ②当社又は子会社の使用人 ③顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者 (6) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。 ①権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合 ②権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。 ③権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合 ④権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合 ⑤権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合 ⑥権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合 ⑦権利者につき解散の決議が行われた場合 ⑧権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合 (7) 権利者が当社又は子会社の取締役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。 ①権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合 ②権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合 (8) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。</p>
	令和 5年 8月30日発行
	令和 5年 9月13日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社 令和 3年12月27日設定 令和 4年 1月11日登記

岩手県花巻市大通一丁目1番43-2花巻駅構内
株式会社雨風太陽

会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社 令和5年8月30日設定 令和5年9月13日登記
登記記録に関する事項	設立 平成27年2月10日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(盛岡地方法務局管轄)

令和6年10月3日

東京法務局渋谷出張所

登記官

松 島

晋



第9回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年3月28日 (木曜日)
午後3時00分 (受付開始 午後2時30分)

開催場所

岩手県花巻市湯本1-125
花巻温泉 ホテル千秋閣1F
グレイトホール瑞雲

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項

第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件

雨風太陽

株式会社雨風太陽

証券コード：5616

株主各位

証券コード 5616
2024年3月13日
(電子提供措置の開始日 2024年3月6日)

岩手県花巻市大通一丁目1番43-2
花巻駅構内
株式会社雨風太陽
代表取締役 高橋博之

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今般当会社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第9回定時株主総会招集ご通知」及び「第9回定時株主総会その他の電子提供措置事項(交付書面省略事項)」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://ame-kaze-taiyo.jp/ir/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2024年3月27日(水曜日)午後7時までに議決権行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

I. 日 時 2024年3月28日（木曜日）午後3時00分（受付開始 午後2時30分）

II. 場 所 花巻温泉 ホテル千秋閣1F グレイトホール瑞雲

（岩手県花巻市湯本1-125）

（当社の本店所在地であります花巻市にて開催させていただきます。）

III. 目的事項

報告事項 第9期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容の報告の件

決議事項

第1号議案 取締役8名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を記載しております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使方法についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

事前の議決権行使をいただく場合

書面による議決権行使

行使期限

2024年3月27日（水曜日）
午後7時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2024年3月27日（水曜日）
午後7時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

インターネットによるご行使

行使期限

2024年3月27日（水曜日）
午後7時行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、
議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

当日ご出席いただく場合

株主総会へ出席



株主総会開催日時

2024年3月28日（木曜日）午後3時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申しあげます。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネット（「スマート行使」を含む。）等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

■ 議決権行使について

 0120-652-031

(9:00~21:00)

■ その他のご照会

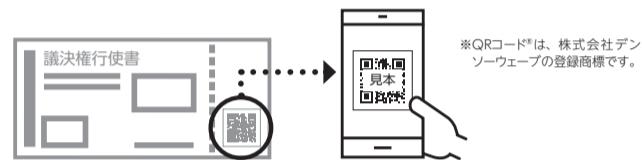
 0120-782-031

(平日9:00~17:00)

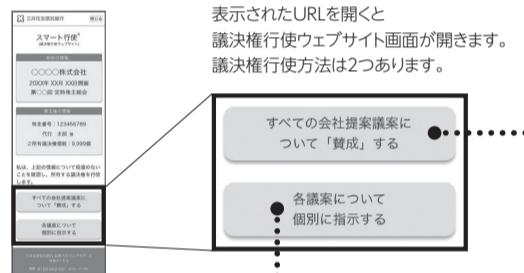
「スマート行使」によるご行使

① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

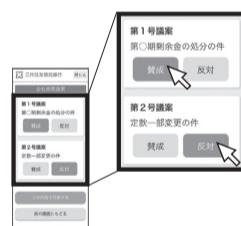
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード[®]」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



② 議決権行使ウェブサイトを開く

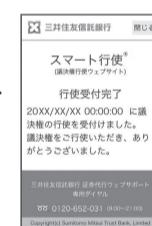


③ 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④ 全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード[®]を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能ですが）。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主さまのご負担となります。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによるご行使

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

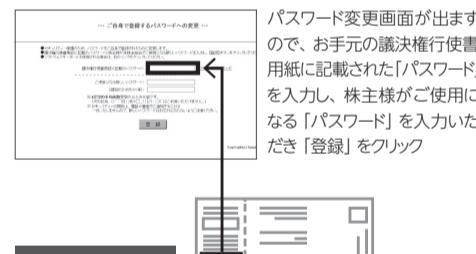
<https://www.web54.net>



② ログインする



③ パスワードを入力する



以降は画面の案内に従って賛否をご登録ください。

＜株主様向けライブ配信のご案内＞

本株主総会につきましては、株主の皆様がご自宅等でご覧いただけるよう、インターネットによるライブ配信を実施いたします。ライブ配信をご利用いただく場合には、以下のご案内をご確認くださいますようお願い申し上げます。

1. ライブ配信日時

2024年3月28日（木曜日）午後3時から本株主総会終了時まで
(同日午後2時30分頃よりアクセス可能です。)

2. 当日の視聴方法

接続先：<https://web.sharely.app/login/amekazetaiyo>



＜必要事項＞株主番号、郵便番号、保有株式数

- ① 上記のURLをご入力いただくか、右図の二次元コードを読み込み、ライブ配信ページにアクセスしてください。
- ② 同封の議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」、「郵便番号」及び「保有株式数」を画面表示に従ってご入力の上、ログインしてください（画面により議決権行使される場合には、議決権行使書用紙ご返送の前に「株主番号」、「郵便番号」及び「保有株式数」を必ずお手許にお控えください。）。

【ライブ配信の視聴方法、視聴不具合等に関するお問い合わせ窓口（Sharely）】

Sharely株式会社

電話番号：03-6416-5287

受付日時：2024年3月28日（木曜日）午後2時から株主総会終了時まで

3. ご留意事項

- ◎ ライブ配信ではご質問、議決権行使等を承ることはできません。議決権につきましては、インターネット又は書面により事前にご行使いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日は安定した配信に努めてまいりますが、通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断等の通信障害並びに配信のタイムラグ等が発生する場合がございます。これら通信障害により株主様が被った不利益について、一切の責任を負いかねますのでご了承ください。
- ◎ ライブ配信当日、株主様の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてはサポートいたしかねますので、予めご了承ください。
- ◎ ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
- ◎ 映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じさせていただきます。
- ◎ 当日は、ご出席の株主様のプライバシー保護に十分配慮し、議長及び当社役職員を中心にライブ配信させていただきますが、やむを得ずご出席の株主様が映り込む場合がございます。予めご了承くださいますようお願い申しあげます。
- ◎ その他ご不明点に関しましては、下記FAQサイトをご確認ください。
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	高橋 博之 (1974年7月31日生)	2006年3月 岩手県議会議員 2013年5月 NPO法人東北開墾 代表理事(現任) 2014年4月 一般社団法人日本食べる通信リーグ 代表理事 2015年2月 当社設立代表取締役(現任)	218,250株
【取締役候補者とした理由】			
	高橋博之氏は、NPO法人東北開墾を経て2015年2月の当社設立以来、代表取締役として当社の経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。当社創業者としての強い理念とリーダーシップは当社の更なる成長に今後も必要と考え、引き続き取締役候補者といたしました。		
2	大塚 泰造 (1977年3月27日生)	2000年3月 株式会社ムーサ・ドットコム 代表取締役 2005年12月 スポーツ・イノベーション株式会社 代表取締役 2006年10月 沖縄バスケットボール株式会社 代表取締役 2008年7月 株式会社フラッグ取締役(現任) 2011年3月 ドリーム・アーキテクツ株式会社 代表取締役(現任) 2013年5月 NPO法人東北開墾理事(現任) 2014年4月 一般社団法人日本食べる通信リーグ 理事 2014年12月 KAKAXI,Inc CEO 2015年2月 当社 取締役 2019年4月 株式会社KAKAXI 代表取締役 2021年4月 株式会社マイシェルパ 取締役就任(現任) 2021年7月 当社 取締役社長室(現人流創出部門)部門長 (現任)	141,750株
【取締役候補者とした理由】			
	大塚泰造氏は、高橋氏とともに、NPO法人東北開墾を経て2015年2月の当社設立時点で取締役に就任し、社長室及び人流創出部門の担当役員として成長を牽引してまいりました。今後も同氏の豊富な経験と高い見識は、当社の更なる成長と企業価値の向上に貢献に必要であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	岡本敏男 (1982年6月18日生)	<p>2004年3月 株式会社ブレイブシップ 代表取締役社長</p> <p>2008年10月 株式会社HILS 入社</p> <p>2012年10月 エムスリーキャリア株式会社 入社</p> <p>2013年10月 株式会社ウィル・シード 入社</p> <p>2019年4月 NPO法人東北開墾 入職</p> <p>2020年4月 当社 入社</p> <p>2021年4月 当社 取締役事業開発部門(現法人営業部門) 部門長(現任)</p>	—
【取締役候補者とした理由】			
岡本敏男氏は、NPO法人東北開墾を経て2020年4月に当社入社、2021年4月の取締役就任以来、法人営業部門の担当役員として成長を牽引してまいりました。今後も同氏の豊富な経験と高い見識は当社の更なる成長と企業価値の向上に必要であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			
4	権藤裕樹 (1994年10月27日生)	<p>2017年4月 総務省 入省</p> <p>2021年7月 当社 取締役C2C事業部門(現C2Cコマース部門) 部門長(現任)</p>	—
【取締役候補者とした理由】			
権藤裕樹氏は、2021年7月の取締役就任以来、C2Cコマース部門の担当役員として成長を牽引してまいりました。今後も同氏の豊富な経験と高い見識は当社の更なる成長と企業価値の向上に必要であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			
5	相澤まどか (1979年4月21日生)	<p>2003年10月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 入所</p> <p>2011年11月 株式会社ファーストリテイリング 入社</p> <p>2016年9月 株式会社ソニーモバイルコミュニケーションズ(現 ソニーグループ株式会社) 入社</p> <p>2022年5月 当社 入社</p> <p>2022年8月 当社 取締役経営企画部門(現コーポレート部門) 部門長(現任)</p>	—
【取締役候補者とした理由】			
相澤まどか氏は、2022年8月の取締役就任以来、専門知識と豊富な経験を活かし、コーポレート部門の担当役員として当社における重要な役割を担い、当社の成長に貢献してまいりました。今後も同氏の豊富な経験と高い見識は当社の更なる成長と企業価値の向上に必要であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所持する 当社の株式数
6	永田 晓彦 (1982年12月6日生)	<p>2007年4月 株式会社インスパイア 入社</p> <p>2010年4月 株式会社ユーブレナ 取締役</p> <p>2013年10月 株式会社ユーブレナインベストメント(現 株式会社Eu&L) 取締役</p> <p>2014年12月 合同会社ユーブレナSMBC日興リバネスキャピタル (現 合同会社リアルテックジャパン)代表業務執行 役</p> <p>2014年12月 株式会社ユーブレナインベストメント(現 株式会社Eu&L)代表取締役社長</p> <p>2015年2月 当社 取締役(現任)</p> <p>2017年12月 株式会社インティメート・マージャー 取締 役(現任)</p> <p>2018年6月 オリエンタルエアブリッジ株式会社 取締役 (現任)</p> <p>2019年4月 青森大学 客員准教授(現在)</p> <p>2021年1月 株式会社Q-Partners 取締役</p> <p>2021年2月 キューサイ株式会社 取締役</p> <p>2021年10月 株式会社ユーブレナ 取締役代表執行役員 CEO</p> <p>2022年7月 株式会社はこ 取締役</p> <p>2023年1月 大脇肥糧株式会社 取締役</p> <p>2023年3月 株式会社Eu&L 代表取締役(現任)</p> <p>2023年4月 リアルテックホールディングス株式会社 代 表取締役(現任)</p> <p>2023年7月 株式会社ヘラルボニー 経営顧問(現任)</p> <p>2024年1月 株式会社ユーブレナ 取締役(現任)</p>	51,000株

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

永田晓彦氏は、上場企業の代表取締役としての経験を有し、また、複数の企業の社外取締役にも就任しております、経営に関する豊富な知識と経験をもとに当社の事業運営に適切な監督・助言をいた
だいております。当社の経営体制の更なる強化と企業価値の向上に必要であると判断し、引き続き
社外取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所持する当社の株式数
7	清水 俊樹 (1983年4月14日生)	<p>2007年4月 株式会社インスパイア 入社 2016年4月 学校法人東京富士大学 客員教授就任(現任) 2017年4月 PT SHICHIYO MERGONOTO MAKMUR 取締役 2017年8月 当社 取締役就任(現任) 2018年5月 Mynews Kineya Sdn. Bhd. 取締役(現任) 2018年6月 GK Asia Sdn. Bhd. 取締役(現任) 2019年3月 株式会社インスパイアPNB/パートナーズ 取締役(現任) 2019年6月 株式会社インスパイア 取締役(現任) 2019年8月 希七祥(上海)食品機械有限公司 董事(現任) 2021年6月 株式会社インスパイア・インベストメント 取締役(現任)</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 清水俊樹氏は、多くの会社の取締役を務めており、経営に関する豊富な知識と経験をもとに当社の事業運営に適切な監督・助言をいただいております。当社の経営体制の更なる強化と企業価値の向上に必要であると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>	—
8	小橋 正次郎 (1982年4月28日生)	<p>2007年4月 株式会社テレウェイヴリンクス(現 株式会社アイフラッグ) 入社 2008年5月 小橋工業株式会社 入社 2008年7月 小橋金属株式会社 取締役 2008年7月 コバシ倉庫株式会社 取締役 2008年8月 小橋工業株式会社 取締役 2009年8月 小橋金属株式会社 取締役社長(現任) 2012年7月 コバシ倉庫株式会社 代表取締役社長(現任) 2015年7月 小橋工業株式会社 代表取締役専務 2016年10月 小橋工業株式会社 代表取締役社長(現任) 2017年7月 KOBASHI HOLDINGS株式会社 代表取締役社長(現任) 2017年8月 当社 取締役(現任) 2020年2月 KOBASHI ROBOTICS株式会社 代表取締役社長(現任)</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 小橋正次郎氏は、企業経営者としての豊富な知識と経験を有しており、それをもとに当社の事業運営に適切な監督・助言をいただいております。当社の経営体制の更なる強化と企業価値の向上に必要であると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>	293,550株 (注9)

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 永田暁彦氏、清水俊樹氏及び小橋正次郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. 永田暁彦氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって9年1ヶ月です。
4. 清水俊樹氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって6年7ヶ月です。
5. 小橋正次郎氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって6年7ヶ月です。
6. 当社は、取締役候補者永田暁彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しております。
7. 当社は、永田暁彦氏、清水俊樹氏及び小橋正次郎氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合当該契約は継続されます。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。被保険者の範囲は、当社の取締役および監査役であり、当該保険契約の内容は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。なお、保険料は全額当社が負担しております。
9. 所有する当社の株式数には、小橋正次郎氏が実質的に支配している小橋工業株式会社及びKOBASHI HOLDINGS株式会社が保有する株式数も含んでおります。

第2号議案

監査役1名選任の件

監査役 大貫美穂氏は、本総会終結の時をもって監査役を辞任されます。つきましては、改めて監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所持する 当社の株式数
のじりるる 野尻瑠璃 (1984年9月22日生)	2008年12月 有限責任あづさ監査法人 入所 2016年10月 株式会社三菱UFJ銀行 入社 2016年11月 野尻瑠璃公認会計士事務所 所長(現任) 2023年2月 株式会社P・マインド 常勤監査役(2024年3月29日 退任予定)	—

【社外監査役候補者とした理由】

公認会計士として財務会計・監査に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、他の企業の社外監査役の経験をもって企業経営の知見を深めておられます。かかる知識・経験に基づいた当社経営に対する監督及び意見を期待し、新任社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、社外監査役候補者であります。
3. 候補者が監査役に選任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額としております。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。被保険者の範囲は、当社の取締役および監査役であり、当該保険契約の内容は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。候補者が監査役に選任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。なお、保険料は全額当社が負担しております。
5. 当社は、候補者を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する旨を、同取引所に届け出ております。

以上

事業報告

自 2023年1月1日
至 2023年12月31日

I 株式会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当事業年度は、個人向け食品関連サービスが安定して成長したほか、企業・自治体向けサービスが大幅に成長し、売上高は956,517千円となりました。また、当社は2023年12月18日に東京証券取引所グロース市場に新規上場し、日本で初めてNPOとして創業した企業が上場を実現するインパクトIPOとなりました。

個人向け食品関連サービスは、新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限が全面的に解除され外食の利用が進むなどの外部環境変化があったものの、CtoCプラットフォーム「ポケットマルシェ」を利用する生産者は約8,100人、利用するユーザー数は73万人を突破しました。また、「ポケマルふるさと納税」は、都道府県として初めて11月に岩手県庁が参画し、県内全域の生産者がふるさと納税の対象となることで対象商品数が増加しました。さらには、当事業年度においては、全国各地の生産者ネットワークを活かし、サブスクリプション型サービス、詰め合わせ商品を販売するなど商品開発を大幅に拡大しました。

企業・自治体向けサービスでは、大分県と連携したインバウンド向け旅行ツアー造成、福島県と連携した移住定住支援、熊本市と連携した小売や百貨店催事等のリアルな場での販売促進支援など、従来メインであった、CtoCプラットフォーム「ポケットマルシェ」を基盤とした一次産品の販売促進に係るサービスに加えて、移住や観光分野の新領域でのサービスが増加しています。その結果として、当事業年度は、40自治体との連携を行い、前事業年度より9自治体増加しました。

個人向け旅行関連サービスの「ポケマルおやこ地方留学」は、夏季は北海道・岩手・京都・和歌山・福岡の5箇所でプログラムを催行し、昨年の1拠点開催より4拠点増加しました。冬季も2拠点での開催を実行するなど、年間では112家族、314名が参加し、昨年に比較し大きく拡大を果たしました。実施後のアンケートで参加者の9割が再訪意向を示し、実際に冬季は全参加家族のうち7割がリピーターという結果となり、親子ワーケーションプログラムには高いニーズがある状況です。

この結果、当事業年度の業績は、売上高956,517千円(前年同期比50.4%増)、営業損失229,514千円(前年同期は475,991千円の営業損失)、経常損失181,658千円(前年同期は321,313千円の経常損失)、当期純損失182,523千円(前年同期は322,178千円の当期純損失)となりました。

なお、当社は、関係人口創出セグメントの単一セグメントで事業運営を行っているためセグメント別の記載を省略しておりますが、個人向け食品関連サービス、企業・自治体向けサービス、個人向け旅行関連サービスの3種類のサービスに分類することができ、当事業年度の売上は、個人向け食品関連サービス637,696千円、企業・自治体向けサービス288,636千円、個人向け旅行関連サービス30,184千円となっております。

また、当社が主要な経営指標と置いているインパクト指標については、サービス開始より、①顔の見える流通総額は累計で約86億3,172万円、②コミュニケーション数は累計で939万1,267件、③都市住民が生産現場で過ごした延べ日数は累計で2,989日となっております。

2. 設備投資等の状況

該当事項はありません。

3. 資金調達の状況

2023年12月18日をもって東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資により、総額428百万円の資金調達を行いました。

2023年4月3日に長期借入金200百万円の資金調達を行いました。

4. 対処すべき課題

(1) ポケットマルシェの拡大

「ポケットマルシェ」が売上の面において中心となるサービスであるとともに、登録している生産者と消費者が他のサービスの基盤となっていることから、当サービスが当社において重要な位置付けとなります。そのため、当サービスの認知度を向上させ、新規消費者を引き続き獲得することが必要であり、SEOや広告を始めとしたマーケティング施策により継続して拡大を進めてまいります。また、生産者や消費者の利用するプロダクトのユーザビリティ向上にも引き続き努めてまいります。

(2) サービス展開の加速

当社は、「ポケットマルシェ」を軸として事業展開を行ってまいりました。改善傾向はあるものの、当サービスの比率が高い状態が継続しております（個人向け食品関連サービスの売上高比率は2022年12月期83.2%、2023年12月期66.7%）。中長期に亘って成長するために、「ポケットマルシェ」に続く柱を確立していくことが重要であると考えております。

(3) 優秀な人材の採用と育成

今後の事業拡大及び収益基盤の拡充にあたり、優秀な人材の確保及びその定着を図ることは引き続き重要であると考えております。

当社のミッションや事業内容に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を進めるとともに、社内の環境整備や仕組みの構築を進めてまいります。

(4) 経営管理と内部管理体制の強化

当社の更なる成長のためには、事業拡大に応じた内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。今後もより一層のコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

(5) 財務上の課題

当社は過年度において継続的な事業成長を図るため、サービスに関する開発や体制強化に伴う人員増強への投資を行った結果として、当事業年度まで営業赤字かつ営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスが継続しております。CtoCプラットフォーム「ポケットマルシェ」は、プラットフォーム型のビジネスであることから、売上高に占める費用の割合の遞減とともに、売上高の成長を通じて当期純利益の黒字化を図っていくことが重要な課題と認識しております。

5. 財産及び損益の状況の推移

区分	2020年度 第6期	2021年度 第7期	2022年度 第8期	2023年度 第9期 (当事業年度)
売上高 (千円)	279,198	445,311	635,988	956,517
経常損失 (△) (千円)	△434,121	△564,844	△321,313	△181,658
当期純損失 (△) (千円)	△457,914	△568,220	△322,178	△182,523
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△380.57	△363.14	△204.79	△103.14
総資産 (千円)	1,105,685	606,443	683,547	1,290,715
純資産 (千円)	726,973	163,753	133,039	449,828
1株当たり純資産額 (円)	469.20	103.58	79.24	191.17

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額は銭未満を四捨五入して表示しております。
2. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づいて算出しております。
4. 当社は2023年9月2日付で普通株式1株につき250株の株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

6. 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

事業区分	事業内容
関係人口創出事業	CtoCプラットフォーム「ポケマーチ」の運営、自治体・企業との協業案件の実施、ポケマルおやこ地方留学の実施

7. 主要な営業所 (2023年12月31日現在)

名称	所在地
本店	岩手県花巻市大通一丁目1番43-2 花巻駅構内
東京オフィス	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-26-5 金子ビル3F

8. 従業員の状況 (2023年12月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減数
39名	2名

(注) 従業員数には、派遣社員、パートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。

9. 主要な借入先 (2023年12月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社日本政策金融公庫	200,000千円
株式会社三井住友銀行	100,000千円
株式会社商工組合中央金庫	50,000千円

10. 企業の現況に関するその他の重要な事項

株式会社東京証券取引所にご承認いただき、2023年12月18日付で、当社株式は東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。

II 会社の株式に関する事項（2023年12月31日現在）

1. 発行可能株式総数

(注) 2023年8月30日開催の臨時株主総会決議により、2023年8月30日付で定款の変更を行い、発行可能株式総数が19,492株減少し、30,508株となっております。また、2023年8月16日開催の取締役会決議により、2023年9月2日付で普通株式1株につき250株の割合で株式分割を行っており、またこれに伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は7,596,492株増加し、7,627,000株となっております。

2. 発行済株式の総数

(注) 1. 2023年8月16日開催の取締役会決議により、2023年9月2日付で普通株式1株につき250株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は1,899,123株増加し、1,906,750株となっております。

2. 2023年8月30日開催の臨時株主総会決議に基づき、2023年9月2日付で定款の一部変更が行われ、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

3. 当期中の発行済株式数の増減は以下のとおりです。

2023年8月29日	第三者割当増資に伴う新株発行による増加	57株
2023年8月30日	新株予約権の行使に伴う新株発行による増加	900株
2023年9月2日	株式分割による増加	1,899,123株
2023年12月15日	公募増資に伴う新株発行による増加	446,300株

3. 当事業年度末の株主数

： 1,671名

4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
PNB-INSPIRE Ethical Fund 1 投資事業有限責任組合	316,750株	13.46%
小橋工業株式会社	244,500株	10.39%
株式会社丸井グループ	166,750株	7.09%
高橋 博之	155,750株	6.62%
大塚 泰造	141,750株	6.02%
本間 勇輝	75,250株	3.20%
株式会社ユーブレナ	75,000株	3.19%
永田 真彦	51,000株	2.17%
株式会社SBI証券	50,000株	2.12%
アグリビジネス投資育成株式会社(農林中央金庫信託口)	49,250株	2.09%

III 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第2回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日		2018年5月28日	2020年7月10日
新株予約権の数		40個	10個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 10,000株 (新株予約権1個につき250株)(注)1	普通株式 2,500株 (新株予約権1個につき250株)(注)1
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込は要しない	新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		200,000円(1株当たり800円)(注)1	450,000円(1株当たり1,800円)(注)1
権利行使期間		2020年5月29日～2028年5月28日	2022年7月11日～2030年7月10日
行使の条件		(注)2、3	(注)2、3
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数
	社外取締役	10個 2,500株 1名	10個 2,500株 1名
		第8回新株予約権	
発行決議日		2021年9月27日	
新株予約権の数		200個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 50,000株 (新株予約権1個につき250株)(注)1	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込は要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		450,000円(1株当たり1,800円)(注)1	
権利行使期間		2023年9月28日～2031年9月27日	
行使の条件		(注)2、3	
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数
	社外取締役	190個 47,500株 4名	10個 2,500株 2名

(注) 1. 2023年9月2日付で実施した株式分割(普通株式1株につき250株に分割)に伴い、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されて

おります。

2. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について(注3)に定める取得事由が発生していないことを条件とし、(注3)に定める取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 権利者は、当社の株式のいざれかの金融商品取引所への上場(以下「株式公開」という。)がなされるまでの期間、及び株式公開から6か月が経過する日までの期間は、本新株予約権行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

3. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいざれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者(当社の株主を含む。)に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社の株主による株式等売渡請求(会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。)を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 権利者が下記のいざれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 当社又は当社の子会社(会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。)の取締役又は監査役
 - ② 当社又は子会社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (5) 次のいざれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が禁固以上の刑に処せられた場合
 - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
 - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

- ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
- ⑧ 権利者が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。)であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- ⑨ 権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- (6) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
- (7) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。この場合、会社法第273条第2項又は第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

		第9回新株予約権	第10回新株予約権
発行決議日		2022年11月16日	2023年2月21日
新株予約権の数		240個	30個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 600,000株 (新株予約権1個につき250株)(注)1	普通株式 7,500株 (新株予約権1個につき250株)(注)1
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込は要しない	新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		765,000円(1株当たり3,060円)(注)1	765,000円(1株当たり3,060円)(注)1
権利行使期間		2024年11月17日～2032年11月16日	2025年2月22日～2033年2月21日
行使の条件		(注)2、3	(注)2、3
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 240個 60,000株 5名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 30個 7,500株 1名
	社外取締役	—	—

- (注) 1. 2023年9月2日付で実施した株式分割(普通株式1株につき250株に分割)に伴い、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
2. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について(注3)に定める取得事由が発生していないことを条件とし、(注3)に定める取得事由が生じた本新株予約権の行使は認め

- られないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下「株式公開」という。)がなされるまでの期間、及び株式公開から6か月が経過する日までの期間は、本新株予約権行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
3. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。
- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者(当社の株主を含む。)に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合(株式交付による場合を除く。)には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡について法令上若しくは当社の定款上必要な当社の承認が行われた場合、又はかかる株式交付の効力発生日が到来した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 当社の株主による株式等売渡請求(会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。)を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (5) 権利者が下記のいずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 当社又は当社の子会社(会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。)の取締役又は監査役
- ② 当社又は子会社の使用人
- ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (6) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が禁固以上の刑に処せられた場合
- ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
- ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
- ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
- ⑧ 権利者が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同

じ。)であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

⑨ 権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合

(7) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合

② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

(8) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。この場合、会社法第273条第2項又は第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

第12回新株予約権	
発行決議日	2023年8月25日
新株予約権の数	129個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 32,250株 (新株予約権 1個につき250株)(注) 1
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	450,000円(1株当たり1,800円)(注) 1
権利行使期間	2025年8月26日～2033年8月25日
行使の条件	(注) 2、3
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く) 新株予約権の数 129個 目的となる株式数 32,250株 保有者数 3名 社外取締役 一

(注) 1. 2023年9月2日付で実施した株式分割(普通株式1株につき250株に分割)に伴い、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

2. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

(1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について(注3)に定める取得事由が発生していないことを条件とし、(注3)に定める取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(2) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下「株式公開」という。)がなされるまでの期間、及び株式公開から6か月が経過する日までの期間は、本新株予約権行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

3. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者(当社の株主を含む。)に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合(株式交付による場合を除く。)には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡について法令上若しくは当社の定款上必要な当社の承認が行われた場合、又はかかる株式交付の効力発生日が到来した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 当社の株主による株式等売渡請求(会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。)を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (5) 権利者が下記のいずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 当社又は当社の子会社(会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。)の取締役
 - ② 当社又は子会社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (6) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が禁固以上の刑に処せられた場合
 - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
 - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - ⑧ 権利者が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。)であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
 - ⑨ 権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- (7) 権利者が当社又は子会社の取締役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
- ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
- (8) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。この場合、会社法第273条第2項又は第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況

	第12回新株予約権
発行決議日	2023年8月25日
新株予約権の数	17個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 4,250株 (新株予約権1個につき250株)(注)1
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	450,000円(1株当たり1,800円)(注)1
権利行使期間	2025年8月26日～2033年8月25日
行使の条件	(注)2、3
従業員の交付状況	3名

(注) 1. 2023年9月2日付で実施した株式分割（普通株式1株につき250株に分割）に伴い、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

2. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について(注3)に定める取得事由が発生していないことを条件とし、(注3)に定める取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下「株式公開」という。)がなされるまでの期間、及び株式公開から6か月が経過する日までの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

3. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者(当社の株

主を含む。)に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合(株式交付による場合を除く。)には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

- (3) 当社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡について法令上若しくは当社の定款上必要な当社の承認が行われた場合、又はかかる株式交付の効力発生日が到来した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 当社の株主による株式等売渡請求(会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。)を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (5) 権利者が下記のいずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 当社又は当社の子会社(会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。)の取締役
 - ② 当社又は子会社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (6) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が禁固以上の刑に処せられた場合
 - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
 - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - ⑧ 権利者が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。)であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
 - ⑨ 権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- (7) 権利者が当社又は子会社の取締役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
- (8) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。この場合、会社法第273条第2項又は第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

	第11回新株予約権
発行決議日	2023年3月3日
新株予約権の数	30個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 7,500株(新株予約権 1個につき250株) (注)1
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	755,750円(1株当たり3,023円)(注)1、2、4
権利行使期間	2023年3月16日～2028年2月29日
行使の条件	(注)3
区分及び交付者数	外部協力者 1名

(注) 1. 2023年9月2日付で実施した株式分割(普通株式1株につき250株に分割)に伴い、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

2. 新株予約権の割当日後、行使価額の調整の必要が生じる場合は、次の算式により払込金額を調整し、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式}}$$

3. 本新株予約権は、当社が、株式会社日本政策金融公庫(以下、「公庫」)の制度融資である、新事業育成資金(新株予約権付融資)を利用するにあたり、融資実行と同時に公庫に対して、以下の条件に基づき発行したものです。

- (1) 原則として、当社が株式公開を行った後に、公庫は、本新株予約権を当社代表取締役である高橋博之(以下、「高橋」)又は同人が公庫に対して斡旋した者(当社を含む)に売却するものとする。この場合には、(6)①アに定められた基準日を起算日として14日以内に売却することとする。ただし、当社が、本新株予約権が上場審査に支障をきたすおそれがあることを示した場合には、公庫は、本新株予約権を株式公開前に売却することができるものとする。
- (2) 損益状況、財務状況、その他当社の経営状況からみて、当社株式の公開が可能であるにもかかわらず、当社が株式公開を申請しない場合には、(1)の定めに拘らず、公庫は、本新株予約権を高橋又は同人が公庫に斡旋した者に売却することができることとする。ただし、公庫は、本新株予約権の行使請求期限までに当社発行の株式の株式公開が確実であると判断した場合等においては、本新株予約権の売却を猶予することができる。
- (3) 当社が合併、株式分割、株式交換、株式移転又は事業の譲渡等を行うことにより、公庫に不利益が生じると認められる場合には、上記(1)の定めに拘らず、公庫は高橋と協議の上、本新株予約権を高橋又は同人が公庫に斡旋した者に売却することができるものとする。
- (4) 上記(1)、(2)、又は(3)の場合において、高橋又は同人が公庫に対して斡旋した者が、何らかの理

由で本新株予約権を買い取ることができない場合には、公庫は、高橋と協議の上公庫が選定した者に本新株予約権を売却することができるものとする。

(5) 本新株予約権の売買価格は原則として次のとおり算出する。

売買価格 = (株式の時価 - 行使価額) × 本新株予約権の行使により発行すべき株式数

ただし、株式の時価が行使価額を上回らない場合には、公庫は高橋と協議の上、売買価格を決めることができる。

(6) 株式は時価により評価することとし、原則として、次に定めるいずれかの金額を基準株価として、公庫及び高橋が合意した価格とする。ただし、上記(2)により本新株予約権の売却を猶予した場合においては、原則として公庫が当社発行の株式の株式公開が確実であったと判断した時点の株式の時価を下限とする。

① 上記(1)の事由により売買を行う場合

ア 株式公開後に売買を行う場合

(ア) 上場日以後1ヵ月間を経過した日(当該日が金融商品取引所の休業日である場合はその翌営業日)を基準日とし、当該基準日を含めて前1ヵ月間の金融商品取引所における終値の単純平均の価格(1円未満の端数は切捨て)

(イ) 上場日以後1ヵ月間を経過した日(当該日が金融商品取引所の休業日である場合はその翌営業日)を基準日とし、当該基準日の前営業日の金融商品取引所における終値の価格
ただし、金融商品取引所の規則等により本新株予約権の継続保有の確約を書面により提出している場合は、原則として、上場日以後6ヵ月間(当該日において本新株予約権を取得した日以後1年間を経過していない場合には、1年を経過する日)を経過した日(当該日が金融商品取引所の休業日である場合はその翌営業日)を基準日とし、当該基準日を含めて前1ヵ月間の金融商品取引所における終値の単純平均の価格(1円未満の端数は切捨て)

イ 株式公開前に売買を行う場合

(ア) 当社の金融商品取引所への上場に伴う募集株式発行に関する募集価格

(イ) 当社の金融商品取引所への上場に伴う売出株式に関する売出価格

4. 2023年8月29日付で権利行使価格を下回る価額を払込金額とした第三者割当増資を実施したことについて、権利行使価格を調整しております。

IV 株式会社の会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等 (2023年12月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
高橋 博之	代表取締役	NPO法人東北開墾代表理事
大塚 泰造	取締役 人流創出部門長	株式会社フラッグ取締役 ドリーム・アーキテクツ株式会社代表取締役 NPO法人東北開墾理事 株式会社マイシェルパ取締役
岡本 敏男	取締役 法人営業部門長	—
権藤 裕樹	取締役 C2Cコマース部門長	—
相澤 まどか	取締役 コーポレート部門長	—
永田 晓彦	社外取締役	株式会社インティメート・マージャー取締役 オリエンタルエアブリッジ株式会社取締役 株式会社Q-Partners取締役 キューサイ株式会社取締役 株式会社ユーブレナ取締役代表執行役員CEO 株式会社はこ取締役 大脇肥糧株式会社取締役 株式会社Eu&L代表取締役 リアルテックホールディングス株式会社代表取締役
清水 俊樹	社外取締役	Mynews Kineya Sdn. Bhd.取締役 GK Asia Sdn. Bhd.取締役 株式会社インスパイアPNBパートナーズ取締役 株式会社インスパイア取締役 希七祥(上海)食品机械有限公司董事 株式会社インスパイア・インベストメント取締役
小橋 正次郎	社外取締役	小橋金属株式会社取締役社長 コバシ倉庫株式会社代表取締役社長 小橋工業株式会社代表取締役社長 KOBASHI HOLDINGS株式会社代表取締役社長 KOBASHI ROBOTICS株式会社代表取締役社長
大貫 美穂	社外監査役 (常勤)	大貫美穂会計事務所所長
大久保 和樹	社外監査役 (非常勤)	NEXAGE法律事務所パートナー弁護士
吉田 正通	社外監査役 (非常勤)	株式会社Warranty technology代表取締役CEO 株式会社ホリプロ・グループ・ホールディングス取締役

(注) 1. 取締役永田暁彦氏、清水俊樹氏及び小橋正次郎氏は、社外取締役であります。

2. 監査役大貫美穂氏、大久保和樹氏及び吉田正通氏は、社外監査役であります。

3. 当社は、取締役永田暁彦氏、監査役大貫美穂氏、大久保和樹氏及び吉田正通氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
4. 監査役大貫美穂氏は、公認会計士・税理士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役大久保和樹氏は、弁護士の資格を有しております、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役永田暁彦氏は2023年12月31日をもって株式会社ユーグレナの代表執行役員CEO、株式会社Q-Partnersの取締役、キューサイ株式会社の取締役、株式会社はこの取締役、大脇肥糧株式会社の取締役を退任されております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役永田暁彦氏、取締役清水俊樹氏、取締役小橋正次郎氏、監査役大貫美穂氏、監査役大久保和樹氏及び監査役吉田正通氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者の範囲は、当社の取締役及び監査役であり、当該保険契約の内容は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

4. 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	38,971 (-)	38,971 (-)	— (-)	— (-)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	9,600 (9,600)	9,600 (9,600)	— (-)	— (-)	3 (3)

(注) 1. 取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上記のほか、2023年2月21日開催の取締役会の決議により、ストックオプションとしての新株予約権30個（報酬等としての額）を取締役1名に、また、2023年8月25日開催の取締役会の決議により、ストックオプションとしての新株予約権129個（報酬等としての額）を取締役3名に付与いたしました。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2023年3月30日開催の第8回定時株主総会において年額240,000千円以内（ただし、使用人兼務役員の使用人としての給与は含まない。）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。

監査役の報酬額は、2023年8月30日開催の臨時株主総会において年額30,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役3名）です。

③ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

2. 取締役の個人別の報酬等の決定に関する事項

イ 基本報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定することとしております。

□ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、前年度の予算達成度合いに応じて算出された額を当年度の月額報酬に按分して支給することとしております。

ハ 非金銭報酬等に関する事項

非金銭報酬等は、新株予約権とし、取締役に中長期的に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに株主との一層の価値共有を進めることを目的としております。決定に際しては、中長期的な経営環境・見通しを鑑み、役位、職責等に応じて適切な時期に支給するものとし、取締役会で詳細を決定することとしております。

二 基本報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬等は、上記の「基本報酬」「業績連動賞与等」及び「非金銭報酬等」で構成されており、その割合に関しては、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な支給割合とする方針としております。

3. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会がその具体的な内容を決定するものとしております。

5. 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
永 田 晓 彦	社外取締役	株式会社インティメート・マージャー取締役 オリエンタルエアブリッジ株式会社取締役 株式会社Q-Partners取締役 キューサイ株式会社取締役 株式会社ユーブレナ取締役代表執行役員CEO 株式会社はこ取締役 大脇肥糧株式会社取締役 株式会社Eu&L代表取締役 リアルテックホールディングス株式会社代表取締役
清 水 俊 樹	社外取締役	Mynews Kineya Sdn. Bhd.取締役 GK Asia Sdn. Bhd.取締役 株式会社インスパイアPNBパートナーズ取締役 株式会社インスパイア取締役 希七祥(上海)食品机械有限公司董事 株式会社インスパイア・インベストメント取締役
小 橋 正次郎	社外取締役	小橋金属株式会社取締役社長 コバシ倉庫株式会社代表取締役社長 小橋工業株式会社代表取締役社長 KOBASHI HOLDINGS株式会社代表取締役社長 KOBASHI ROBOTICS株式会社代表取締役社長

大 貴 美 穂	社外監査役 (常勤)	大貴美穂会計事務所所長
大久保 和 樹	社外監査役 (非常勤)	NEXAGE法律事務所パートナー弁護士
吉 田 正 通	社外監査役 (非常勤)	株式会社Warranty technology代表取締役CEO 株式会社ホリプロ・グループ・ホールディングス取締役

- (注) 1. 株式会社ユーグレナ、小橋工業株式会社、KOBASHI HOLDINGS株式会社及び株式会社ホリプロ・グループ・ホールディングスは当社の株主であります。また、インスパイラPNBパートナーズを無限責任組合員とするPNB-INSPIRE Ethical Fund 1 投資事業有限責任組合は、当社の株主であります。それ以外の兼職先と当社の間には特別の関係はありません。
2. 取締役永田暁彦氏は2023年12月31日をもって株式会社ユーグレナの代表執行役員CEO、株式会社Q-Partnersの取締役、キューサイ株式会社の取締役、株式会社はこの取締役、大脇肥糧株式会社の取締役を退任されております。

② 当事業年度における主な活動状況

1. 取締役 永田暁彦

当事業年度に開催された取締役会20回に全て出席いたしました。経営者としての幅広い知識と経験から意思決定の妥当性・適切性を確保するための発言を適宜行っております。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。

2. 取締役 清水俊樹

当事業年度に開催された取締役会20回に全て出席いたしました。投資家としての幅広い知識と経験から意思決定の妥当性・適切性を確保するための発言を適宜行っております。投資家としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。

3. 取締役 小橋正次郎

当事業年度に開催された取締役会20回に全て出席いたしました。経営者としての幅広い知識と経験から意思決定の妥当性・適切性を確保するための発言を適宜行っております。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。経営者としての幅広い知識と経験から適宜発言を行っております。

4. 監査役 大貴美穂

当事業年度に開催された取締役会20回に、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。公認会計士・税理士としての幅広い知識と経験から、意思決定の妥当性・適切性を確保するための発言を適宜行っております。

5. 監査役 大久保和樹

当事業年度に開催された取締役会20回に、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。弁護士としての幅広い知識と経験から、意思決定の妥当性・適切性を確保するための発言を適宜行っております。

6. 監査役 吉田正通

当事業年度に開催された取締役会20回に、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。他社での取締役・監査役経験者としての幅広い知識と経験から、意思決定の妥当性・適切性を確保するための発言を適宜行っております。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,800千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,300千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容を踏まえ、会計監査人が算定した報酬見積りの根拠が適切であるかどうかについて検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

3. 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

VII 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は内部統制システムを早期に整備し、経営の透明性と健全性を維持し、迅速な経営判断による各種施策を効率的に執行するため、当社における基本方針として、以下の内容の取締役会決議を行っております。

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、善良なる管理者の注意をもって、忠実にその職務を執行する。また、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
2. 他の業務部門から独立した内部監査人は、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について監査を実施し、その結果を代表取締役に報告するとともに改善を促すことにより、コンプライアンス体制の適正を確保する。
3. 法令違反その他法令、定款、社内規程上の疑義のある行為等については、内部通報制度を構築し、「コンプライアンス規程」に従って適切に対応する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「文書管理規程」「情報セキュリティ基本規程」等に従い、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的記録により保存・管理する。
2. 取締役は、必要に応じこれらの文書等を閲覧できる。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社は「リスクマネジメント規程」を定め、当社において発生する可能性のあるリスクの未然防止に関して、管理体制を構築・維持し、発生リスクへの対応・抑止に係る機能を整備する。
2. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役はリスク対応体制を発動し、必要に応じて弁護士等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損失の拡大を防止するものとする。
3. 内部監査人は各部門のリスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を代表取締役及び取締役会に報告し、取締役会において適宜リスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善を行う。

- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1. 当社の取締役会の手続及び権限範囲等を「取締役会規程」で明確にし、定期的に開催される取締役会で、当社の取締役の職務の状況を報告する。
 2. 当社の取締役による効果的な業務運営を確保するため、組織の業務分掌を明確にする「業務分掌規程」、及び使用人の職務執行における責任権限を明確にする「職務権限規程」を定める。
 3. 経営計画を適正に策定・運用するため、「予算管理規程」等に基づき、当社の取締役会において当社の中期経営計画を策定する。当社の中期経営計画の進捗状況及び推進結果は、定期的に、当社の取締役会に報告するものとする。また、原則として事業年度毎に1回、当社の取締役会において中期経営計画のローリング（終期の更新と内容の見直し）を行う。
- ⑤ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1. 監査役は、監査業務について、補助すべき使用人を置く必要がある場合、使用人を指定することができる。
 2. 当該使用人については、取締役及び業務執行者からの独立性を確保するとともに、監査役は、使用人の権限、使用人の属する組織、指揮命令権、人事異動や人事評価についての監査役の同意権等使用人の独立性確保に必要な事項を十分検討する。
 3. 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑥ 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制
1. 当社の監査役は、重要な意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するため、経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて文書を閲覧し、当社の取締役及び使用人に説明を求めることができる。
 2. 当社の取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務の執行状況、経営状況のうち重要な事項、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、法令・定款違反に関する事項、その他重要な事項を報告する。
- ⑦ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
1. 当社は、監査役への報告や相談を行った者に対して、不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を「内部通報者保護規程」に明文化するとともに、当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 1. 当社は、監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 1. 監査役は、代表取締役と定期的にミーティングを行い、会社運営に関する意見の交換等を行う。
 2. 監査役は、内部監査人と緊密に連携をとり定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて監査法人や弁護士その他外部専門家を活用できる。
- ⑩ 反社会的勢力に向けた基本的な考え方とその整備状況
 1. 「反社会的勢力対応規程」を制定し、反社会的勢力との取引関係や支援関係も含め一切遮断し、いかなる名目の利益供与も行わず、また、反社会的勢力からの不当要求に對し屈することなく毅然とした態度で対応を図ることを徹底する。
 2. 必要に応じて警察や弁護士等外部の専門機関と連携を取り、反社会的勢力に関する情報収集・社内体制の整備を強化する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

①取締役会

取締役会は、原則として毎月1回定期的に開催し、経営の最高意思決定機関として、重要な経営事項の審議及び意思決定を行うほか、必要に応じ、臨時取締役会を開催することとなっております。

取締役会では、法令及び定款に定めのあるもののほか経営に関する重要な意思決定を行っており、各取締役から担当する業務執行の状況報告を行わせることで情報共有に努めています。取締役会は、代表取締役 高橋博之を議長として、取締役 大塚泰造、取締役 岡本敏男、取締役 権藤裕樹、取締役 相澤まどか、社外取締役 永田暁彦、社外取締役 清水俊樹、社外取締役 小橋正次郎の8名で構成されております。また、取締役会には監査役が毎回出席し取締役の業務執行の状況の監査を行っております。

②監査役会

当社の監査役会は、原則として月に1回開催しているほか、必要に応じ、臨時監査役会を開催しております。監査役会では、法令、定款及び「監査役監査基準」に基づき、取締役会への意思決定の適法性について意見交換するほか、常勤監査役による各事業部門に対する監査役監査の結果報告に基づき、協議・意見交換をしております。また、原

則として監査役の全員が定時取締役会及び臨時取締役会に出席しており、取締役の業務執行について適宜意見を述べるとともに、取締役へのヒアリングを行い、情報を収集しております。

監査役会は、常勤監査役 大貫美穂を議長として、社外監査役 大久保和樹、社外監査役 吉田正通の3名で構成されています。3名全員が社外監査役であり、うち公認会計士1名、弁護士1名を含みます。

③経営会議

経営会議は、迅速な意思決定や機動的な業務執行を図ることを目的として、社内取締役及び常勤監査役に加え、必要に応じて経営会議が指名した者で構成されています。経営会議は、原則として毎週1回開催しているほか、必要に応じて臨時経営会議を開催しております。経営会議では、取締役会へ付議される事項を含む重要な事項に関する討議、各取締役の担当する業務に関する情報共有等をする機関としての役割を果たしております。

④内部監査

当社では独立した内部監査担当部署は設置しておりませんが、代表取締役の命を受けた内部監査人が会社の業務及び財産の実態を監査し、経営の合理化及び能率の増進を図るため、内部監査を運用しています。なお、内部監査人は自己の所属する部門の監査をすることのできないものとしており、代表取締役が他部門又は社外から担当者を任命し、相互に牽制する体制としております。各監査役及び外部監査人とも連携し、経営改善が図れるよう指摘事項の適時適切な指摘と改善報告の実施を行っています。

⑤会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

⑥リスク・コンプライアンス委員会

当社では財務報告に係る内部統制の基本規程及びリスクマネジメント規程に基づき、代表取締役を議長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置しており、法令等の遵守の観点から、財務報告に係る内部統制の整備ならびに運用が適切に行われ、財務報告に虚偽記載の発生するリスクが管理されているかどうかを監督しているほか、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図っております。

リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役 高橋博之を委員長として、取締役 大塚泰造、取締役 岡本敏男、取締役 権藤裕樹、取締役 相澤まどか、常勤社外監査役 大貫美穂、経営管理部長及びその他必要と認めた部長・関係者で構成されております。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入しておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元につきましては、重要な経営課題として認識しております。

現在、当社はいまだ成長過程にあると認識しており、当面は内部留保の充実に注力する方針であります。内部留保資金につきましては、サービスの収益力強化のためのプラットフォーム開発や優秀な人材の採用育成等に充当し、なお一層の事業拡大を実現することで将来における安定的かつ継続的な利益還元に繋がるものと考えております。

今後の剰余金の配当につきましては、各期の営業成績と内部留保のバランスを勘案し株主に対して利益還元を実施していく方針です。現時点においては配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としております。配当の決定機関としては、機動的な利益還元ができるよう取締役会決議でも剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。また、当社は、取締役会の決議により一事業年度に1回、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

貸借対照表

2023年12月31日現在

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】			
流 動 資 産	(1,277,033)	【負債の部】	(636,007)
現 金 及 び 預 金	882,969	買 掛 金	34,276
売 掛 金	139,378	短 期 借 入 金	150,000
商 品	281	未 払 金	140,233
仕 備 品	924	未 払 費 用	51,081
貯 藏 品	41	未 払 法 人 税 等	5,392
前 払 費 用	10,355	未 払 消 費 税 等	19,338
未 収 入 金	243,268	契 約 負 債	1,333
貸 倒 引 当 金	△185	預 り 金	232,693
固 定 資 産	(13,682)	そ の 他	1,659
有 形 固 定 資 産	(1,526)	固 定 負 債	(204,879)
建 物 (純 額)	0	長 期 借 入 金	200,000
建物附属設備 (純額)	1,526	資 産 除 去 債 務	4,879
工具、器具及び備品 (純額)	0	負 債 合 計	840,887
無 形 固 定 資 産	(4,083)	【純資産の部】	
商 標 権	4,083	株 主 資 本	(449,828)
投 資 そ の 他 の 資 産	(8,072)	資 本 金	(595,838)
出 資 金	10	資 本 剰 余 金	(395,838)
敷 金	5,004	資 本 準 備 金	395,838
差 入 保 証 金	3,058	利 益 剰 余 金	(△541,848)
		そ の 他 利 益 剰 余 金	(△541,848)
		繰 越 利 益 剰 余 金	△541,848
		純 資 産 合 計	449,828
資 産 合 計	1,290,715	負債及び純資産合計	1,290,715

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

自 2023年1月1日
至 2023年12月31日

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	956,517
売 上 原 価	386,412
売 上 総 利 益	570,105
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	799,619
營 業 損 失 (△)	△229,514
營 業 外 収 益	
受 取 利 息	3
補 助 金 収 入	42,589
助 成 金 収 入	16,856
雜 収 入	10,051
	69,501
營 業 外 費 用	
支 払 利 息	3,637
チ ャ 一 ジ バ ッ ク 損 失	3,170
上 場 関 連 費 用	14,344
雜 損 失	493
	21,645
経 常 損 失 (△)	△181,658
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)	△181,658
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	865
当 期 純 損 失 (△)	△182,523

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月26日

株式会社雨風太陽
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 根本 知香
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 本間 愛雄
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社雨風太陽の2023年1月1日から2023年12月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年11月13日及び2023年11月30日開催の取締役会において、第三者割当増資による新株の発行を決議し、2024年1月17日に払込が完了しました。当該事項は、当監査役会の意見に影響を及ぼすものではありません。

2024年2月26日

株式会社雨風太陽 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 大 貴 美 穂 ㊞

社外監査役 大久保 和 樹 ㊞

社外監査役 吉 田 正 通 ㊞

以上

株主総会会場ご案内図

会場：岩手県花巻市湯本1-125
花巻温泉 ホテル千秋閣



交通：
JR 釜石線 新花巻駅
JR 東北本線 花巻駅
JR 新花巻駅からタクシー (約20~30分)
JR 花巻駅から路線バス (有料) 又は タクシー (約15~20分)
JR 花巻空港駅からタクシー (約10分)
いわて花巻空港からタクシー (約15分)

ご来場の交通手段は、株主様ご自身でお手配いただきますようお願い申し上げます。

自家用車またはタクシーを推奨いたしますが、タクシーは台数が限られているため事前にご予約することを推奨いたします。なお当社でも大型バス（定員55名）を1台準備いたしますが、座席数に限りがあるため満席でご乗車できない場合がございます。この場合の代替の交通手段については当社では責任を負いかねますので予めご承知おきください。

<当社手配のバス>

往路：花巻温泉行（花巻駅経由）

新花巻駅発 14:00, 花巻駅着 14:15, 花巻温泉着 14:35

復路：新花巻駅行（花巻駅経由）

花巻温泉発 17:10, 花巻駅着 17:30, 新花巻駅着 17:45

花巻温泉発 19:30, 花巻駅着 19:50, 新花巻駅着 20:05